

# 久留米市教育振興プラン

令和2年度～令和7年度

**(案)**

令和2年 月

久留米市教育委員会



## はじめに

2015(平成27)年に国連は、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するために国際社会が共通して達成すべき「持続可能な開発目標(SDGs)」として17項目を採択しました。その開発目標の4番目に「質の高い教育」の実現が定められたように、未来社会の実現における教育への期待の大きさがうかがえます。

近年、技術革新のめざましい進歩により情報化はさらに進展し、人工知能(AI)を通じて、国境を越えて瞬時に全ての人とモノ、様々な知識や情報がつながり、今までにない新たな価値が生まれ出され、「子どもたちの多くは将来、今は存在しない職業に就く」と言われるなど、予測が困難な時代が訪れようとしています。

また、令和2年4月から、小中高で順次実施されていく学習指導要領は、「主体的・対話的で深い学び」を通して、このような未来社会の変化に主体的に向き合い、関わり合い、自らの可能性を発揮し、よりよい社会の創り手となるための力を育む学校教育の実現を目指したものです。

このような状況の中、令和元年度に久留米市では、教育・学術及び文化の振興に関する根本方針を示した「教育に関する大綱」を新たに策定しました。この大綱では、「**“学び”が人をつくり、“地域”が人を育み、輝く未来を創る**」という基本理念のもとに、「**未来へつながる教育と学びの充実**」「**安心して学べる教育環境づくりの推進**」を学校教育推進の方向性として示しています。

また、市の教育振興基本計画である第3期久留米市教育改革プランが令和元年度で計画終了となりました。これを受け、新たに本市の教育振興基本計画を「**久留米市教育振興プラン**」として策定し、令和2年度より様々な教育施策に取り組みます。

「久留米市教育振興プラン」は、市の教育に関する大綱や学習指導要領を踏まえ、大きく変わろうとする社会の中で、たくましく「生きる力」を育むとともに、ふるさと久留米に誇りを持ち、元気と笑顔があふれる「くるめっ子」を育てていくために、「**ともに未来を創る『くるめっ子』の育成**」を目標として策定しました。

本プランの策定においては、教育・保護者・地域・関係団体等の様々な分野の方々に構成する「久留米市教育改革推進会議(座長:伊藤克治 福岡教育大学教授)」における協議を経て取りまとめました。また、本プランの実行にあたっては、重点ごとに数値的な評価指標を掲げ、教育施策や各学校における取組についての進捗管理を行うこととしています。今後、本プランの目標実現に向かって、学校や地域等における様々な教育活動を推進し、「くるめっ子」の健やかな育ちにつながるよう着実な歩みを進めていきたいと考えています。

# 目次

## はじめに

### 第1章 久留米市教育振興プランの背景と位置づけ

1	プラン策定の背景	1
2	位置付け	2
3	策定範囲	2
4	対象期間	2

### 第2章 第3期プランの総括と今後の方向性について

1	第3期教育改革プランの総括	3
(1)	重点1 わかる授業【学力の保障と向上】	3
(2)	重点2 たのしい学校【安全・安心な学校づくり】	5
(3)	重点3 久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】	7
2	今後の方向性について	8

### 第3章 久留米市教育振興プランの概要

1	プランの目標	10
2	4つの重点	11
3	施策の体系	13
4	具体的施策の方針と評価指標	14
5	教育振興プランの概要図	15

### 第4章 プランの具体化に向けた各学校における取組

1	「くるめ授業スタンダード」を活用した授業改善の取組	16
2	「くるめアクションプラン」を活用した不登校・いじめ問題対応の徹底	20

### 第5章 プランの具体化にむけた施策

1	施策構築にあたって	22
2	重点1：学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】	23
3	重点2：楽しい学校【安全・安心な学び舎】	27
4	重点3：笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】	32
5	重点4：協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】	34
6	その他の施策	35

# 久留米市教育振興プラン の背景と位置付け

## 1 プラン策定の背景

### (1) 国の動向

平成30年6月、第3期教育振興基本計画が策定され、我が国における今後の教育政策の方向性と令和4年度までの5年間における、①教育政策の目標、②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、③目標を実現するために必要となる施策群が示されました。

激動する時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっています。

誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し自らの「可能性」を最大化していくこと。そして誰もが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる「チャンス」を最大化していくこと、これらを共に実現するための改革の推進が、今求められています。

平成29年7月に告示された学習指導要領は、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、新しい時代に求められる資質・能力の育成を趣旨として改訂されました。

また、平成29年12月、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定が行われ、教師のこれまでの働き方を見直して、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることを通して、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことが今後より一層求められています。

今後、超スマート社会（Society5.0時代）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいきます。今まで以上にグローバル化、超高齢化が進展し、将来の予測が困難な時代が到来すると言われていています。さらに、子供の貧困にかかる課題など、教育をめぐる状況の対応や課題解決が急務です。

こうした社会の大転換を乗り越え、未来を担う子供たちが豊かな人生を生き抜くために必要な力を身につけ、活躍できるようにする上で、教育の果たす役割は大きいと言えます。

### (2) 久留米市の状況

久留米市は、平成17年2月の広域合併からの10年間、「新たな躍動への始動期」と位置づけた第2次基本計画を推進し、平成27年度からの5年間、「新たな躍動への実践期」として、第3次基本計画のもとに市政の着実な発展に取り組んできました。

平成27年11月には、「一人ひとりを大切にしたい、未来を担う人づくり」を基本理念として「教育に関する大綱」を策定し、推進してきました。

令和2年3月、新総合計画第4次基本計画を「新たな時代への飛躍」の期間と位置づけて策定し、令和2年度から令和7年度までの6年間、久留米市基本構想に掲げる目指す都市の姿の実現に向けて、時代潮流の変化を的確に捉えた都市づくりを目指して取り組んでいきます。

時を同じくして、第4次基本計画の教育分野を具現化していくものとして、「教育に関する大綱」を新たに策定しました。令和2年度から令和7年度までの6年間、「“学び”が人をつくり、“地域”が人を育み、輝く未来を創る」ことを基本理念としています。学校教育や社会教育等の基本方針及び施策の方向性を示し、推進していきます。

### (3) 久留米市教育振興プランについて

平成18年8月に教育施策の中期的重点事業プランとして「久留米市教育改革プラン（以下、「第1期プラン」という。）」を策定しました。

平成23年3月には、教育基本法に基づく教育振興基本計画に位置づけた「第2期久留米市教育改革プラン（以下、「第2期プラン」という。）」を定め、次代を担う人間力を身につけた子どもの育成を目指し、教育改革の施策に取り組んできました。

さらに平成28年3月には、第2期プランの総括を受け、効果の持続と課題の改善を基本方針とした「第3期久留米市教育改革プラン（以下、「第3期プラン」という。）」を定め、ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力の育成を目指して推進してきました。

第3期プランの成果として、「不登校の予防と解消」では、年々改善傾向であり、また外国語教育の推進にかかる「英検3級以上の取得率」については、全国値を上回ることができました。しかしながら、「授業改善への支援」については、評価指標の達成には至らなかった項目があり、学力の保障と向上に関する課題の解決のためにさらなる取組が急務になっています。

これらのことから、第1期から第3期の教育改革プランの推進について取組の効果を検証し、充実・定着・拡大を基本方針としてさらなる振興と推進が求められます。そこでこの度、本教育プランの名称を「久留米市教育振興プラン（以下、「教育振興プラン」という。）」とし、推進を図っていきます。

## 2 位置付け

教育振興プランは、国の「第3期教育振興基本計画」の内容等を参酌するとともに、「新総合計画第4次基本計画」及び「教育に関する大綱」の理念及び基本方針等の実現に向けた久留米市教育施策の中期的事業プランです。

## 3 策定範囲

教育振興プランは、市立学校（小学校、中学校、特別支援学校、高等学校）における学校教育分野を主な対象とし、家庭や地域と協働した学校の教育力の向上に関する施策についても対象範囲とします。

なお、特別支援学校及び高等学校においては、学科や教育内容の専門性をはじめ、児童生徒の通学範囲も広域にわたるなどの状況があるため、教育振興プラン実施にあたっては教育委員会と連携を図りながら、学校の実態に応じた推進を行います。

## 4 対象期間

「新総合計画第4次基本計画」及び「教育に関する大綱」の理念や施策等との整合性を図る観点から、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

なお、今後の国の動向や社会状況の変化に応じて中間期で見直しを行います。

### コラム

・超スマート社会（Society5.0時代）とは、「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に続く、人類史上5番目の新しい社会のことです。IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値が生まれる時代が到来しようとしています。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などに伴う様々な課題の克服が期待されます。

## 第2章

# 第3期教育改革プランの総括と今後の方向性について



### 1 第3期教育改革プランの総括

第3期プランの評価指標に関する令和元年度の進捗及びプラン計画期間を通じての評価は、次のとおりです。なお、表中の評価欄の記号は、以下のとおりです。

評価欄	◎ 達成（予定通り進捗）	○ 概ね達成（概ね予定通り進捗）
	△ 未達成（予定通り進捗せず）	× 未着手

#### (1) 重点1 わかる授業【学力の保障と向上】

	施策	評価指標	策定時 (%)																																										
			現在 (%)																																										
1	授業改善への支援 (学校教育課)	全国学力・学習状況調査結果で全国平均を超える (全国学力・学習状況調査)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(H27)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小6</td> <td>国語A</td> <td>68.3</td> <td>70.0</td> <td>▲1.7</td> </tr> <tr> <td>国語B</td> <td>63.2</td> <td>65.4</td> <td>▲2.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>算数A</td> <td>72.1</td> <td>75.2</td> <td>▲3.1</td> </tr> <tr> <td>算数B</td> <td>42.7</td> <td>45.0</td> <td>▲2.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">中3</td> <td>国語A</td> <td>72.3</td> <td>75.8</td> <td>▲3.5</td> </tr> <tr> <td>国語B</td> <td>62.6</td> <td>65.8</td> <td>▲3.2</td> </tr> <tr> <td>数学A</td> <td>60.3</td> <td>64.4</td> <td>▲4.1</td> </tr> <tr> <td>数学B</td> <td>37.3</td> <td>41.6</td> <td>▲4.3</td> </tr> </tbody> </table>				(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6	国語A	68.3	70.0	▲1.7	国語B	63.2	65.4	▲2.2		算数A	72.1	75.2	▲3.1	算数B	42.7	45.0	▲2.3	中3	国語A	72.3	75.8	▲3.5	国語B	62.6	65.8	▲3.2	数学A	60.3	64.4	▲4.1	数学B	37.3	41.6	▲4.3
			(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)																																							
小6	国語A	68.3	70.0	▲1.7																																									
	国語B	63.2	65.4	▲2.2																																									
	算数A	72.1	75.2	▲3.1																																									
	算数B	42.7	45.0	▲2.3																																									
中3	国語A	72.3	75.8	▲3.5																																									
	国語B	62.6	65.8	▲3.2																																									
	数学A	60.3	64.4	▲4.1																																									
	数学B	37.3	41.6	▲4.3																																									
評価	△	<p>※ 表中の数値は平均正答率である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(R1)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小6</td> <td>国語</td> <td>64</td> <td>63.8</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>算数</td> <td>65</td> <td>66.6</td> <td>▲1.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中3</td> <td>国語</td> <td>70</td> <td>72.8</td> <td>▲2.8</td> </tr> <tr> <td>数学</td> <td>56</td> <td>59.8</td> <td>▲3.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和元年度よりA区分（基礎）とB区分（活用）が統合された。</p>				(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6	国語	64	63.8	0.2	算数	65	66.6	▲1.6	中3	国語	70	72.8	▲2.8	数学	56	59.8	▲3.8																		
(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)																																										
小6	国語	64	63.8	0.2																																									
	算数	65	66.6	▲1.6																																									
中3	国語	70	72.8	▲2.8																																									
	数学	56	59.8	▲3.8																																									

	施策	評価指標	策定時 (%)
	令和元年度の成果等		現在 (%)
2	外国語教育の推進 (学校教育課)	中学校3年生までの英検3級の 取得率が全国平均を超える (英語教育実施状況調査)	H27年度 久留米市取得率 15.9 全国取得率 18.9
	評価 ◎	令和元年度の調査における英検3級(CEFR A1レベル)以上の取得率は、昨年度の全国平均を超えることができた。 本プラン期間を通じて、全ての年度において英検3級の取得率は全国平均を上回ることができた。	R1年度 久留米市取得率 32.0 全国取得率 未発表 H30年度(参考) 全国取得率 23.9

	施策	評価指標	策定時 (%)																												
	令和元年度の成果等		現在 (%)																												
3	教師力向上への支援 (学校教育課) (教育センター)	授業がわかると答える児童生徒 の割合や学校に行くのが楽しい と答える児童生徒の割合が全国 平均を超える (全国学力・学習状況調査)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(H27)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小6国わかる</td> <td>80.8</td> <td>82.0</td> <td>▲1.2</td> </tr> <tr> <td>小6算わかる</td> <td>79.9</td> <td>81.0</td> <td>▲1.1</td> </tr> <tr> <td>中3国わかる</td> <td>68.6</td> <td>74.3</td> <td>▲5.7</td> </tr> <tr> <td>中3数わかる</td> <td>72.7</td> <td>71.6</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>小6楽しい</td> <td>84.0</td> <td>87.0</td> <td>▲3.0</td> </tr> <tr> <td>中3楽しい</td> <td>79.8</td> <td>82.1</td> <td>▲2.3</td> </tr> </tbody> </table>	(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6国わかる	80.8	82.0	▲1.2	小6算わかる	79.9	81.0	▲1.1	中3国わかる	68.6	74.3	▲5.7	中3数わかる	72.7	71.6	1.1	小6楽しい	84.0	87.0	▲3.0	中3楽しい	79.8	82.1	▲2.3
	(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)																											
小6国わかる	80.8	82.0	▲1.2																												
小6算わかる	79.9	81.0	▲1.1																												
中3国わかる	68.6	74.3	▲5.7																												
中3数わかる	72.7	71.6	1.1																												
小6楽しい	84.0	87.0	▲3.0																												
中3楽しい	79.8	82.1	▲2.3																												
評価 △	「授業がわかると答える割合」について、小学校は、算数の割合が全国平均を上回った。中学校は、国語及び数学とも全国平均を下回った。 「学校が楽しいと答える割合」について、小中学校とも全国平均を下回ったが、平成27年度に比べて全国平均との差が縮まった。 本プラン計画期間を通じて、一部を除き全国平均を上回るという評価指標の達成には至らなかった。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(R1)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小6国わかる</td> <td>83.4</td> <td>84.9</td> <td>▲1.5</td> </tr> <tr> <td>小6算わかる</td> <td>84.5</td> <td>83.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中3国わかる</td> <td>72.1</td> <td>77.6</td> <td>▲5.5</td> </tr> <tr> <td>中3数わかる</td> <td>71.0</td> <td>73.9</td> <td>▲2.9</td> </tr> <tr> <td>小6楽しい</td> <td>85.1</td> <td>85.8</td> <td>▲0.7</td> </tr> <tr> <td>中3楽しい</td> <td>80.7</td> <td>81.9</td> <td>▲1.2</td> </tr> </tbody> </table>	(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6国わかる	83.4	84.9	▲1.5	小6算わかる	84.5	83.5	1.0	中3国わかる	72.1	77.6	▲5.5	中3数わかる	71.0	73.9	▲2.9	小6楽しい	85.1	85.8	▲0.7	中3楽しい	80.7	81.9	▲1.2	
(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)																												
小6国わかる	83.4	84.9	▲1.5																												
小6算わかる	84.5	83.5	1.0																												
中3国わかる	72.1	77.6	▲5.5																												
中3数わかる	71.0	73.9	▲2.9																												
小6楽しい	85.1	85.8	▲0.7																												
中3楽しい	80.7	81.9	▲1.2																												

## (2) 重点2 たのしい学校【安全・安心な学校づくり】

	施策	評価指標	策定時 (%)																				
	令和元年度の成果等		現在 (%)																				
1	不登校対応 (学校教育課)	不登校の出現率が全国を下回り、 復帰率が県を上回ることを維持しつ つ、さらなる改善を目指す (児童生徒の問題行動・不登校等 調査)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(H26)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国(県) (B)</th> <th>差 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出現率</td> <td>11.5</td> <td>12.6 (国)</td> <td>▲ 1.1</td> </tr> <tr> <td>復帰率</td> <td>49.6</td> <td>34.8 (県)</td> <td>14.8</td> </tr> </tbody> </table>	(H26)	久留米市 (A)	全国(県) (B)	差 (A)-(B)	出現率	11.5	12.6 (国)	▲ 1.1	復帰率	49.6	34.8 (県)	14.8								
			(H26)	久留米市 (A)	全国(県) (B)	差 (A)-(B)																	
出現率	11.5	12.6 (国)	▲ 1.1																				
復帰率	49.6	34.8 (県)	14.8																				
評価	○	<p>平成30年度の不登校児童生徒の出現率は、小中学校とも全国平均を下回った。復帰率は、小学校では全国平均を上回り、中学校は全国平均を下回った。</p> <p>本プラン計画期間を通じて、概ね評価指標を達成することができた。</p>																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>(H30)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出現率(小)</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>-4</td> </tr> <tr> <td>出現率(中)</td> <td>30</td> <td>38</td> <td>-8</td> </tr> <tr> <td>復帰率(小)</td> <td>50.0</td> <td>49.1</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>復帰率(中)</td> <td>46.3</td> <td>48.4</td> <td>▲ 2.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出現率＝不登校児童生徒数/全児童生徒数 ※ 復帰率＝復帰者数/不登校児童生徒数 ※ 復帰率に関し県は未公表</p>	(H30)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (A)-(B)	出現率(小)	3	7	-4	出現率(中)	30	38	-8	復帰率(小)	50.0	49.1	0.9	復帰率(中)	46.3	48.4	▲ 2.1
(H30)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (A)-(B)																				
出現率(小)	3	7	-4																				
出現率(中)	30	38	-8																				
復帰率(小)	50.0	49.1	0.9																				
復帰率(中)	46.3	48.4	▲ 2.1																				

	施策	評価指標	策定時 (%)																				
	令和元年度の成果等		現在 (%)																				
2	いじめ問題対応 (学校教育課)	いじめの認知件数が全国を上回 り、解消率が全国平均を超える (児童生徒の問題行動・不登校等 調査)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(H26)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>40.7</td> <td>17.8</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>解消率</td> <td>93.7</td> <td>88.9</td> <td>4.8</td> </tr> </tbody> </table>	(H26)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (A)-(B)	認知件数	40.7	17.8	22.9	解消率	93.7	88.9	4.8								
			(H26)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (A)-(B)																	
認知件数	40.7	17.8	22.9																				
解消率	93.7	88.9	4.8																				
評価	△	<p>平成30年度はいじめの認知件数は、小中学校ともに全国平均を上回った。解消率は、小中学校ともに全国平均を下回った。</p> <p>本プラン計画期間を通じて、いじめの認知率は全国平均を上回ったが、解消率が評価指標の達成には至らなかった。</p>																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>(H30)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (A)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数(小)</td> <td>86.6</td> <td>66.0</td> <td>20.6</td> </tr> <tr> <td>認知件数(中)</td> <td>34.2</td> <td>29.8</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>解消率(小)</td> <td>76.7</td> <td>84.7</td> <td>▲ 8.0</td> </tr> <tr> <td>解消率(中)</td> <td>81.1</td> <td>82.8</td> <td>▲ 1.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 児童生徒 1000 人あたりのいじめ認知件数</p>	(H30)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (A)-(B)	認知件数(小)	86.6	66.0	20.6	認知件数(中)	34.2	29.8	4.4	解消率(小)	76.7	84.7	▲ 8.0	解消率(中)	81.1	82.8	▲ 1.7
(H30)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (A)-(B)																				
認知件数(小)	86.6	66.0	20.6																				
認知件数(中)	34.2	29.8	4.4																				
解消率(小)	76.7	84.7	▲ 8.0																				
解消率(中)	81.1	82.8	▲ 1.7																				

	施策	評価指標	策定時 (%)																									
	令和元年度の成果等		現在 (%)																									
3	学校生活充実への支援 (学校教育課)	学校に行くのが楽しいと答える児童生徒の割合(再掲)や、自分にはよいところがあると答える児童生徒の割合が全国平均を超える (全国学力・学習状況調査)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(H27)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小6楽しい</td> <td>84.0</td> <td>87.0</td> <td>▲ 3.0</td> </tr> <tr> <td>中3楽しい</td> <td>79.8</td> <td>82.1</td> <td>▲ 2.3</td> </tr> </tbody> </table>				(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6楽しい	84.0	87.0	▲ 3.0	中3楽しい	79.8	82.1	▲ 2.3										
			(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)																						
小6楽しい	84.0	87.0	▲ 3.0																									
中3楽しい	79.8	82.1	▲ 2.3																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(H27)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小6よいところ</td> <td>72.0</td> <td>76.4</td> <td>▲ 4.4</td> </tr> <tr> <td>中3よいところ</td> <td>60.5</td> <td>67.1</td> <td>▲ 6.6</td> </tr> </tbody> </table>			(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6よいところ	72.0	76.4	▲ 4.4	中3よいところ	60.5	67.1	▲ 6.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(R1)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小6楽しい</td> <td>85.1</td> <td>85.8</td> <td>▲ 0.7</td> </tr> <tr> <td>中3楽しい</td> <td>80.7</td> <td>81.9</td> <td>▲ 1.2</td> </tr> </tbody> </table>		(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6楽しい	85.1	85.8	▲ 0.7	中3楽しい	80.7	81.9	▲ 1.2
(H27)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)																									
小6よいところ	72.0	76.4	▲ 4.4																									
中3よいところ	60.5	67.1	▲ 6.6																									
(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)																									
小6楽しい	85.1	85.8	▲ 0.7																									
中3楽しい	80.7	81.9	▲ 1.2																									
	評価	△	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(R1)</th> <th>久留米市 (A)</th> <th>全国 (B)</th> <th>差 (B)-(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小6よいところ</td> <td>77.4</td> <td>81.2</td> <td>▲ 3.8</td> </tr> <tr> <td>中3よいところ</td> <td>67.8</td> <td>74.1</td> <td>▲ 6.3</td> </tr> </tbody> </table>				(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)	小6よいところ	77.4	81.2	▲ 3.8	中3よいところ	67.8	74.1	▲ 6.3										
(R1)	久留米市 (A)	全国 (B)	差 (B)-(A)																									
小6よいところ	77.4	81.2	▲ 3.8																									
中3よいところ	67.8	74.1	▲ 6.3																									
<p>「学校が楽しいと答える割合」について、小中学校とも全国平均を下回ったが、平成27年度に比べて全国平均との差が縮まった。</p> <p>「自分にはよいところがある」と答える児童生徒の割合は、小中学校とも全国平均を下回ったが、平成27年度に比べて全国平均との差が縮まった。</p> <p>本プラン計画期間を通じて、全国平均を上回ることができず評価指標の達成には至らなかった。</p>																												

	施策	評価指標	策定時	
	令和元年度の成果等		現在	
4	学校安全への支援 (学校教育課)	日本スポーツ振興センター災害給付対象けが件数の減少(小学校)	H26年度 1,612件	
			<p>H30年度 1,583件</p> <p>参考 (H30.11.30現在) 918件 (R1.11.30現在) 846件</p>	
	評価	◎	<p>平成26年度と比較して、30年度は29件減少した。なお、令和元年11月末時点の件数については、平成30年度と同じ時期と比較して減少している。</p> <p>本プラン計画期間を通じて、けがの件数が減少したことで評価指標を達成することができた。</p>	

(3) 重点3 久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】

	施策	評価指標	策定時 (%)
	令和元年度の成果等		現在 (%)
1	学習習慣定着への支援 (学校教育課)	家庭等での学習時間の向上 (1時間以上) (全国学力・学習状況調査)	H27年度 小6 55.7 中3 63.8 ※ 平日に家庭学習を1時間以上している児童生徒の割合
	評価	◎	R1年度 小6 62.4 中3 66.8  H30年度 (参考) 小6 62.4 中3 67.3
	<p>家庭等での学習時間が1時間以上である小学校児童の割合は、前年度と同じで平成27年度を上回った。中学校生徒の割合は、前年度を下回ったが、平成27年度を上回った。</p> <p>本プラン計画期間を通じて、家庭等での学習時間が向上することができた。</p>		

	施策	評価指標	策定時 (%)
	令和元年度の成果等		現在 (%)
2	地域学校協議会提言実働化への支援 (学校教育課)	地域学校協議会提言の達成率の向上	H27年度 達成率 71.7
	評価	◎	H30年度 達成率 74.2
	<p>地域学校協議会からの提言を受け、学力面では放課後等学習会や家庭学習の充実に、生活面ではスローメディアや読書の促進等に取り組んだ。その結果、達成率は平成27年度より向上した。</p> <p>本プラン計画期間を通じて、提言の達成率向上をすることができた。</p>		

## 2 今後の方向性について

第3期プランで設定した9つの評価指標に対する計画期間中の評価は、達成「◎」が4つ、概ね達成「○」が1つ、未達成「△」が4つでした。令和2年度から始まる次期プランでは、第3期プランの効果があつた取組の「充実・定着・拡大」を目指し、以下の内容を踏まえたプランの推進を図っていきます。

### (1) 学力の保障と向上の取組を充実させるために、より具体的に進める必要があります。

重点1「わかる授業」については、小学校の一部教科区分で全国平均正答率を上回る年度もありましたが、計画期間中に評価指標を達成するまでには至りませんでした。一方、外国語教育の推進においては、「英検3級以上の取得率」が全国値を上回り、評価指標を達成することができました。

次期プランにおいては、学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」を具現化した授業づくりの全市的な取組を通じて、学力の保障と向上における課題克服をめざしていきます。また、教育ICTの効果的な活用等による個に応じた指導の充実に継続的に取り組み、その成果を各学校に還元していきます。さらに、外国語教育の推進においては、評価指標は達成したものの、その成果を学力の向上にまでは十分に反映できていなかったことから、外国語教育の充実に向けた新たな施策を進める必要があります。

なお、評価指標においては、「全国学力・学習状況調査で全国平均正答率を上回る」に加えて、同じ児童生徒の学力実態の経年変化を新たな指標として検討していきます。

### (2) 安全かつ安心して学べる学校づくりを定着させるために、継続して進める必要があります。

重点2「たのしい学校」については、不登校出現率は全国が増加傾向にある中、本市では減少傾向を示し、いじめの認知件数も全国平均を超えるという結果を残し、評価指標を達成することができました。また、学校安全の指標とした小学校でのケガの発生件数も計画初年度より減少させることができました。

これは、計画期間中、各学校において、不登校やいじめ問題の早期発見・早期対応の組織的・計画的な取組が定着してきたことや小学校で「事故やケガは一人ひとりの予防や備えがあれば防ぐことができる」という考えで実施したセーフスクールの取組による効果が現れたものと言えます。しかし、一方で不登校復帰率やいじめ解消率は設定した指標の達成までには至りませんでした。

子どもたちが安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境をつくることは、全ての教育活動の基盤であり、学力の保障と向上を図る上で欠かすことができない土台でもあります。

次期プランにおいても、子どもたちが安全かつ安心して学べる学校づくりは継続して推進していく必要があります。すべての「くるめっ子」が「学校に行くのが楽しい」と思える学校づくりを目指していきます。

### (3) 学校・家庭・地域の協働の取組を拡大し、さらに進める必要があります。

重点3「久留米版コミュニティ・スクールの推進」については、「家庭等での学習時間の向上」「地域学校協議会提言の達成率の向上」という評価指標をともに達成することができました。第3期プラン計画期間中には、各学校においてスローメディアの取組を通じた学習習慣の定着や地域学校協議会による放課後学習会の実施など、地域の実態に応じた創意工夫ある取組が展開されました。また、地域学校協議会委員を集めてのブロック研修会を実施し、期待される役割の理解や情報交換を重ねる取組も定着してきました。

次期プランにおいては、これまで積み重ねてきた地域学校協議会(久留米版コミュニティ・スクール)の成果を引き継ぎながら、文部科学省が推奨し、現在「努力義務」化されているコ

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)への移行も視野に入れた、学校・家庭・地域の協働をさらに進めていきます。

**(4) 教職員の働き方改革を推進し、教師力向上への支援を充実させるために、より具体的に進める必要があります。**

本市の教員の勤務実態調査の結果、月当たりの在校時間が80時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にあたる教員が、小学校で15.4%、中学校で32.8%(令和元年5月調査)存在することが分かりました。業務改善推進モデル校(小中各1校)で実施したアンケートでは、1日の平均勤務時間が小学校で11.4時間、中学校で11.8時間という長時間勤務の実態も明らかになりました。

第3期プランの計画期間中においても、学校閉庁日の実施、校務支援システム、テレワークの導入、久留米版スクールサポートスタッフ事業の展開など、働き方改革の具体的な取組が行われてきました。

教職員の世代交代が急速に進む中、次期プランにおいても、教師力の向上をより具体的に進める必要があると考えます。その推進にあたっては、働き方改革の推進による業務改善への支援を通じて、教職員が子どもと向き合う時間を十分確保し、健康でやりがいをもって研修や自己研鑽ができる環境を整備することを目指していきます。

## 1 プランの目標

## ともに未来を創る「くるめっ子」の育成

## [つくる力・つながる力・つらぬく力]

## (1) ともに未来を創るとは

人口減少や高齢化の進展、IoTや人工知能による技術革新、グローバル化等の社会の現状や課題の中で、自ら問いを持ち、だれもが感性や創造性を発揮し、周りの人々と協働しながら、持続可能な社会のために価値あるものをつくりだしていくことです。

## (2) 「くるめっ子」とは

将来、久留米で暮らす、久留米の外で暮らす、いずれの場合においても、自分が育った「ふるさと久留米」への愛着と誇りをもち、将来への貢献を思っている児童生徒のことです。

## (3) 具体的に育成したい3つの力

令和2年度の小学校から順次実施される学習指導要領では、育成を目指す資質・能力として「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つが柱として整理されました。久留米市においては、これらの3つの資質・能力を育てるために「つくる力」「つながる力」「つらぬく力」の3つの力を育成します。

## ○「つくる力」（問題発見・解決する力）

- ・問題を発見し、解決の方向と方法を決定し、結果を予測しながら実行し、過程を振り返って次の問題発見・解決につなげる力。
- ・新たに獲得した知識・技能を、既存の知識・技能と関連づけたり、組み合わせたり、社会の様々な場面で活用したりする力。

## &lt;具体的な子どもの姿&gt;

- 「学習や生活のめあてを自分でつくっている」
- 「めあてを達成するための方法を集めた情報や今までの学びから考えている」
- 「めあてを達成するための方法を決め、実行している」
- 「学んだことを他の学習や生活の場面に生かしている」

## ○「つながる力」（協働する力）

- ・自分と他者への理解を深め、規範意識や社会のルールを大切にするとともに、相手や状況に応じた表現をしながらよりよい人間関係をつくる力
- ・対話を通して考えの共通点や差異点を理解し、相手の考えに共感したり多様な考えを統合したりして、協力して問題を解決していく力。

## &lt;具体的な子どもの姿&gt;

- 「お互いに自分の考えを伝えている」
- 「お互いの考えを取り入れて、よりよい考えをつくろうとしている」
- 「相手のことを考えて、温かい言葉かけをしている」
- 「お互いにおかしいことはおかしいと伝えている」

## ○「つらぬく力」（遂行する力）

- ・夢や目標、前向きな意欲、困難を乗り越える強い意志、簡単に折れない柔軟性を持って、持続可能な社会をつくるために考え、行動しようとする力。また、それを支える心身ともに健康な体や体力。

＜具体的な子どもの姿＞

「将来の夢や目標をもって、それに向かって自分の心身を鍛えている」

「失敗したとき、改善方法を考えて取り組んでいる」

「あきらめずに取り組めたことに喜びを感じている」

「地域や社会によさを感じたり関わりたいと考えたりしている」

※ 第3期プランで「くるめっ子」の基本として指導した『あいさつ・そうじ・自学自習』についても、引き続き子どもたちの発達段階に応じた具体的・系統的な指導を行っていきます。

## 2 4つの重点

第3期教育改革プランの総括を受け、効果があった取組のさらなる「充実・定着・拡大」を基本方針として、以下の4点から重点化を図ります。

また、これらの重点を支える土台として、人権・同和教育や特別支援教育、及び、自分らしい生き方を考え、夢や憧れをもつことができる「くるめ学」の学習やキャリア教育を大切にしています。

### (1) 重点1：学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

- 「くるめ授業スタンダード」を活用しながら、現在の学びを過去や未来の学びとつなぐ、友達や地域の方々など他者とつなぐ、各教科等の学びとつなぐ「主体的・対話的で深い学び」となるように毎日の授業を見直します。そして、子どもが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけるとともに、これらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばすことで、「自ら学びたくなる、わかる・できる喜びを味わう」授業づくりを進めます。
- インクルーシブ教育システムの構築にむけて、ユニバーサルデザインの視点による授業づくりを進めるとともに、個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく個に応じたきめ細やかな支援を行う特別支援教育を充実させます。
- 多文化共生社会の実現をめざし、多様な国籍や民族などの背景をもつ人々の文化や自国文化の理解を深め、コミュニケーション力を育てる外国語教育を充実させます。
- 超スマート社会（Society5.0）時代の到来を踏まえ情報を収集し、目的に合わせて加工する情報活用能力を身につけるための教育活動を充実させます。

#### コラム

・インクルーシブ教育システム（inclusive education system）とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。

## (2) 重点2：楽しい学校【安全・安心な学び舎】

- 「くるめアクションプラン」を活用しながら、いじめ問題や不登校の未然防止、早期発見、早期対応を徹底し、だれもが安心して学べる学校生活を送れるようにします。
- 子ども自らがいかに自分で自分の身を守るかを意識し、自ら安全な行動ができる力を育てる学校安全の取組や計画的な学校の施設や設備の整備を充実させます。
- 自分のよさや仲間のよさが実感できる学校になるように、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を進め、人権・同和教育の取組を充実させます。

## (3) 重点3：笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

- 教職員のキャリアステージに応じて求められる資質・能力を整理した育成指標に基づく教員研修の充実や教育活動の支援を通して、教員一人ひとりの授業力や学級経営力、保護者との連携や使命感の向上に努めます。
- 教職員の働き方に関する意識改革と学校の役割と家庭・地域の役割を明確にすることを通して、教師が本来の業務に専念できるなど業務改善を進めます。

また、久留米市部活動方針を策定したり、学校を支える専門スタッフの活用を図ったりするなど、働き方改革を通して、児童生徒に接する時間を十分に確保し、笑顔で子どもたちに向き合う先生の実環境づくりを推進します。

## (4) 重点4：協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

- 学校を支えるスタッフや授業支援への地域人材の積極的な活用を図ることで、子どもたちの学習習慣定着や基礎的・基本的な知識・技能の定着を中心とした取組、家庭と連携して健やかな成長を支える生活習慣づくりへの支援などを進めます。
- 全小中学校に設置している地域学校協議会による提言の実働化への支援を図り、地域と学校の協働活動を一層充実させます。また、国の動向を踏まえ、コミュニティ・スクールへの移行に向けた組織や機能のあり方についての検討を進めます。

### コラム

・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みです。平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により各教育委員会に対して、協議会の設置の努力義務が課されました。学校運営協議会の主な役割として、

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ② 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

の3つがあります。ただ、③については、「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年 改訂版）の中で、任命権者の任命権の行使そのものを拘束しないことや校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではないことが述べられています。

### 3 施策の体系

目標：ともに未来を創る「くるめっ子」の育成

#### 重点1：学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

- (1) 「くるめ授業スタンダード」を活用した授業改善
- (2) 個に応じた教育活動の充実
- (3) 外国語教育の充実
- (4) 教育ICT活用・情報教育の推進

#### 重点2：楽しい学校【安全・安心な学び舎】

- (1) くるめアクションプランを活用した不登校・いじめ問題対応の徹底
- (2) 学校安全への支援
- (3) 仲間づくりの視点を大切に活動の充実

#### 重点3：笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

- (1) 教師力向上への支援
- (2) 業務改善への支援

#### 重点4：協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

- (1) 学習習慣定着への支援
- (2) 地域学校協議会提言の実働化への支援

人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育

## 4 具体的施策の方針と評価指標

### 重点1：学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

No.	具体的施策の方針	評価指標
1	「くるめ授業スタンダード」を活用した授業改善	○全国学力・学習状況調査（小6、中3）において全国平均正答率を上回る。 ○県学力調査（小5、中1、中2）と全国学力・学習状況調査において県・全国を100とした場合の得点率が増加する。
2	個に応じた教育活動の充実	○「先生が分かるまで教えてくれる」「自分がわかる・できる方法を準備してくれる」と答える児童生徒の割合が増加する。
3	外国語教育の充実	○「CEFR A1」相当以上の力を有する生徒の割合が全国平均以上になる。
4	教育ICT活用と情報教育の推進	○「コンピュータなどのICTを活用した授業を週1回以上やっている」と答える児童生徒の割合が増加する。

※「CEFR A1」: CEFRは外国語の熟達度をA1, A2, B1, B2, C1, C2の6レベルに分けて評価します。それぞれ詳細な定義があり、A1が簡単なやりとりができる初心者レベル、そしてC2がほぼネイティブ並みにその言語を活用できるというレベルです。

### 重点2：楽しい学校【安全・安心な学び舎】

No.	具体的施策の方針	評価指標
1	不登校対応の徹底	○不登校の出現率が減少し復帰率が増加する。
2	いじめ問題対応の徹底	○いじめ認知件数と解消率が増加する。
3	学校安全への支援	○日本スポーツ振興センター災害給付対象けが件数が減少する。
4	仲間づくりを生かした活動の充実	○「友達は自分の考えや思いのよさを認めてくれる」と答える児童生徒の割合が増加する。

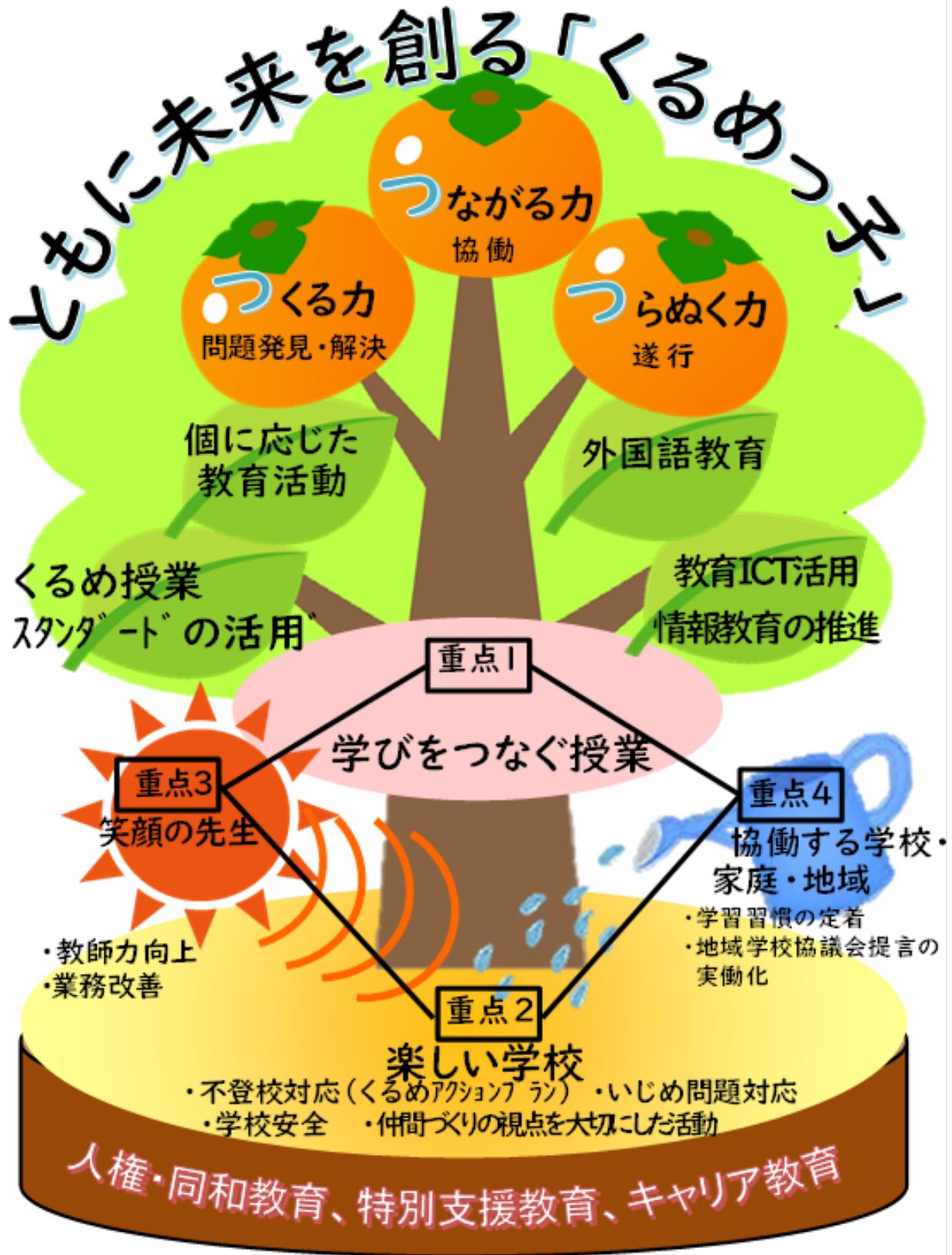
### 重点3：笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

No.	具体的施策の方針	評価指標
1	教師力向上への支援	○「先生は、よさを認めてくれる」と答える児童生徒の割合が増加する。
2	業務改善への支援	○「先生は自分たちの話をしっかりと聞いてくれる」と答える児童生徒の割合が増加する。

### 重点4：協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

No.	具体的施策の方針	評価指標
1	学習習慣定着の支援	○「家庭等で1時間以上学習する」「家で計画を立てて勉強している」と答える児童生徒の割合が増加する。
2	地域学校協議会提言実働化への支援	○地域学校協議会提言の達成率が増加する。

5 教育振興プランの概要図



## 第4章

# フランの具体化に向けた 各学校における取組

## 1 「くるめ授業スタンダード」を活用した授業改善の取組

### (1) 本市の現状

令和元年度の全国学力・学習状況調査において、「授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組むことができていると思いますか」という質問に対して、「当てはまる」と回答した児童・生徒は約30%と、大変低い結果でした。また、「授業に主体的に参加することができるか」「話し合う活動で自分の考えを広げ深めることができているか」「(算数・数学の学習で)きまりの根拠を理解しようとしているか」といった質問に対し肯定的に回答した児童・生徒の割合も、全国平均より低い結果でした。

このような結果になった要因として、「教師が一方向的に知識を教え込むような講義的な授業になっているのではないか」「児童・生徒が自分の考えをつくったり、考えの根拠を説明し合ったり、友達の説明を聞いて自己の考えを付加・修正したりするような学習活動が不足しているのではないか」といったことが考えられます。

そこで、国が示す「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」を踏まえつつ、これらの授業実践上の課題等を解決するための「くるめ授業スタンダード」を作成することとしました。

### (2) 本取組の目的

文部科学省が示す学習指導要領においては、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるために必要な資質・能力を「生きて働く知識・技能」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」としており、これらの3つの資質・能力をバランスよく育成することが、学校教育における大きな目標として掲げられています。

また、3つの資質・能力を育成するためには、日々の授業において、「何を学ぶか」という学習内容に加えて、それらを「どのように学ぶか」という学び方も重要であることが示されています。

令和2年度には小学校、令和3年度には中学校で全面実施される学習指導要領においては、この「どのように学ぶか」という点について、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」という方向性が示されています。そして、この「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の3つの視点の具体化を図るために作成したのが「くるめ授業スタンダード」です。

### (3) 具体的構想

「くるめ授業スタンダード」は、毎日の授業を主体的・対話的で深い学びとなるように見直すポイントを示したものです。ポイントは以下の3つです(図1)。

#### 【ポイント①】「問題解決的な授業展開」

児童生徒主体の授業づくりのために「授業展開の7ステップ」を大切にします。

#### 【ポイント②】「子どもの思考を促す発問」

児童生徒が授業の中でしっかりと思考を働かせ、また発展させていく授業にするために、教師が行う発問の工夫を大切にします。

#### 【ポイント③】「子どもの姿で授業評価」

授業においては、児童生徒が「めあてや見通しを持つことができているか」「自分の考えやその根拠を持つことができているか」「対話を通して考えを広げ深めることができているか」

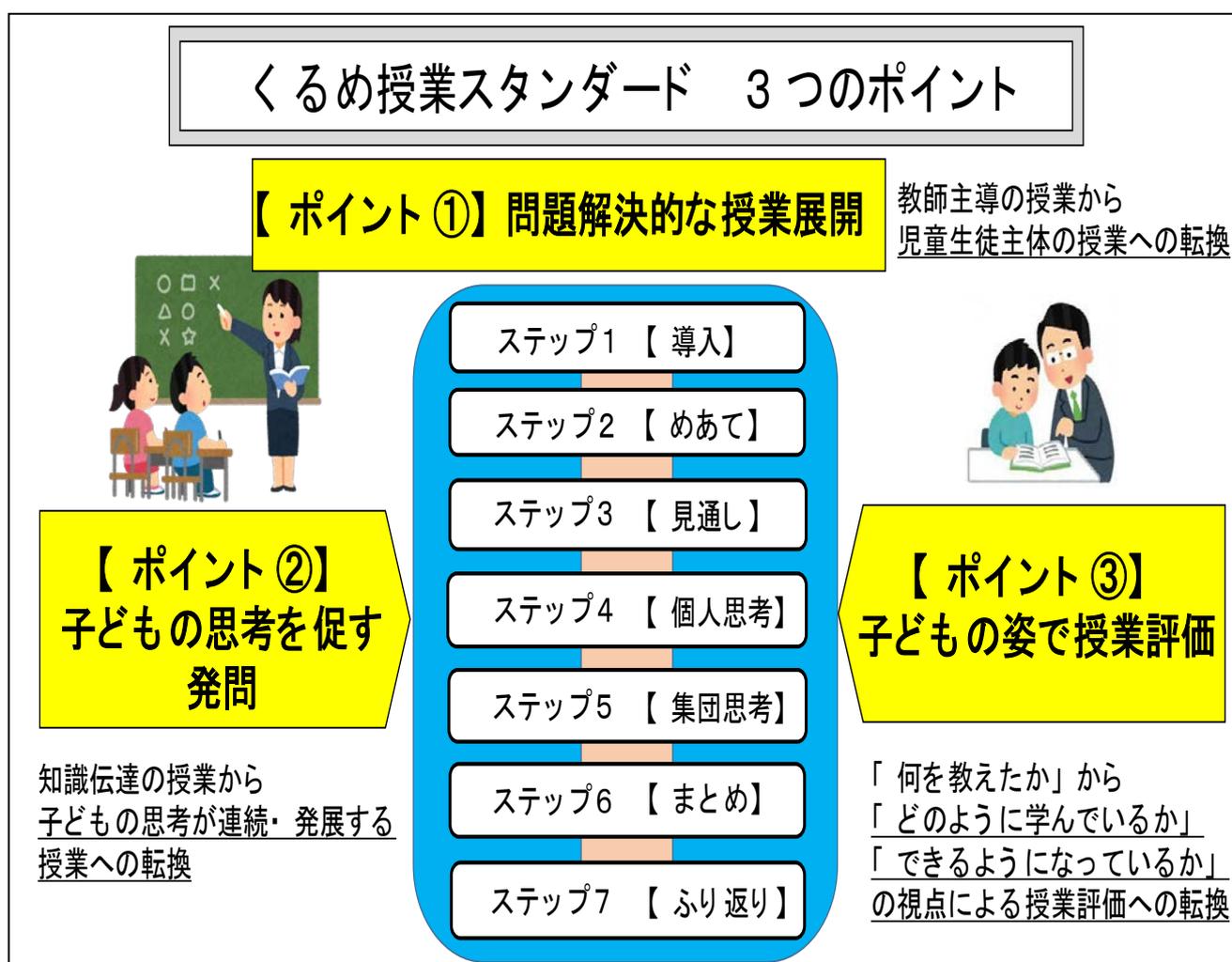
「本時のめあてを達成することができるか」といった視点で児童生徒の発言や表情、ノート等を絶えず観察し、的確な支援や次時の授業構想を行うことを大切にします。

3つのポイントを踏まえた授業例（図2）では、「具体的な教師の発問例」や「めざす子どもの姿」の詳細を示し、具体的な1時間の授業をイメージできるようにしています。本プランでは、「くるめ授業スタンダード」の3つのポイントや具体的な授業例を、授業改善の視点として日常の授業に活用することを想定しています。

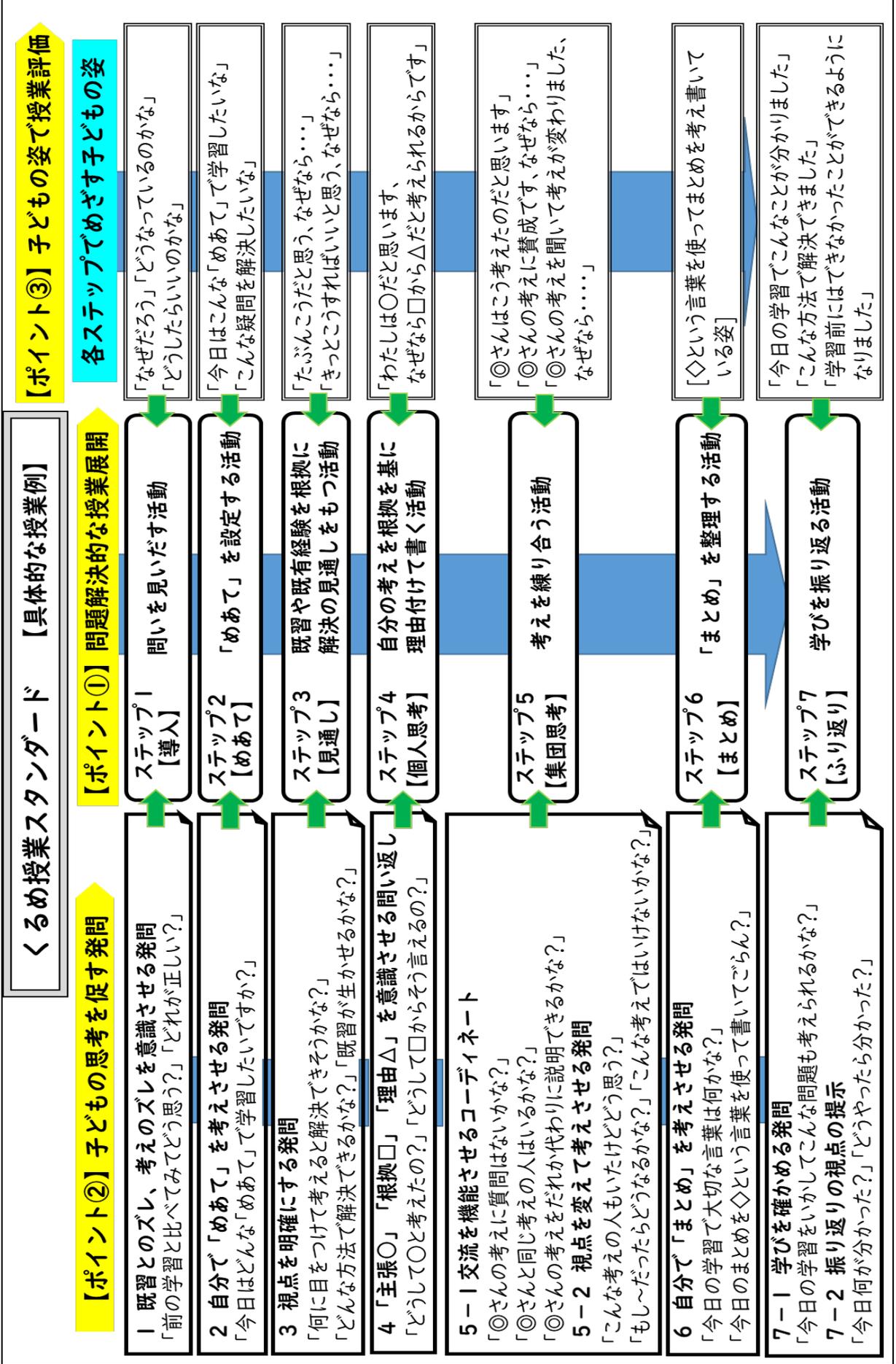
例えば、福岡県学力向上推進拠点校事業の研究指定を受けた牟田山中学校では、全教職員で取り組む「牟田山流 学習の極意」（図3）を作成して全教科の授業改善に活用されています。これは、「久留米授業スタンダード」のステップ4～7の取組を生徒の実態に応じて焦点化するとともに、学習プロセスにおけるめざす生徒の姿も明確化されています。

また、久留米市教育委員会の研究指定を受けた高良内小学校では、算数の基本的な学習過程（図4）を作成して算数科の授業改善に活用されています。これは「くるめ授業スタンダード」と同様に、算数科の特性を踏まえた問題解決的な展開と、その中での教師が行う指導や支援が明確化されたものになっています。

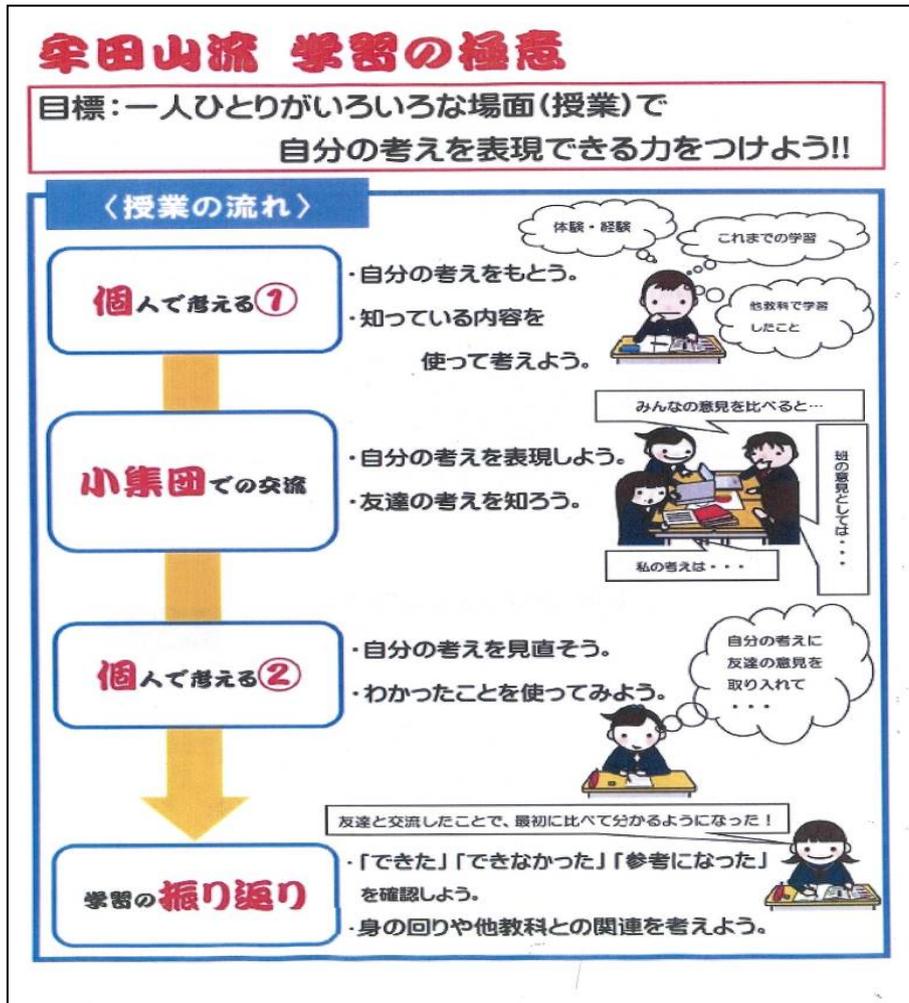
（図1）



(図2)



(図3)



(図4)

研究主題及び副主題

## 数学的に考える子どもを育てる 算数科学習指導

～「学び合い」の考え方を取り入れた学習過程の工夫を通して～

こんな子どもの姿をめざします

子どもたちは、新しい問題場面に出会ったとき、「今までに学習したことは使えないか」「もっと簡単に解決できる方法はないか」と、その解決の見直しを既習の知識や技能をもとにつくり出します。そして、問題解決のために必要な学び方(方法)を選択し、試行錯誤しながら自分の力で考えを導き出します。その考えを友だちと比較・検討することで、新しい数理を身に付けることができます。この新たな数理は、次の問題解決では道具や手段となります。

学び合いでは、子どもが互いに教え合って、問題を全員が解決できることを目指します。問題解決の場面では、子どもの「分らない」という気持ちを大切に、友だちに聞いたり、教えたりすることを大切にします。教師は、「一人も見捨てない」「みんなができる」ことを語り、友だちに進んでかわる姿を称賛します。

既習の知識や技能

自力解決

比較・検討

新しい数理の獲得

つかむ

見直し

- 問題を把握する
- 考え方を整理する
- 方法を選択する

つくる

探究

- 自力解決する
- 自分なりの考えをつくる

深める

表現

- 解決方法を教え合う
- 共に考える

まとめる

評価

- 学び(内容・方法)を振り返りまとめる

「一人も見捨てない」「みんなができる」学び合い  
(このことを通して「考える」ことを基軸にした学習)

「学び合い」の考え方を積極的に導入し、見直しをもって筋道を立てて考察する「数学的に考える子ども」を育てていきます。

久留米市立高良内小学校

5 基本的な学習過程を明確にして指導します

段階	各段階での指導のポイント
つかむ	<p><b>1 めあてをつかむ</b></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-right: 5px;"> <p style="font-size: 0.8em;">事象</p> <p style="font-size: 0.7em;">必然性/興味・関心 めあて</p> </div> <div style="margin: 0 5px;"> <p style="font-size: 0.8em;">比較</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-right: 5px;"> <p style="font-size: 0.8em;">既習の事象</p> <p style="font-size: 0.7em;">既習の考え 既習の方法</p> </div> </div> <p style="font-size: 0.7em;">→ 問題場面の把握 → 友達や考えのズレ「どうして?」 → 考えや方法の不十分さ → 「簡単に」「分かりやすく」</p> <p style="font-size: 0.7em;">めあて：みんなが○○(対象)を○○(活動)できるようにしよう。 <small>(※自分の得意分野を)</small></p>
つくる	<p><b>2 解決の見直しをたてる</b> <small>(※既習でノートに見直しを書かせる)</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●見方・考え方の見直し……………( )に目をつけて、( )の考えで</li> <li>●方法の見直し……………( )を使って、( )に表して</li> <li>●結果の見直し……………( )よりも大きくなる、およそ( )くらい</li> </ul>
深める	<p><b>3 自力解決をする(学び合い)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 具体物の操作、半具体物の操作、絵図等に働きかける。 → 自力解決の場と時間の確保、算数的活動の重視 <small>(※学習用具の準備)</small></li> <li>② 学習ノートに自分の考え、その説明を書く。 → 一つの考えができたら、違う考えをつくる。 <small>(※表現の仕方の指導)</small></li> </ul>
まとめる	<p><b>4 比較・検討する(学び合い)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自分の考えを出し合い、それぞれ の考えを知る。</li> <li>② 観点明確にして比較・検討する。 (例)【序列化】 → ○わかりやすい(明確) → ○かんたん(簡潔) → ○いつでも使える(一般性) → 他者の案にあてはめさせる <small>(※数値の明確・確切)</small></li> </ul> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; font-size: 0.7em; margin-top: 5px;"> <p>教師がねらいを明確にもって比較・検討させる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【独立化】…それぞれの考えのよさを明確にする</li> <li>【序列化】…一番価値ある考えを明確にする</li> <li>【総合化】…一般化した考えにまとめる(公式)</li> <li>【横道化】…既習の考えとの関係を明確にする</li> </ul> </div>
まとめる	<p><b>5 まとめる(学び合い)</b> <small>(※5分間以上の時間を確保する)</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学習を振り返り、分かったことをまとめる。 まとめ ○○○は○○である、○○の考えにより○○である。 <small>(※自分の得意分野を)</small></li> <li>② 通用問題を解き、見いだした数理のよさを味わう。 <small>(※数理的な価値付け)</small></li> <li>③ 本時学習の自己評価をする。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: 0.7em; margin-top: 5px;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●話し合い(筋道を立てた発表・説明)</li> <li>●聞く(考えを比較しながら)</li> <li>●書く(考えをノートに)</li> <li>●質問(数理は? わかったこと)</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●これまでの学びを自分で振り返り、伸びを味わうことができるように。</li> <li>●観点を整理して今後の方向をつくり自ら学びを発展できるように。</li> <li>●考えを深めた過程がわかるノートを。</li> </ul> </div> </div>

## 2 「くるめアクションプラン」を活用した不登校・いじめ問題対応の徹底

### (1) 本市の現状

いわゆる不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」と文部科学省は定義しています。年度間に連続または断続した欠席日数が30日以上の子どもの児童生徒数を計上しています。

また、欠席日数は少なくとも、遅刻・早退・別室登校の頻度が多い子どももおり、これらの子どもが長期に欠席していく例が多数あります。そこで国立教育政策研究所では、次のような換算式を示しています。

$$\text{欠席日数} + \text{保健室等登校} + \{ (\text{遅刻} + \text{早退}) \div 2 \}$$

一度不登校状態になると、学校への復帰は難しいという実態があるため、福岡県でも上記の換算で15ポイント以上になった場合は、長期に欠席する可能性のある不登校兆候児童生徒として、早期発見、早期対応に努めています。

また、本市では、年間の欠席日数が30日以上の子どもの長期欠席児童生徒の数が、年々増加している傾向にあります。そこで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校や教育委員会に配置するとともに、いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題への対応や困難を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけができるよう「くるめアクションプラン」を作成することとしました。（図5）

### (2) 本取組の目的

不登校に関する学校における取組には、大きく二通りあります。

一つは「未然防止」で、すべての児童生徒が、学校が楽しいと思う「魅力ある学校づくり」を行う教育的予防の働きかけです。これは、学校の教育活動全体を通じて行うものです。

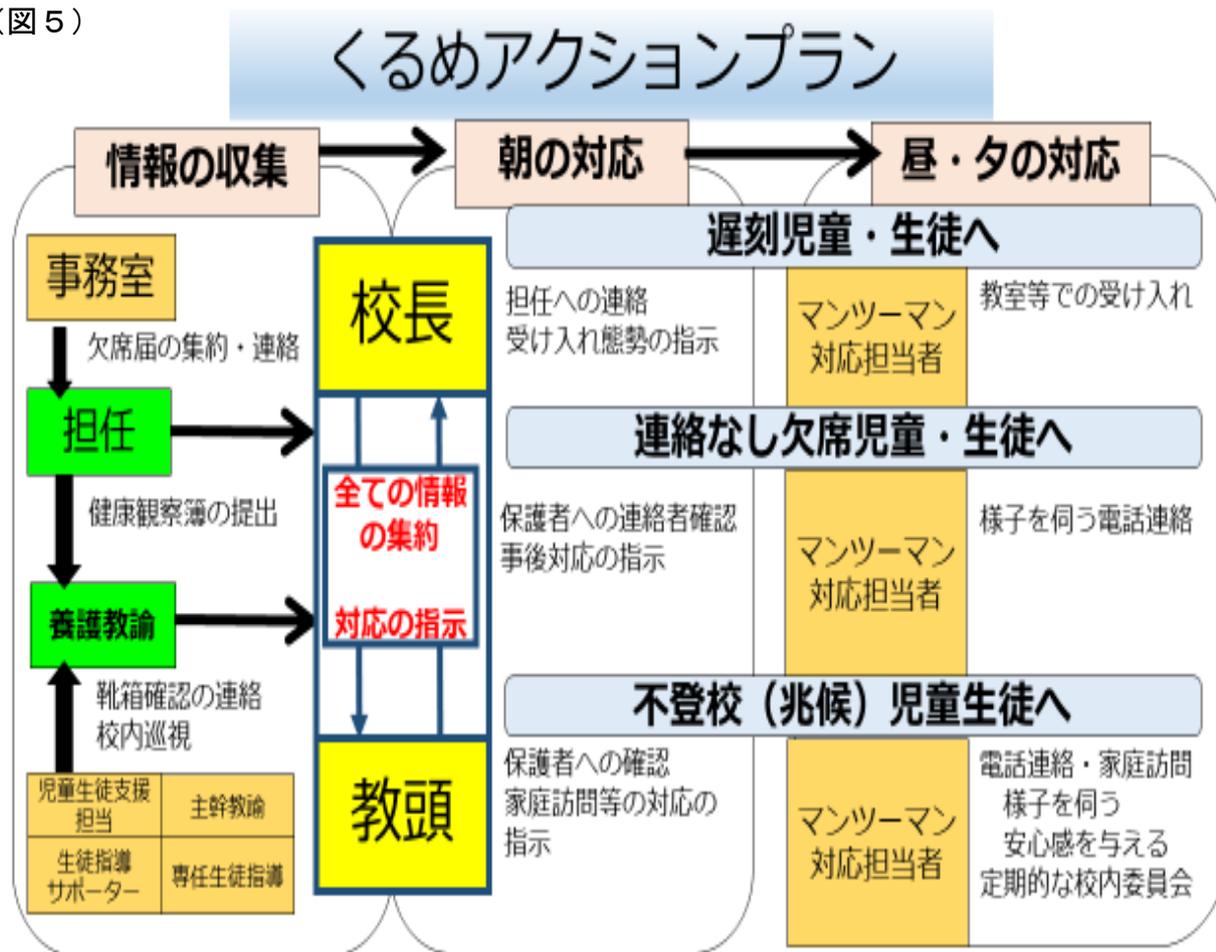
二つは「初期対応」で、上記の換算式等を参考にして不登校兆候を示した児童生徒に個別に対応する治療的予防の対応です。また、不登校になった児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢をもつことも大切です。

本取組では、毎日の遅刻・欠席に適切に対応する連絡・指示システムを構築することで「初期対応」を確実にすることと、不登校になった児童生徒に対するきめ細やかな支援を継続していくことを目的としています。

### (3) 具体的構想

「くるめアクションプラン」は、毎日の遅刻・欠席に適切に対応する連絡・指示システム（図5）と、いじめ問題や不登校になった児童生徒に対するきめ細やかな支援を行うチェックリスト（図6）で構成しています。「くるめアクションプラン」は福岡県の重点課題研究指定を受けた西国分小学校や諏訪中学校での取組を踏まえて作成したものであり、いじめや不登校の解消と予防について、各学校の状況に応じて、独自のアクションプランが作成されることを目指しています。

(図5)



(図6)

欠席が長期化している児童生徒へのチェックリスト	
<input type="checkbox"/>	児童生徒が学級の一員として班や係などに所属している。
<input type="checkbox"/>	児童生徒の机・イス・靴箱・個人棚などがいつでも使える状態にある。
<input type="checkbox"/>	学級での児童生徒の状況等の級友への伝え方を、本人や保護者と決めている
<input type="checkbox"/>	配布物等の届け方を本人や保護者と決め、確実に届けている。
<input type="checkbox"/>	学校・学級の様子を定期的に伝えている。
<input type="checkbox"/>	学校行事等で、児童生徒が参加しやすい配慮をしている。
<input type="checkbox"/>	定期テスト等を受験しやすいよう、別室等の環境づくりをしている。
<input type="checkbox"/>	進学等に向けた相談や指導を行っている。
<input type="checkbox"/>	各学校で実態に応じて設定する。
<input type="checkbox"/>	

## 第5章

# プランの具体化に むけた施策



### 1 施策構築にあたって

授業や学校行事などを通じた教育実践が子どもたちにとって効果的に行われるためには、各学校で『ともに未来を創るくるめっ子』を育てるための取組を校長のリーダーシップのもとで全職員が共通理解し、かつ協働しながら進めていくことが必要です。併せて、未来を担う人づくりの視点から、家庭や地域も子どもを取り巻く環境として、子どもたちの健全な成長を支えていくための重要な立場として存在しています。

このような中、教育委員会は、教育行政の立場から、教育活動を効果的なものにするための体制整備、教育課程や授業の実施及び学校経営への指導助言、教師の服務監督や資質・能力向上のための研修、施設・備品の整備など、学校での教育実践を充実させるための条件や環境の整備を行います。

教育振興プランの目標達成に向けては、4つの重点にもとづき、具体的施策を構築します。

**重点1 学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】**においては、授業がわかり、学ぶ楽しさを味わうことができるよう、具体的施策として、「くるめ授業スタンダード」を活用した授業改善、個に応じた教育活動の充実、外国語教育の推進、教育ICTの活用・情報教育の推進に取り組めます。

**重点2 楽しい学校【安全・安心な学び舎】**においては、安全・安心な環境の中で、学校が楽しい、仲間といるのが楽しいと感じられるよう、具体的施策として、「くるめアクションプラン」を活用した不登校・いじめ問題対応の徹底をはじめ、学校安全への支援、仲間づくりの視点を大切にした活動の充実に取り組めます。

**重点3 笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】**においては、教職員のキャリアステージに応じた教員研修の充実や教職員の働き方に関する意識改革と子どもと向き合う時間を確保できる環境づくりを推進します。

**重点4 協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】**においては、全小中学校に設置している地域学校協議会を中心として、子どもたちの学習習慣の定着・強化や規範意識の向上など、学校が抱える教育課題を解決するために学校・家庭・地域が協働して取り組めるよう、具体的施策として、学習習慣定着への支援と地域学校協議会提言の実働化への支援に取り組めます。

そして、人権・同和教育や特別支援教育、及びキャリア教育を4つの重点を支える施策構築の土台としてとらえ、具体的施策を構築しています。

## 2 重点1： 学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

具体的施策	概 要
小・中学校 学力・生活 実態調査	<p>【目的】            児童生徒の学力・生活実態を把握し、それに基づく指導方法の工夫改善を行うことで、教職員の指導力の向上を図るとともに児童生徒の学力の向上を目指します。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校及び中学校において、国語、算数・数学等の学力調査を行います。</li> <li>○結果をもとに、各学校の学力向上の取組の見直し及び授業改善、保護者への協力依頼を行います。</li> </ul>
小学校くるめ 学力アップ 推進	<p>※「教育ICTの活用」に関する施策にあわせて調整中</p>
中学校くるめ 学力アップ 推進	<p>【目的】            教務担当主幹教諭による学力向上の取組の企画・推進や帰宅後の継続的な学習支援をととして中学校の確かな学力の育成を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターに専任化し、後補充として非常勤講師を配置します。</li> <li>○専任化された学力向上コーディネーターを中心に、学力向上に向けた授業改善のための研修会や補充学習の実施、保護者への啓発や小中連携教育の取組を行います。</li> <li>○学力向上実践推進校において、学力向上の取組を推進する組織体制や人材育成の在り方について実践研究を行い、効果的な取組を全中学校に拡げます。</li> </ul>

具体的施策	概要
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">く る め 授 業 ス タ ン ダ ー ド を 活 用 し た 授 業 改 善</p> <p style="text-align: center;">校内研修への 効果的な支援</p>	<p>【目的】 児童生徒の学力向上や豊かな学校生活を送れる学校づくり、学級づくりに向けての校内研修への支援を行うことにより、児童生徒の実態把握や教師の指導力の向上と学校生活上の諸問題の解決を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国学力・学習状況調査や久留米市学力・生活実態調査の結果分析を行い、成果と課題を示すことで、各学校の指導方法の改善を図ります。</li> <li>○課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学んでいく「主体的・対話的で深い学び」の視点からの校内研修へ指導主事を派遣することで、基礎的・基本的な知識・技能やそれらを活用する力の育成を図ります。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個 に 応 じ た 教 育 活 動 の 充 実</p> <p style="text-align: center;">教育活動 支援</p>	<p>【目的】 理科教育センターにおける事業や教育情報の提供や授業づくりのサポート、教育論文の応募奨励を行うことにより、ものづくりを支える理科教育の推進と「学びをつなぐ授業」の実践的指導力の向上を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○理科教育センターにおいて、理科備品の貸し出しとHPによる広報を行い、理科の授業づくりについての研究及び備品活用の推進を図ります。</li> <li>○図書館やHP、センター便り、ファイル共有サーバによる教育情報の提供教育、「授業づくりサポート」のミニ講座、論文のまとめ方の相談を行うことで、専門的知識や確かな指導技術の向上を図ります。</li> <li>○「授業づくりサポート」の授業づくり相談を行うことで、実際の授業を基にした実践的な指導力の向上を図ります。</li> </ul>
	<p>【目的】 通常の学級及び特別支援学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒に学習活動や移動介助等の支援を行い、よりよい学校生活の実現を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育支援員を学校に配置し、授業を行う教員の一斉指示だけでは理解したり行動したりすることが難しい児童生徒に対して、補助的な指示や学習活動のサポートなどを行う。また、授業中に教室を離れる児童生徒の居場所の確認や安全の確保、肢体不自由のある児童生徒の移動の際の補助、情緒が不安定な児童生徒にかかわり感情の高ぶりを落ち着かせる支援等を行います。</li> <li>○特別支援教育支援員の役割や障害種別の特性理解について講話など研修を行い、個別の支援の充実を図ります。</li> </ul>

具体的施策	概 要
個に応じた教育活動の充実 発達障害総合支援	<p>【目的】 就学前から一貫した効果的・総合的な支援体制を整備します。</p> <p>【内容】 ○相談・支援教室として「子ども発達相談教室」を設置します。 ○ADHD児への包括的な治療プログラムである「くるめサマー・トリートメント・プログラム（STP）」の運営補助を行います。</p>
外国語指導助手（ALT）活用 外国語教育の充実	<p>【目的】 小学校外国語活動・外国語科と中学校の外国語科との円滑な接続を目指すとともに、外国語教育の充実を図り、外国語によるコミュニケーション能力の基礎や素地の育成を図ります。</p> <p>【内容】 ○各中学校（市内17校）の全学年の全学級の英語の授業時間140時間に対し、25時間以上ALTを配置できるよう計画します。 ○各小学校とも年間35時間実施の3・4年生、年間70時間実施の5・6年生の各学級に対し、年間授業時数の1/3程度2ヶ月に3時間程度ALTを配置できるよう計画します。</p>
小学校外国語教育充実	<p>【目的】 児童の外国語によるコミュニケーション力の素地となる資質・能力の育成や小学校教員の外国語活動・外国語科における実践的な指導力の育成に努めます。</p> <p>【内容】 ○夏季休業中等に小学6年生を対象として、大学生や留学生をGTに迎え英語だけで生活や学習をする場の設定に努めます。 ○夏季休業中等に小学校教員が授業づくりや実践を紹介し合う場を提供します。</p>

具体的施策	概 要
外国語教育の充実 中学校外国語教育充実	<p>【目的】 生徒の英語運用能力の育成や英語学習に向けての意欲の向上を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○夏季休業中等に中学生を対象として、英語だけで生活や学習をする場の設定に努めます。</li> <li>○中学校2年生全員を対象に、4技能を測る調査を実施します。またこの調査結果を授業改善に活かすための英語授業改善プロジェクトを立ち上げ、生徒の英語力向上に向けた取組の提案を行います。</li> </ul>
教育ICTの活用・情報教育の推進 教育ICT活用	<p style="text-align: center;">※国の施策にあわせて調整中</p>

### 3 重点2: 楽しい学校【安全・安心な学び舎】

具体的施策	概要
小学校 不登校対応 総合推進	<p>【目的】 小学校において不登校及び不登校傾向、生徒指導上の課題のある児童に対する早期からの支援を充実させることで、不登校や不登校傾向の解消、問題行動の解決を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校及び不登校傾向児童の解消、問題行動の解決を図るために、小学校に生徒指導サポーターを配置します。</li> <li>○生徒指導サポーターの主な役割は以下のとおりです。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校及び不登校傾向、問題行動のある児童の保護者への家庭訪問や援助</li> <li>・学級担任と生徒指導担当との連携による児童への援助</li> <li>・民生委員や児童委員、関係機関等と連携を図った保護者や児童への援助</li> </ul> </li> <li>○生徒指導サポーター研修会の実施 児童の実態や生徒指導サポーターの役割についての講話、各学校の取組の交流などを行い、支援の充実を図ります。</li> </ul>
不登校対応の徹底 中学校 不登校対応 総合推進	<p>【目的】 中学校の不登校及び不登校傾向の生徒に校内での居場所をつくり、生徒指導・進路指導及び学習支援を行うことで段階的に教室復帰ができるように支援を行います。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校に、不登校及び不登校傾向の生徒に校内での居場所をつくるために校内適応指導教室を設置し、教室への復帰を支援するために校内適応指導教室助手を配置します。</li> <li>○相談活動を通して生徒のストレスの軽減や不登校の原因を探り、学級復帰への適切な支援を行います。</li> <li>○学習支援を行い、生徒の進路獲得を目指します。</li> <li>○保護者への助言や支援を行います。</li> <li>○生徒・保護者と学校との連携体制づくりの支援にあたります。</li> <li>○校内適応指導教室助手を対象とした研修会を行い、実態把握や各学校の取組の交流を通して効果的な適応指導教室の運営を図ります。</li> </ul>
不登校児童生徒対策	<p>【目的】 心理的・情緒的理由により学校に行きたくても行けない児童生徒に対し、適応指導教室での様々な体験活動や学習指導、また、臨床心理士によるカウンセリングを通して、心の安定と心のエネルギーの回復さらには自信の回復に努めながら学校復帰を支援します。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○心理的・情緒的な理由により学校に行きたくても行けない児童生徒のために、適応指導教室「らるご久留米」を設置・運営します。</li> <li>○学校や家庭と連携しながら、様々な体験活動や学習指導、カウンセリング等を通して学校復帰に向けた支援を行います。</li> </ul>

具体的施策	概 要
いじめ問題対応の徹底	<p>【目的】 専任で生徒指導の業務にあたる専任補導教員が配置されていない中学校に対して、担当教員が専任で生徒指導上の諸問題への早期対応と解決を図っていくことのできる環境を整備します。</p> <p>【内容】 ○専任補導教員が配置されていない中学校の生徒指導担当教員が、専任で以下に示すような様々な生徒指導上の諸問題に対応できるように非常勤講師を配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ、不登校の未然防止や早期発見・対応の取組、問題行動の未然防止の取組と問題解消に向けた生徒に対する直接対応</li> <li>・ 保護者に対する支援、相談</li> <li>・ 学校内におけるチーム指導体制の構築、支援</li> <li>・ 関係機関等との密接かつ良好な関係づくり</li> </ul>
いじめ防止基本方針にもとづく早期発見・早期対応	<p>【目的】 本市及び各学校のいじめ防止基本方針に基づき、児童生徒の実態把握と関係機関との連携を行い、いじめの早期発見と早期対応を行います。</p> <p>【内容】 ○いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校内に「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、週に1回程度、定例開催します。</p> <p>○「いじめに特化した無記名アンケート」（学期に1回程度）及び「学校生活アンケート」（月1回）の実施、久留米市「いじめ問題対応強化月間」の取組を通じて保護者用に「家庭用チェックリスト」を配布し、早期発見に努めます。</p> <p>○いじめ・不登校対応研修会を実施し、本市のいじめ・不登校の実態把握や実践の交流、取組についての協議を通して、未然防止及び早期発見・早期対応を図ります。</p>
学校安全への支援	<p>【目的】 地域や関係機関と連携したセーフコミュニティの取組を行い、安全教育を推進します。</p> <p>【内容】 ○校内でのけが、登下校中の交通事故、登下校中の犯罪を予防する安全教育を行います。</p> <p>○地域団体、警察、行政とともに、国が作成した「防犯プラン」に基づく地域連携の場を構築し、児童生徒の安全推進体制を整備します</p> <p>○安全教育に関する年間指導計画を作成し、それに基づく安全教育を推進します。</p>
学校施設の整備・充実	<p>【目的】 子どもたちが安心して学習できる教育環境の充実を図るために、効率的かつ効果的な施設整備を行います。</p> <p>【内容】 ○校舎等の増改築事業や建物の長寿命化を図るための外壁・防水改修また教育環境改善のためのトイレ改修等を行います。</p>
学校施設の長寿命化	

具体的施策	概 要
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">仲間づくりの視点を大切に した活動の充実</p> <p>野外での 集団活動と おとした 健康増進と 社会性の 育成</p>	<p>【目的】 自然環境の中で、野外観察や集団活動等を行うことにより、心身の健康増進と社会的資質の向上を図ります。</p> <p>【内容】 ○小・中学校で実施される健康増進特別事業（キャンプ等）に対して野外での集団活動等に必要なバス借り上げを行うとともに、効果的な活動実施に向けた指導助言を行います。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">仲間づくりの視点を大切に した活動の充実</p> <p>教育課題 研究</p>	<p>【目的】 調査研究において、人権・同和教育等の本市の教育課題の解決に向けた方策を明らかにし、その研究内容を各学校に普及させることで、人権が尊重される学校づくりの充実を図ります。</p> <p>【内容】 ○人権・同和教育に関する調査研究を通して、仲間づくりや児童生徒の豊かな心を育むための具体的な方策を明確にします。 ○成果物を各校の校内研修で活用できるようにファイル共有サーバに保存したり、成果物を活用した訪問講座を行ったりすることにより校内研修の充実を図ります。</p>

具体的施策	概要
スクールカウンセラー活用	<p>【目的】            学校の教育相談機能を高め、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸問題の解決や発達障害等の教育上特別の支援を必要とする児童生徒の学校生活へのよりよい適応を促すための支援、また、保護者の不安の解消、医療機関等との連携の充実を図ります。</p> <p>【内容】            ○スクールカウンセラーを市立小・中学校、特別支援学校、高等学校に配置し、児童生徒、保護者及び教職員へのカウンセリング等を行います。            ○小学校スクールカウンセラーの要請に基づき、小児リエゾン・ドクターが児童、保護者及び教職員への助言等を行います。</p>
スクールソーシャルワーカー活用	<p>【目的】            学校－家庭－関係機関の協働体制を築いていけるように支援し、困難を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、課題解決への対応を図ります。</p> <p>【内容】            ○福祉サービスの利用手続き等についての専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーと社会福祉士の資格を有する行政職員を市教育委員会に常駐させます。            ○外部の関係機関の支援が必要だと学校が判断し、支援要請があったケースについて、市常駐のスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校と協働して子どもたちの抱える状況の改善を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難を抱える児童生徒について、福祉的な視点からの情報収集</li> <li>・ 課題の分析（アセスメント）</li> <li>・ 学校との協働による支援計画の作成</li> <li>・ ケース会議開催のための個別的な支援方針や支援内容に係る調整</li> <li>・ 学校、家庭、関係機関等による連携ネットワークの構築および連携のための連絡調整</li> </ul>
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー配置	<p>【目的】            教育相談体制の強化を図るため、経験豊かで専門的知見を有するスーパーバイザーを配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに指導助言を行います。</p> <p>【内容】            ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに月2回の個人SVを行い、事例研究や学校現場対応の助言を受けるとともに関係機関との連携を図ります</p>

具体的施策	概 要
<p>学校問題 解決支援</p>	<p>【目的】 法的、専門的な知識を必要とする保護者からの要求や学校における重大事件・事故や深刻ないじめ等の緊急な対応が必要な事案に対して各分野の専門家からなる支援チームによる相談体制を確立し、学校への支援を行います。</p> <p>【内容】 ○学校運営に関する要求等のうち、対応に専門的な知識や経験を必要とする案件や学校における重大事件・事故や深刻ないじめ等の緊急な対応が必要な案件に対して支援を行います。 ○学校問題解決支援チームは、弁護士、精神科医、臨床心理士、警察官等で構成します。 ○年間4回程度の定例相談を実施するとともに、緊急の相談及び緊急な対応を要すると判断した案件に対しては、支援チームを学校に派遣したり対処方法等について助言を行ったりします。</p>

#### 4 重点3:笑顔の先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

具体的施策	概要
教師力向上への支援  教職員研修	<p>【目的】 基本研修、課題研修及び専門研修を行うことにより、教職員のキャリアステージに応じた資質・能力の育成や人材育成、本市の教育課題の解決に向けた専門的な知識や技能の習得を図り、4つの重点の実現を目指した学校の教育力を高めます。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「基本研修」として、経験年数や職務内容に応じた研修を行い、キャリアステージに応じて教職員に求められる資質・能力の育成を図ります。</li> <li>○「課題研修」として、本市の学力の向上、いじめ・不登校への対策など様々な教育課題の解決を目指した内容を設定し、本市の課題解決を目指した研修の充実を図ります。</li> <li>○「専門研修」として、教科・領域等の専門性を高めるための専門的分野の知識や技能を高めるための研修を設定し、実践的指導力の向上と人材育成を図ります。</li> </ul>
教育課題研究 (再掲)	<p>【目的】 本市の教育課題解決に向けた方策を明らかにするための調査研究を行い、その研究内容を各学校に普及させることにより、校内研修の充実を図り、4つの重点の実現を目指した実践的指導力の向上を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本市の教育課題の解決を目指した研究を行い、研究成果を教育センター研究発表会で発表したり、成果物を各学校へ配布したりして、研究内容の普及を図ります。</li> <li>○成果物を各校の校内研修で活用できるようにファイル共有サーバに保存したり、成果物を活用した訪問講座を行ったりすることにより校内研修の充実を図ります。</li> </ul>
教科等教育 研究推進	<p>【目的】 教職員研修や教科等の研究を推進する団体やグループに対して助成を行い、その成果を各学校に普及させることにより教職員の実践的指導力の向上を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校教育研究会、特別支援教育研究協議会、学校図書館教育協議会、小中学校の校長会、教頭会、特別支援学校教職員研修員会等に対して補助金の交付を行います。</li> <li>○文部科学省、県教育委員会等の教育研究・実践指定校に対して補助金の交付を行います。</li> </ul>

具体的施策	概要
業務改善への支援 教職員業務の見直しと業務改善の推進	<p>【目的】 教職員のワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいをもって働くことができる環境を整備することにより、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上を図ります。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員業務の効率化とICT化を推進します。</li> <li>○教職員の専門性が求められる業務を精選し、教職員以外が担うことができるものについては役割分担を見直します。</li> <li>○学校に対する調査や依頼等を精選・縮減します。</li> <li>○勤務時間外の電話対応等の負担軽減策を推進します。</li> <li>○在宅により勤務に従事できる仕組みを構築します。</li> </ul>
業務改善への支援 部活動の負担軽減	<p>【目的】 教職員の負担軽減のみならず、生徒の健全な成長を促す観点からも部活動の適正化に向けた取組を実施します。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国や県が定めるガイドラインを基に、久留米市部活動方針を策定し、部活動時間の見直しや休養日を設定します。</li> <li>○部活動指導員を積極的に活用します。</li> </ul>
業務改善への支援 学校を支える専門スタッフの活用	<p>【目的】 「チーム学校」の体制を整備するために、学校事務機能の強化や専門スタッフの充実を図ります。また、保護者や地域の協力によって教育効果を高めることができるように、地域との協働活動等による学校支援活動を充実させます。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用します。</li> <li>○学校事務機能の強化と事務職員の学校経営への参画を推進します。</li> <li>○コミュニティスクールへの移行を検討します。</li> <li>○地域学校協議会を活用した地域学校協働活動を推進します。</li> </ul>

## 5 重点4: 協働する学校・家庭・地域【コミュニティ・スクールの推進】

具体的施策	概要
学習習慣定着への支援	<p>【目的】 小学校に対して学生及び地域ボランティアを派遣して放課後補充学習を行うことで学力向上を図ります。</p> <p>【内容】 ○小学校に学生及び地域ボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に補充学習を実施し、基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着を図ります。</p> <p>【目的】 中学校に対して学生及び地域ボランティアを派遣して放課後補充学習を行うことで学力向上を図ります。</p> <p>【内容】 ○中学校に学生及び地域ボランティアを派遣し、放課後や長期休業中に補充学習を実施し、基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着を図ります。 ○モデル7校に対しては、学生及び地域ボランティアの安定的な確保のため学習コーディネーターを配置し、放課後学習会の円滑な実施を推進します。</p>
地域学校協議会提言の実働化への支援	<p>【目的】 地域の教育力を学校運営に取り入れ、様々な体験活動や教育活動を充実するための支援を行うことで、地域とともにある学校づくりを推進します。</p> <p>【内容】 ○「社会に開かれた教育課程」の実現のため、地域人材の活用や地域での体験活動の充実を図り、学校規模に応じた補助金や地域の人材等を活用した事業提案に応じた補助金の交付を行います。 ○各学校の教育課題に対して、家庭・地域と協働して解決に取り組めるよう、地域学校協議会から学校・家庭・地域それぞれに提言を行い、それを実働化させるための地域学校協議会プランの計画内容に応じた補助金の交付を行います。 ○地域学校協議会会長等研修会を行い、地域学校協議会に期待される役割や各学校の実践交流をとおして、学校・家庭・地域が連携・協働した活動の充実を図ります。</p>
P T A 団体助成	<p>【目的】 家庭教育と学校教育との連携を深め児童生徒の健全育成を図ります。</p> <p>【内容】 ○小中 P T A 連合協議会との意見交換会等を通して、児童生徒の健やかな育ちを支える協働の取組を進めます。 ○久留米市小学校父母教師会連合会、久留米市中学校父母教師会連合会への補助金を交付します。</p>

## 6 その他の施策

具体的施策	概要
食育プログラム 研究推進	<p>【目的】 子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を育成します。</p> <p>【内容】</p> <p>○家庭と連携しながら食育に対する取組を推進している小・中・特別支援学校の栄養教諭・学校栄養職員等で構成される久留米市栄養教諭等研究会に対し、助成を行います。</p> <p>○食育プログラムの研究を推進し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食摂取や栄養バランスのよい食事など食に関する授業の充実</li> <li>・望ましい食習慣の形成を図る学校給食の充実</li> <li>・食に関する講演会の実施</li> <li>・よりよい食生活を築くための情報を掲載したチラシの作成・配布・啓発</li> <li>・食への関心を高める親子料理教室の開催</li> <li>・児童生徒の食に関する実態の調査・分析研究</li> <li>・栄養教諭等が未配置の中学校への出前授業</li> </ul>
中学校美術教育 振興	<p>【目的】 中学生の美術に関する興味・関心を高め、豊かな心と郷土を愛する心を育みます。</p> <p>【内容】</p> <p>○久留米市美術館における企画展・常設展の鑑賞のために、各中学校第1学年の全生徒に対して、バス借り上げを行います。</p>
「1校1取組」 運動	<p>【目的】 各学校の体力向上における課題を解決するために、年間を通して計画的に児童生徒の体力向上を図ります。</p> <p>【内容】</p> <p>○体力テスト等の結果をもとに各学校で児童生徒の実態を把握し、課題を解決するための取組内容を学校ごとに設定します。</p> <p>○体育の授業や休み時間等で取組を実践しながら、児童生徒への啓発や取組の見直しを行います。</p>

具体的施策	概要
キャリア教育 推進	<p>【目的】 キャリア教育を推進し、一人一人のキャリア発達を支援し、学ぶ意欲の向上や望ましい勤労観・職業観を育成します。</p> <p>【内容】 ○教科の学習や道徳・特別活動等との関連を図ったキャリア教育の全体計画・年間計画を作成し、教育活動全体を通してキャリア・パスポートを活用しながら、児童生徒の発達段階に応じたキャリア発達を支援します。 ○学級活動や総合的な学習の時間での働く意義についての学習や、地域との連携の強化による中学校職場体験活動の充実を図ります。</p>
特別支援学校 進路指導の充実	<p>【目的】 特別支援学校高等部の作業学習や現場実習への支援を行うことにより、卒業後の進路獲得を目指した進路指導の充実を図ります。</p> <p>【内容】 ○高等部作業学習において、授業準備や教材開発、指導補助等を行う実習助手を配置します。 ○現場実習を実施する際の補助を行うとともに、新たな実習先を開拓するための支援策を検討します。</p>
学校小規模化対 応事業	<p>【目的】 「久留米市立小学校小規模化対応方針」に基づき複式学級の回避・解消を目的とした小学校の統合を進めるための協議や調整を行います</p> <p>【内容】 ○統合の対象地域の保護者や地域と統合に向けた率直な意見交換を行います。 ○将来の児童数の推計等の結果をもとに、今後の対応を検討します。</p>
高等学校 アクティブ・ ラーニングの 推進	<p>【目的】 高等学校の校内研修への支援を行うことにより、アクティブ・ラーニングによる授業改善を図り生徒に確かな学力を育成します。</p> <p>【内容】 ○授業を伴う校内研修会への積極的な指導主事の派遣を行い、アクティブ・ラーニングによる授業改善の具体化を図ります。 ○アクティブ・ラーニングに関する最新情報を収集するための先進地視察や講師招聘への支援策を検討します。</p>

未定稿

# 久留米市スポーツ推進計画

[令和2年度～令和7年度]

（ 原 案 ）

2020年（令和2年）3月  
久留米市・久留米市教育委員会

－ 目 次 －

はじめに	1
I 章 久留米市のスポーツ政策の現状と課題	2
1 久留米市スポーツ振興基本計画（旧計画）の検証	
(1) 久留米市スポーツ振興基本計画の概要	
(2) 政策ごとの検証及び総括	
2 市民意識調査から見える現状と今後の方向性	
3 スポーツ関係団体からの意見集約	
II 章 久留米市スポーツ推進計画について（令和2年度～令和7年度）	14
1 計画策定の意義	
2 計画の位置づけと期間	
3 計画の基本理念	
4 基本方針と目標設定	
III 章 スポーツ推進に向けた施策の取り組み	16
1 施策の体系	
2 具体的施策内容	
I スポーツ参画人口の拡大	
II スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実	
III スポーツを通じた、活力があり絆の強い社会の実現	
IV 章 施策の推進に向けて	25
1 計画の推進体制	
2 計画の進行管理	

## はじめに

---

国では、「スポーツ振興法」を50年ぶりに全面改正し、平成23年6月に、新たに「スポーツ基本法」を制定しました。この法律には、スポーツに関しての基本理念が定められ、国や地方公共団体並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項などが規定されています。

この「スポーツ基本法」の規定に基づいて、平成24年3月に「スポーツ基本計画」が策定され、「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を目指した我が国のスポーツ推進の基本的な方向が示されました。

また、平成27年10月に「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命として、「スポーツ庁」が設置されました。

そして、平成29年3月には、第1期から5年間の計画期間を経て、「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。この計画では、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他の分野との連携・協働を進め「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを、基本方針としています。

久留米市では、平成19年3月「久留米市スポーツ振興基本計画」（平成19年から概ね10年間）を策定し、「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」を基本理念に、「いつでも・どこでも・誰でも」がスポーツに親しむことができるスポーツ都市づくりのため、さまざまな取り組みを進めてきました。

平成25年3月には、国や福岡県、久留米市のスポーツ環境の変化を踏まえ、「久留米市スポーツ振興基本計画」の事業体系について、「市民が躍動できる生涯スポーツ振興体制の整備・充実」「スポーツによる自己実現及び競技者への支援」「学校における体育・スポーツのあり方」「スポーツ振興のための各種指導者の養成と有効活用」の4つの基本政策に見直し、スポーツ機関や団体をはじめ、市民や地域、学校などとも密接に連携を図りながら一体的な取り組みを推進することで、スポーツ実施率や子どもの体力向上を維持する事業を進めてきました。

このたび、久留米市スポーツ振興基本計画の期間が令和元年度をもって終了することから、国等の動向や久留米市スポーツ振興基本計画における現状と課題を踏まえ、本市におけるスポーツ推進の一層の充実を図るために、「久留米市スポーツ推進計画」を策定しました。

### 1 久留米市スポーツ振興基本計画（旧計画）の検証

#### （1） 久留米市スポーツ振興基本計画の概要

##### 【基本理念】

活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり

##### 【目指す都市像】

- スポーツによる生きがいと輝きが共有できる都市
- 健康に満ちた市民の笑顔があふれる都市
- 共汗・共育・交流のスポーツクラブ文化が薫る都市

##### 【基本方針・基本的視点】

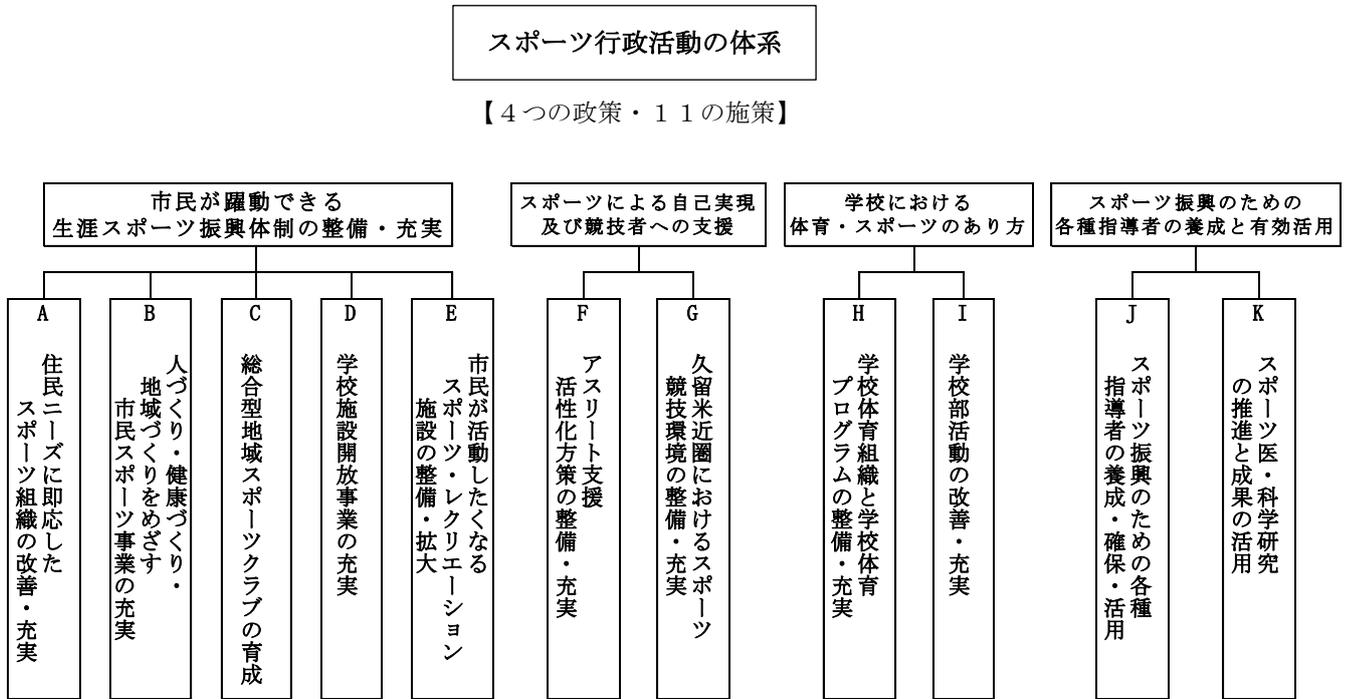
基本理念に基づき次の6つの基本方針・基本的視点を根幹に据えて、諸施策の展開と諸事業の実施に取り組みました。

- 1) 中核都市にふさわしいスポーツ事業・コンベンション・施設整備・組織づくりの推進
- 2) 市民の多様なスポーツニーズ・健康づくりニーズに対応できる地域スポーツクラブづくりの推進
- 3) 気軽に親しめるスポーツ環境の整備・充実と既存施設の有効活用の促進
- 4) 児童生徒のスポーツライフの充実と運動に親しむ資質・能力の形成
- 5) 市民のスポーツ活動・健康づくりを支える指導者・ボランティアの養成
- 6) スポーツ情報ネットワークの整備と充実

【政策の柱と成果指標】

旧計画の進捗状況を計るため、計画を構成する4つの政策ごとに成果指標と目標を設定し、各種事業に取り組みました。

・政策の柱



・成果指標

政策名	成果指標	目標
生涯スポーツの振興	週1回以上の運動・スポーツ実施率	50%
自己実現・競技者支援	全国大会等優勝者・団体数	計15
学校におけるスポーツ	体力・運動能力調査(小5・中2)	全国平均以上
指導者の育成	講習会・研修会受講者数	延べ1,100人

## (2) 政策ごとの検証及び総括

計画を構成する政策毎に旧計画の成果と課題を次のとおり総括します。

### 【政策1】市民が躍動できる生涯スポーツ振興体制の整備・充実

事業計画	主な取り組みと成果
総合的・効果的に市民スポーツを推進するため、市体育協会や各競技団体、大学等との連携を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブという。）やスポーツ推進委員との協働により事業を推進する。	○市体育協会等と情報共有・連携し、スポーツ関連情報の発信を強化しました。 ○スポーツ推進委員等と連携し、各団体に向けた研修会を行うことで地域スポーツの活性化を図りました。
ライフステージに応じてスポーツ活動に親しめるよう様々な事業を実施する。 また、総合型クラブの創設やその活動を協働の視点から支援する。	○各種スポーツ教室等の実施により、幅広い年代の市民が気軽にスポーツに取り組む契機となりました。 ○総合型クラブ支援や連携で、地域スポーツの活性化を図りました。
市民が身近な場所でスポーツに親しめるよう、また、学校施設の有効活用という観点から、学校施設を市民に開放し、市民の主体的な活動を促進する。	○小中学校での学校施設開放事業実施により、子どもから大人までがスポーツに取り組むやすい環境づくりを促進しました。
市民のスポーツ活動のニーズや地域の状況を踏まえ、計画的に施設の整備に取り組むとともに、施設の利便性向上を図る。	○「久留米アリーナ」や「東部運動公園」等を整備し、多くの市民がスポーツに取り組むことのできる施設環境が充実しました。

### 【目標の達成状況】

【成果指標】 週1回以上の運動・スポーツ実施率	H23年度	目標	実績
		H31年度	H31年度
	36.1%	50%	43.9%

目標達成に向けた各種取り組みにより、市民の運動習慣としてウォーキングを行う市民の割合が平成23年から15.5ポイント増加するなど、「週1回以上の運動・スポーツ実施率」は平成23年調査時点よりも約8ポイント上昇しています。

### ◆ 今後の課題 ◆

#### ①市民が気軽にスポーツ・健康づくりに取り組める環境の整備

年代や性別などに関わらず、多くの市民が健康の保持増進や体力向上など、生きがいを持ってスポーツ・健康づくりを行えるよう、引き続き関係団体・機関等との協働・連携しながら各種事業に取り組み、運動・スポーツ実施率のさらなる向上を図る必要があります。

#### ②スポーツ施設の機能確保

市民スポーツのニーズや地域の実情を踏まえ、施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的な修繕が必要です。

## 【政策2】スポーツによる自己実現及び競技者への支援

事業計画	主な取り組みと成果
<p>中高生を中心としたアスリートを支援し、競技スポーツを活性化するため、中・高体連及び市体育協会や競技団体等との連携を強化する。</p>	<p>○中高生のトップアスリートに対し活動費をはじめ様々な支援を行うことで、競技環境の向上を図りました。</p> <p>○大会での成績優秀者に対し各種表彰や積極的なPR活動を行うことで、選手を支援しました。</p>
<p>九州・全国レベルのスポーツ大会の開催・誘致を行う。</p> <p>また、久留米圏域にあるプロスポーツ資源を活かした事業を実施する。</p>	<p>○久留米アリーナ等の整備により、大規模大会を誘致できるようになり、競技レベルの向上及び地域スポーツの活性化を図りました。</p> <p>○オリンピック・パラリンピックの事前キャンプにケニア共和国・カザフスタン共和国を誘致しました。</p> <p>○福岡県内のプロチームによるスポーツ教室を開催し、トップレベルのスポーツを体験しました。</p>

## 【目標の達成状況】

【成果指標】	H23 年度	目標	実績
		H31 年度	H30 年度
全国大会等優勝者・団体数	計 12	計 15	計 26

全国大会等優勝者の状況としては、柔道、自転車、カヌー、弓道等に加え、東京2020オリンピック競技大会の新競技種目となる空手やボルダリングなどにおいても、新たな全国大会優勝者が出ている状況です。

### ◆ 今後の課題 ◆

#### ① トップアスリートへの支援

久留米市にゆかりのある中高生を対象に「トップアスリート支援事業」を実施し、試合や練習などに要する経費について支援していますが、今後も継続的に競技に専念できる環境を整備するための支援策が必要です。

#### ② 大規模大会やプロスポーツの試合などの誘致による地域活性化

久留米アリーナの整備による効果を最大限に発揮させるため、大規模大会等の誘致による地域活性化を図る必要があります。

#### ③ ケニア共和国・カザフスタン共和国の事前キャンプの円滑な実施と成果の活用

東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて、両国の事前キャンプを円滑に実施し、その成果をレガシーとして、最大限に活用する必要があります。

### 【政策3】学校における体育・スポーツのあり方

事業計画	主な取り組みと成果
<p>体育授業の充実や児童・生徒の運動能力向上のため、外部指導者等を活用したスポーツ教室の開催など、各種施策に取り組む。</p>	<p>○全小中学校で、体力向上プランを作成し学校全体で取り組む「1校1取組運動」を実践することで、子どもたちの運動能力及び体力の向上を図りました。</p> <p>○各中学校に武道場を整備し、計画的に教員への研修を実施したことで中学校武道必修化に対応しました。</p>
<p>学校部活動の活性化や部員の増加を図るため、指導者の派遣や学校間の交流など、魅力向上に取り組む。</p>	<p>○外部指導者に対する研修や保険加入などにより、その活動環境の充実・改善を図ることで、部活動への加入促進に取り組みました。</p>

### 【目標の達成状況】

【成果指標】 体力・運動能力調査（小5・中2）	H23年度	目標	実績
		H31年度	H30年度
	全国平均以下	全国平均以上	全国平均以上

成果指標である体力・運動能力調査（小5・中2）では、平成23年度に全国平均以下でしたが、全小中学校において、課題克服のための「1校1取組運動」を含む体力向上プランに基づく計画的な取組を進めたこと等により、目標を達成することができました。

### ◆ 今後の課題 ◆

#### ①児童生徒の体力・運動能力の向上

子どもの体力は30年前と比較すると依然として低い状態が続いています。本市では体力・運動能力調査において、平成30年度の結果は全国平均と比較すると総じて上回ってはいるものの、今後も引き続き体力・運動能力の向上に向けた取り組みが必要です。

#### ②部活動への加入促進

部活動は、体力向上はもちろん、生徒同士や教師との人間関係の構築など生徒の多様な学びの場としてその教育的意義は大きいものがあります。本市では現在70%前後の加入率であり、全国平均と比べると継続的に上回っていますが、今後も継続的に部活動への加入を促進する必要があります。

## 【政策4】スポーツ振興のための各種指導者の養成と有効活用

事業計画	主な取り組みと成果
「スポーツを支える（育てる）人」の重要な要素の一つであるスポーツ指導者について、地域住民や競技団体等のニーズを踏まえつつ、必要な人材の養成を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ推進委員に対し各種研修会を行なうことで、地域のスポーツリーダーを育成しました。</li> <li>○関係団体等と連携し講習会などを実施することで、指導者の資質向上を図りました。</li> </ul>
生涯スポーツの推進や、トップアスリートの競技力向上のため、大学等と連携したスポーツ医科学研究の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼少期から運動スポーツに慣れ親しみが持てるよう保育園・幼稚園の職員向けの講習会を開催するなど、生涯スポーツの資質向上を図りました。</li> <li>○大学と連携し、指導者向けのコンディショニングづくり等の講座を開催し、トップアスリート支援を図りました。</li> </ul>

### 【目標の達成状況】

【成果指標】	H23 年度	目標	実績
		H31 年度	H30 年度
講習会・研修会受講者数	延べ 956 人 (H20～23)	延べ 1,100 人	延べ 1,326 人 (H27～30)

スポーツ推進員への指導者養成講習会などを行うことで、スポーツ知識・指導技術の向上につなげるなど、着実にスポーツ指導者の資質向上に努めました。

### ◆ 今後の課題 ◆

#### ①効果的な指導者講習会の実施

各種講習会の受講者数は、テーマや内容により大きく変動があるため、指導者の資質向上に役立つ魅力的なテーマ設定や内容の充実を図ります。

また、講義内容等を十分に活用する仕組みが確立されていない面も見受けられるため、その仕組みづくりが必要です。

#### ②スポーツ医学を活用した競技者への支援

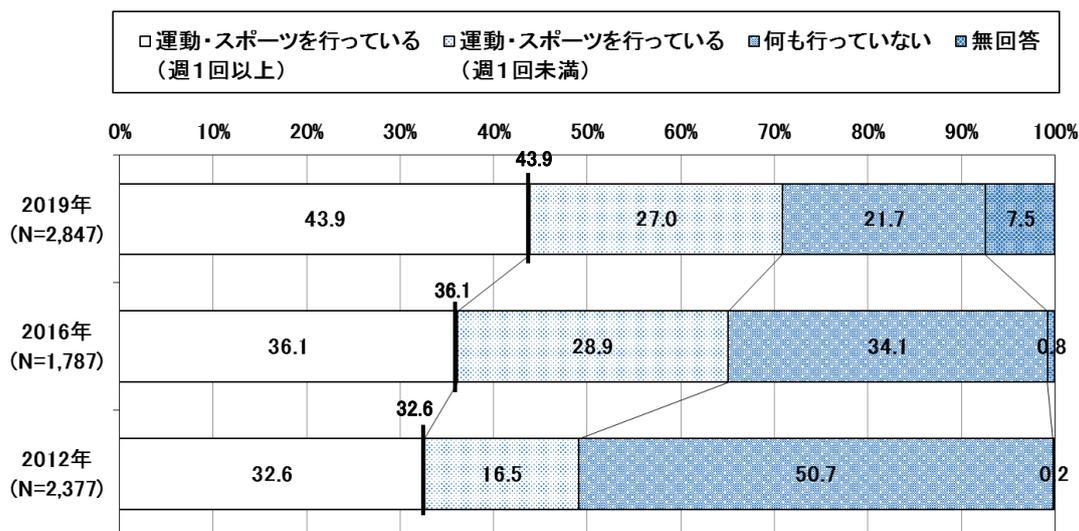
大学の専門的な知識を活用した講座の開催で指導者及び選手への支援を行っていますが、今後も他の様々な支援についての取り組みも必要です。

## 2 市民意識調査から見える現状と今後の方向性

2019年に市が実施した「市政アンケートモニター・くるモニ」の結果から、本市における市民のスポーツに関する意識や実態の把握を行いました。

### (1) この1年に行ったスポーツや運動の頻度

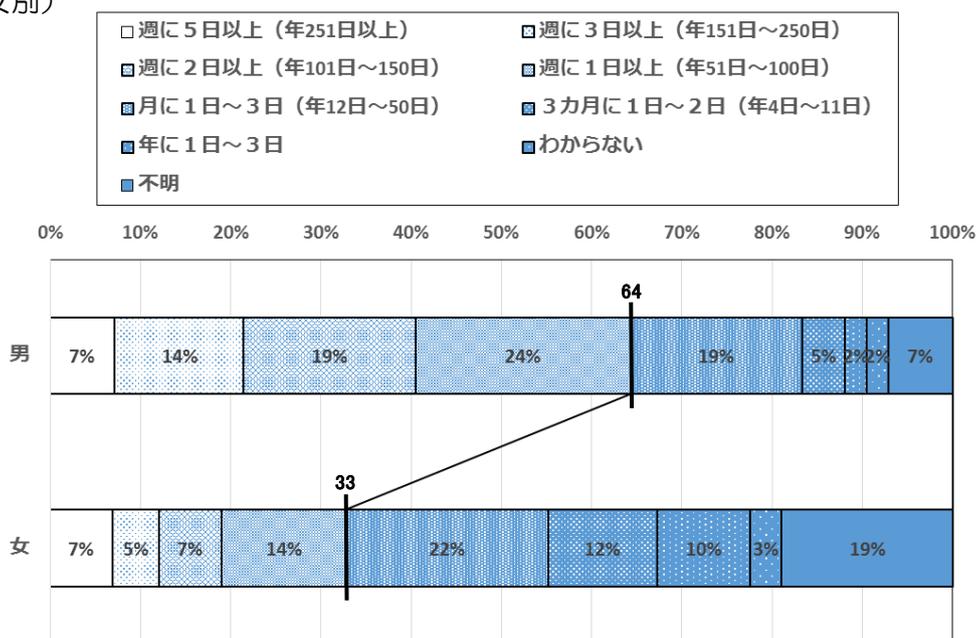
【この1年間に行ったスポーツや運動の頻度経年比較】



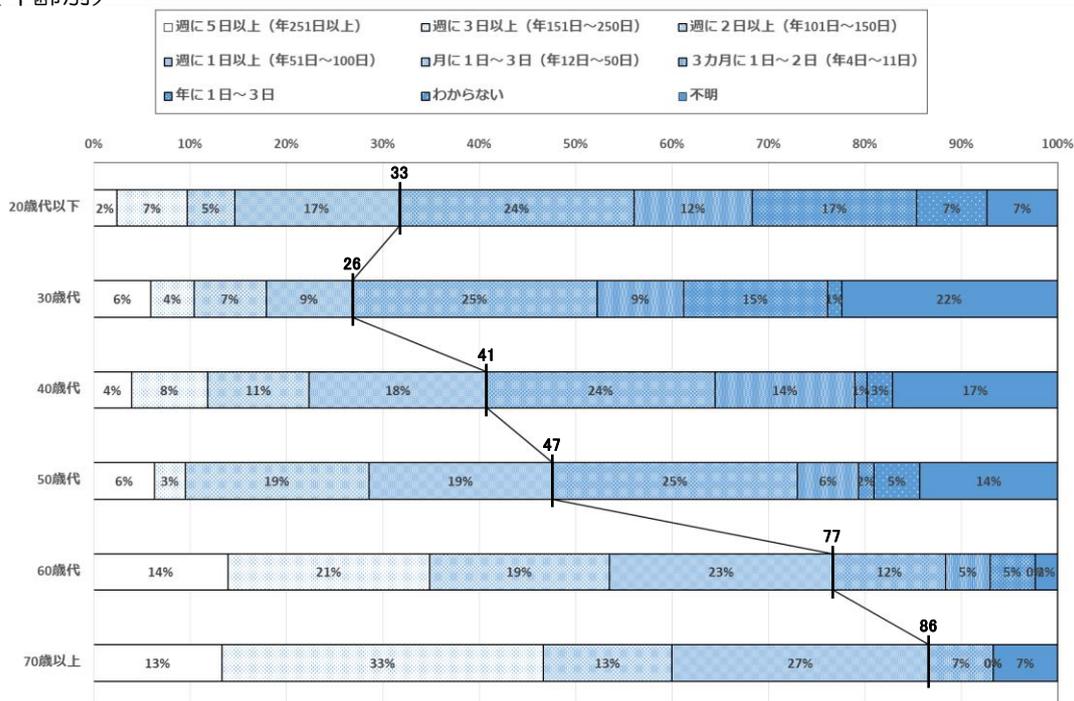
この1年に行ったスポーツや運動の頻度が「週に1回以上」と回答した人は43.9%となり、これは2012年、2016年調査に比べ徐々に高くなっています。

なお、国の調査(2019年)では、同実施率は55.1%です。

### (男女別)



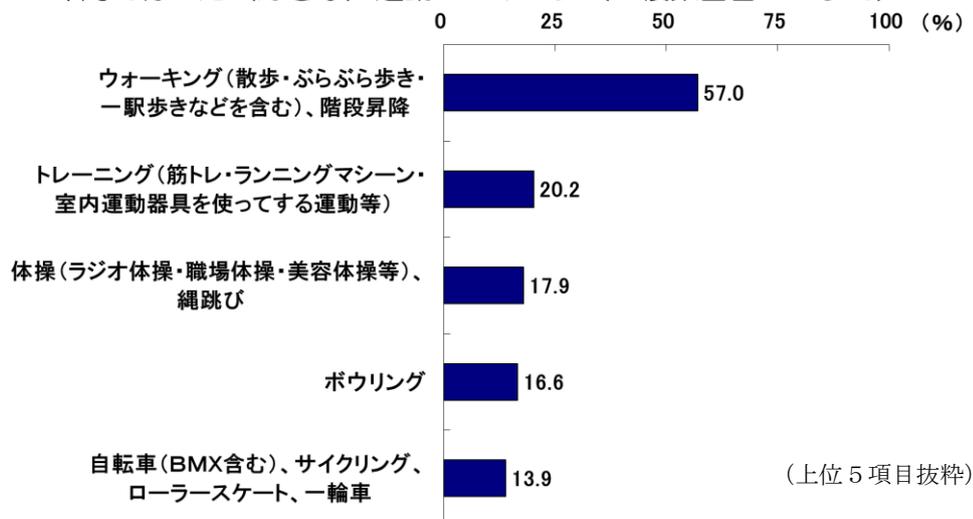
(年齢別)



男女別の週1回以上のスポーツ・運動実施率は男性64%、女性33%であり、男女差が大きい状況にあります。国の調査では男性57.3%、女性53.4%であり、若干男性の比率が高くなっています。

また、年齢別には、30歳代が一番低く、以降年齢が上がるにつれ、スポーツ・運動実施率が高くなっており、国の調査では、20歳代から40歳代に向け低くなり、40代を底に高年代ほど高くなっています。

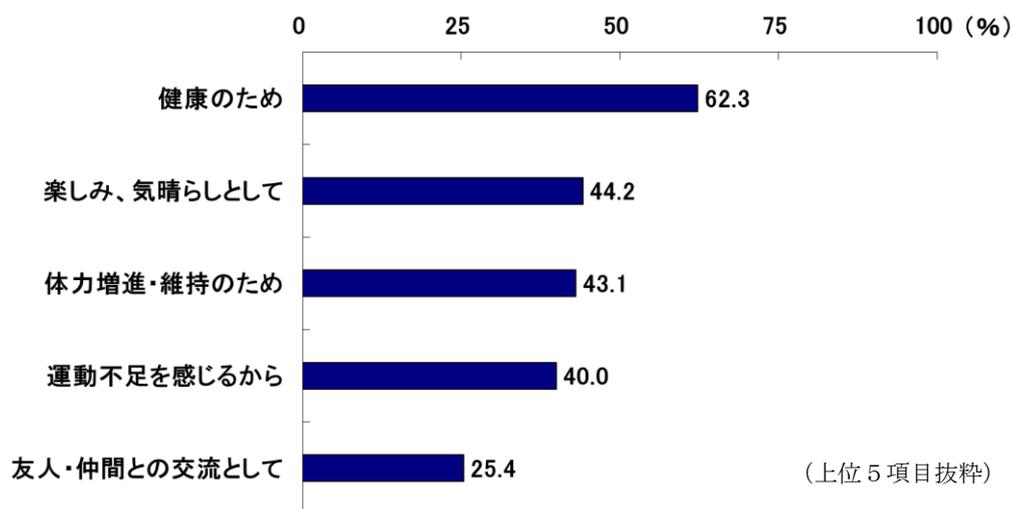
(2) この1年間で行った(好きな)運動・スポーツ(※複数回答3つまで)



この1年間に行ったスポーツや運動の上位3項目をみると、「ウォーキング、散歩」「トレーニング(筋トレ、ランニングマシン等)」「体操(ラジオ体操、職場体操)」など、身近な場所で手軽に行える種目が多くなっています。

国の調査では、「ウォーキング」(62.1%)、「階段昇降」(16.0%)、「トレーニング」(15.4%)「体操」(15.4%)となっています。

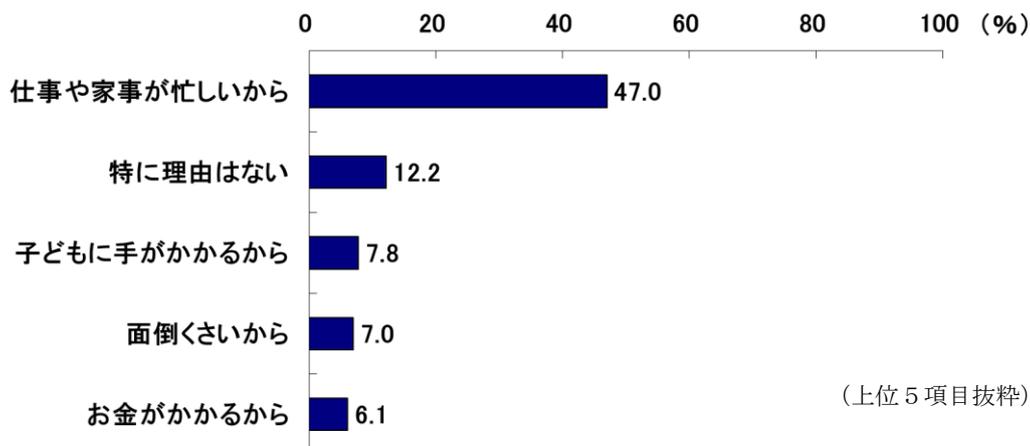
(3) この1年間で運動・スポーツを行った理由(※複数回答)



この1年間で運動・スポーツを行った理由についてたずねたところ、「健康のため」(62.3%)が一番多く、以下、「楽しみ、気晴らしとして」(44.2%)「体力増進・維持のため」(43.1%)「運動不足を感じるから」(40.0%)が多くなっています。

国の調査では、「健康のため」(77.9%)が一番多く、以下「体力増進・維持のため」(58.3%)、「運動不足を感じるから」(52.2%)が多くなっています。

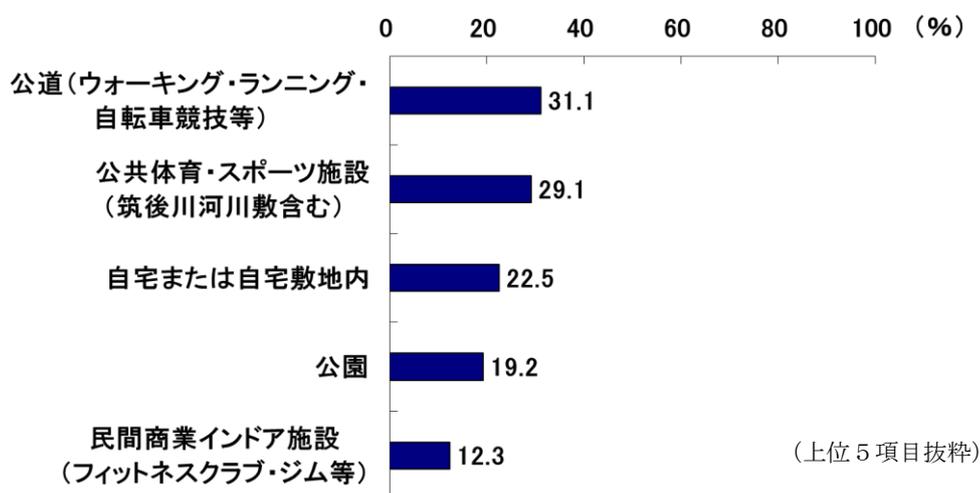
(4) 週に1日以上運動・スポーツをできなかった最も大きな理由



この1年間で週に1日以上運動・スポーツをできなかった最も大きな理由についてたずねたところ、「仕事や家事が忙しいから」(47.0%)が特出して多く、以下、「特に理由はない」(12.2%)「子どもに手がかかるから」(7.8%)「面倒くさいから」(7.0%)が多くなっています。

国の調査では、「仕事や家事が忙しいから」(49.0%)、「面倒くさいから」(43.5%)、「お金の余裕がないから」(22.0%)、が多くなっています。

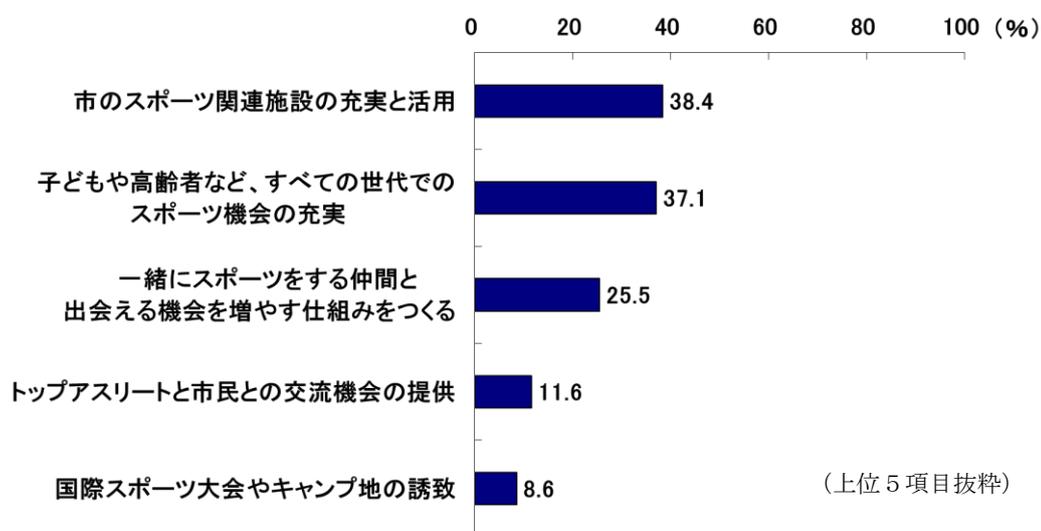
(5) この1年間に運動・スポーツをどこで行ったか(※複数回答)



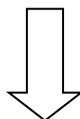
この1年間で運動・スポーツをどこで行ったかについてたずねたところ、「公道(ウォーキング・ランニング・自転車競技等)」(31.1%)、「公共体育・スポーツ(筑後川河川敷を含む)」(29.1%)、「自宅または自宅敷地内」(22.5%)、「公園」(19.2%)が多くなっています。

国の調査では、「道路」(49.2%)、次いで「自宅または自宅敷地内」(26.5%)、「公園」(23.5%)、が「公共体育・スポーツ施設」(19.6%)の順となっています。

(6) 今よりもっとスポーツに親しむために市に力を入れてほしいこと（※複数回答）



今よりもっとスポーツに親しむために市に力を入れてほしいことについてたずねたところ、「市のスポーツ関連施設の充実と活用」(38.4%)、「子どもや高齢者など、全ての世代でのスポーツ機会の充実」(37.1%)、「一緒にスポーツをする仲間と出会う機会を増やす仕組みをつくる」(25.2%)、が多くなっています。



【施策の方向性】

アンケートの結果を踏まえ、多くの市民が健康の保持増進や体力向上など、生きがいを持ってスポーツ・健康づくりを行えるよう、関係団体・機関等との協働・連携しながら各種事業に取り組みます。

- ①男女別では女性、世代別では仕事や家事、子育て等で忙しい50歳代以下の運動・スポーツ実施率の向上を目指す事業を進めます。
- ②一人でも、また少しの時間でも手軽に行えるスポーツ環境づくりなど、スポーツをより身近にする事業を進めます。
- ③体力の維持向上や楽しみ・気晴らしのため、また友人や仲間との交流など、それぞれの目的に応じた事業を進めます。
- ④すべての世代でのスポーツ機会の充実を図るため、スポーツ関連施設を活用し、初心者教室の開催や各種イベント等を実施します。
- ⑤スポーツ関連施設やイベント等の情報を積極的に提供することで、市民の利用や参加促進を図ります。

### 3 スポーツ関係団体からの意見集約

スポーツの関係団体に対し、久留米市の課題等についてのご意見を集約し、令和2年度からの本計画策定のための情報収集として行いました。

#### 【意見集約の対象団体】

- ①（公財）久留米市体育協会 ②久留米市スポーツ推進委員連絡協議会  
 ③久留米市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 ④各指定管理者  
 ⑤福岡県障がい者スポーツ協会

分類	I 市のスポーツ推進を図るうえでの課題についての意見	II 市が今後強化すべきスポーツ施策についての意見
する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちが遊びやスポーツに触れる機会が少ない。</li> <li>○仕事や家事等で一番忙しい世代（20～50代）の運動実施率が低い。</li> <li>○障害者と健常者が、一緒にスポーツをする機会が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加しやすい初心者向けスポーツ教室の実施。</li> <li>○若い世代の運動機会の増進。 （親子でのスポーツ教室の開催など）</li> <li>○高齢者へのスポーツ機会の提供。</li> <li>○障害者スポーツに対する啓発。</li> <li>○障害者がスポーツや運動に関われる環境整備。</li> </ul>
みる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模大会やイベント、スポーツ施設等の市民へのPR不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○プロなどの高いレベルの試合観戦機会の提供。</li> <li>○広報の充実。（SNSを活用し、イベントや運動・スポーツ等の情報を紹介する）</li> </ul>
ささえる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平日午前中の各スポーツ施設の利用が少ない。</li> <li>○土日はスポーツ大会が多く、一般の利用者の利用ができない。</li> <li>○施設の設備。（冷暖房がない施設は利用を避けられることがある。）</li> <li>○施設管理者が障害者スポーツに関する知識・理解が不足。</li> <li>○競技団体や部活動指導者不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土日のスポーツ大会等での利用を調整し、市民がより利用しやすくする。</li> <li>○施設の修繕等の老朽化対応。</li> <li>○車いす用トイレ等バリアフリーの整備。</li> <li>○施設の管理者が障害者スポーツに関する知識を増やし理解を深める。</li> <li>○指導者向けトレーニング法等の講習会の開催。</li> <li>○スポーツボランティアが活躍できる仕組み作り。</li> <li>○障害者スポーツの指導員を増やす。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者スポーツの関係する部署間など行政間の連携が不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政間等の各部署間での連携を強化。</li> <li>○東京オリ・パラを契機としたスポーツの推進。</li> </ul>

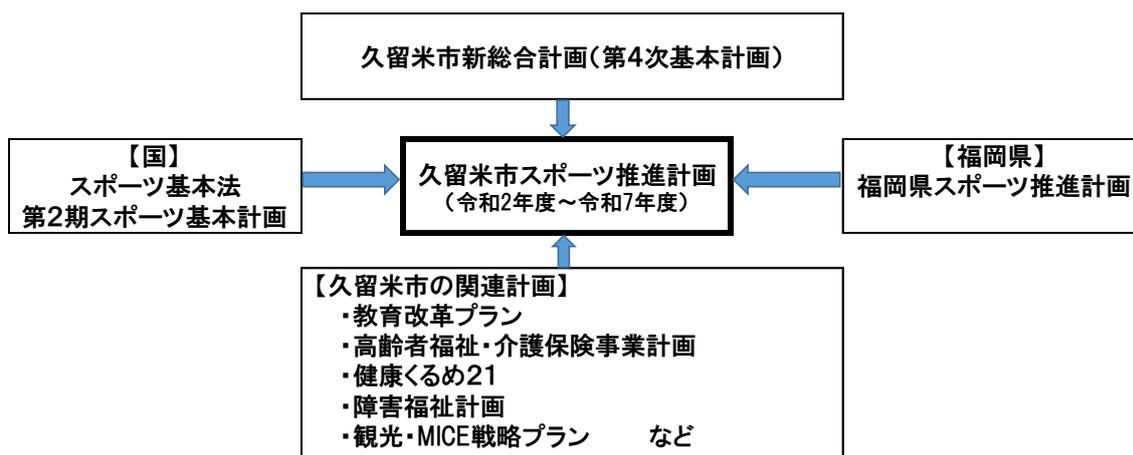
## Ⅱ章 久留米市スポーツ推進計画（令和2年度～令和7年度）

### 1 計画策定の意義

久留米市スポーツ振興基本計画（旧計画）における現状と課題を踏まえるとともに、東京オリンピック・パラリンピックの開催など、スポーツを取り巻く環境の変化を好機と捉え、今後6年間の久留米市のスポーツ推進の基本的な方向性を示し、具体的な取り組みを明らかにします。

### 2 計画の位置づけと期間

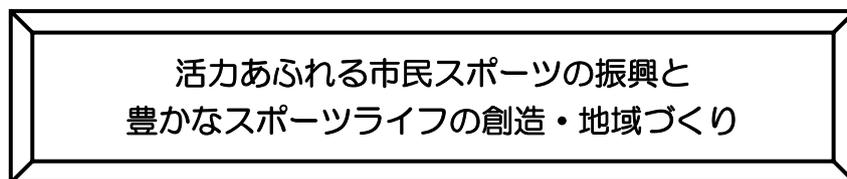
久留米市新総合計画における市民スポーツの振興を着実に推進するための分野別計画として策定するとともに、スポーツ基本法第10条第1項に基づく、地方実情に即した「地方スポーツ推進計画」として位置づけます。また、策定にあたり国の「第2期スポーツ基本計画」を参酌するとともに、福岡県や久留米市の関連計画との整合を図ります。



本計画は、久留米市の新総合計画との連動性や整合性を確保するため、計画の期間を「新総合計画・第4次基本計画」に合わせ令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

主な計画		年度								
		2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
国	第2期スポーツ基本計画	→								
県	福岡県スポーツ推進計画(後期)		→							
市	久留米市新総合計画(基本構想)	→								
	久留米市新総合計画(第4次基本計画)	→	→	→	→					
	久留米市スポーツ推進計画	→	→	→	→					

### 3 計画の基本理念



これまで、久留米市スポーツ振興基本計画（旧計画）では、**スポーツの持つ力**を活かしたスポーツの振興に取り組むとともに、久留米市新総合計画に沿った長期的視点による取り組みを行ってまいりました。久留米市総合計画基本構想期間内である令和7年度まで、本計画の基本理念を旧計画から引き継ぐこととします。

#### 【スポーツの持つ力】

- 夢・希望・感動・勇気を与える。
- 楽しさ、喜び、厳しさ、努力することの素晴らしさを実感できる。
- 心身ともに健康な体づくりや体力増進、ストレス発散、生活習慣病の予防。
- 爽快感、達成感、満足感、連帯感の充実。
- フェアプレイの精神やルールへの尊重など、青少年の健全育成。
- 地域との連帯感・コミュニケーションの醸成。 など

### 4 基本方針と目標設定

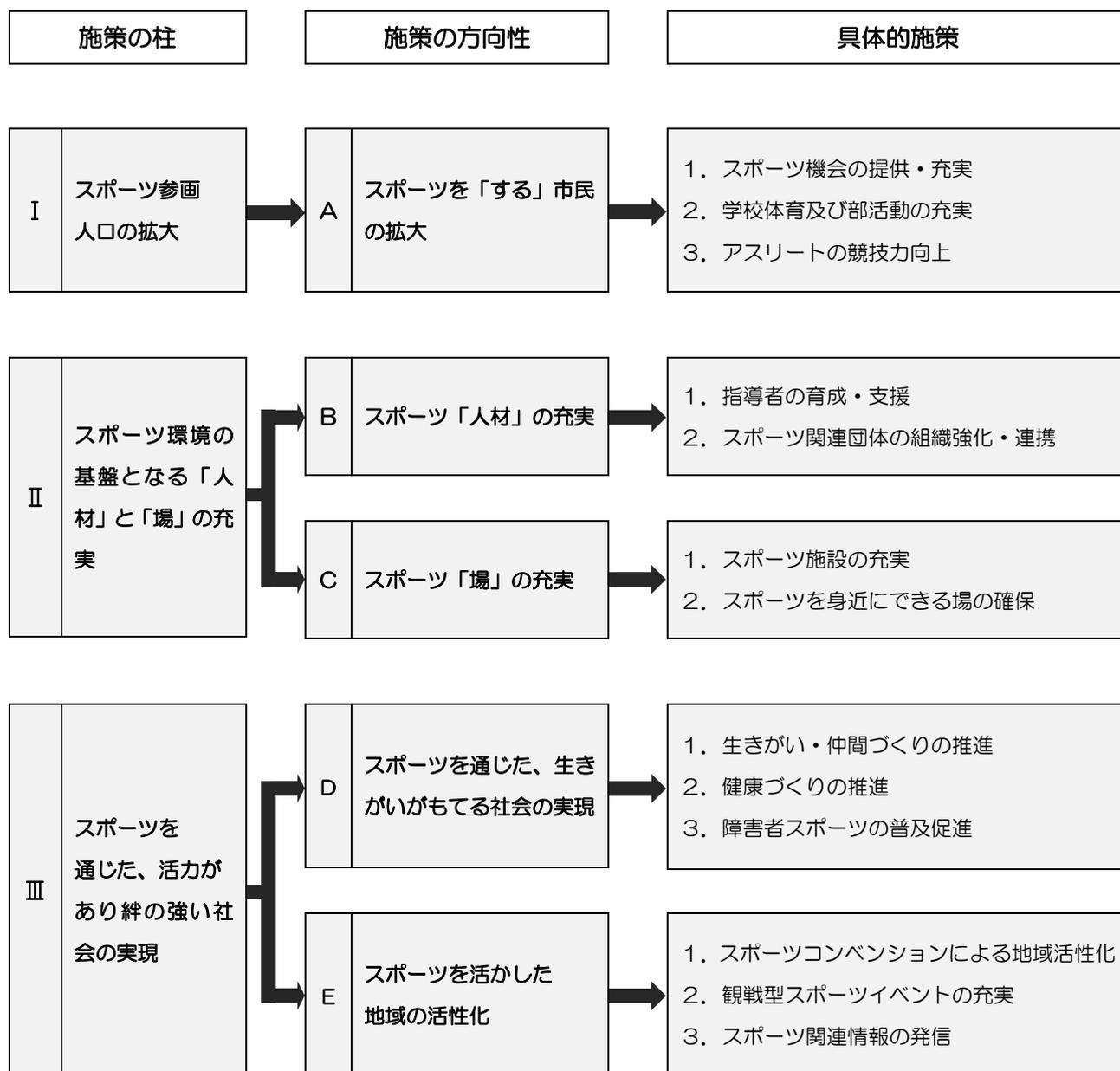
本計画では、基本理念に基づく基本方針として、「する」「みる」「ささえる」の視点を中心とした次の3点を施策の柱に据え、各施策の展開を推進します。

- スポーツ参画人口の拡大
- スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実
- スポーツを通じた、活力があり絆の強い社会の実現

なお、本計画の進行管理は、成果指標の達成状況を中心に、点検・評価し、審議会等の意見をいただきながら、次の事業展開へと活かしていく実効的な計画推進を図ります。

### Ⅲ章 スポーツ推進に向けた施策の取り組み

#### 1 施策の体系



## 2 具体的施策内容

### I スポーツ参画人口の拡大

市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるように市民それぞれのライフステージや関心度合、適正等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図ることで、スポーツ参画人口の拡大とスポーツ活動の活性化を目指します。

#### 施策の方向性

A：スポーツを「する」市民の拡大

##### 【成果指標】

- ◆成人の3人に2人（65%程度）は、週1回以上スポーツを行っている。  
※R1実績 43.9%
- ◆小中学校の学校体育授業以外で、運動をしている児童生徒が85%以上になる。  
※H30実績 77%

##### 【具体的施策】

#### 1 スポーツ機会の提供・充実

##### ①スポーツ初心者に向けた機会の確保

年齢、性別や障害の有無に関わらず、全世代を通じスポーツを始める入り口として、遊びながら、楽しみながらスポーツ・運動ができる機会を確保します。

##### ②市民参加型スポーツイベントの充実

「いつでも」「どこでも」「だれでも」がスポーツを楽しめるよう、各地域やスポーツ推進委員、各種スポーツ団体との連携を図り、身近で手軽に参加できるイベントを充実します。

##### ③地域におけるスポーツ講座・イベントの充実

各地域や校区単位で行うスポーツ講座やイベントについて、スポーツ推進委員や総合型クラブとの協働により充実します。

##### ④仕事や家事等で忙しい世代のスポーツ機会の充実

20代から50代までの仕事や家事、子育て等で忙しい世代の運動機会の充実を図るため、スポーツ関係団体等と連携した取り組みを進めます。また託児サービスの提供など、子育て中の人も参加しやすい環境を整えます。

##### ⑤子どもがスポーツに親しむ機会の提供

子どもにスポーツの楽しさを知ってもらうため、子ども向けの教室や親子で参加できるイベント等を開催し、スポーツに親しむきっかけとなる事業を実施します。

## 2 学校体育及び部活動の充実

### ①体力・運動能力調査の活用と体力向上施策の展開

体力・運動能力調査の結果等をもとに、各学校の特色を生かしたスポーツ的行事及び日常的な「1校1取組運動」の工夫、外遊びの推奨など、子どもの体力向上のための施策を展開します。

### ②学校体育及び部活動への連携した外部指導者の活用

より充実した体育授業に資するため、また部活動の活性化や生徒の技術向上のため、総合型クラブや地域のスポーツ指導者等との連携により外部指導者を活用します。

### ③部活動実態調査と取り組みの充実

久留米市部活動方針に基づき、部活動の充実・改善に取り組みます。

## 3 アスリートの競技力向上

### ①ジュニアアスリートの競技力向上

オリンピック・パラリンピック等の大規模スポーツ大会での活躍が期待される本市ゆかりのジュニアアスリートに対し、国内外での試合や日々のトレーニングなどの充実が図られるよう、競技力の向上のための支援を行います。

### ②競技大会出場選手への支援

全国大会や九州大会に出場する選手に対して出場奨励金を支給するとともに、市民に夢や感動を与える顕著な成績を収めた選手を表彰し、積極的なPRを行います。

### ③中・高体連専門部、競技団体との連携強化

中体連・高体連と各競技団体との連携を強め、一体的なタレント発掘を行うとともに、必要に応じて県等の関係機関につなぎ、選手強化及び競技力向上を図ります。

### ④スポーツ医科学を活用した競技者の支援

大学等との連携により、スポーツ医科学を活用した競技者への支援ができるようなシステムの構築を目指します。

## Ⅱ スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

スポーツに関わる指導者、審判員、ボランティアなど、スポーツ活動を支える人材の育成を図るとともに、多様なスポーツ施設の有効活用、安全対策等を行うなど、スポーツ環境の充実を図ります。

### 施策の方向性

B：スポーツ「人材」の充実

#### 【成果指標】

◆スポーツ指導者養成のための講習会・研修会の受講者が毎年400人以上。

※H30実績 364名

#### 【具体的施策】

##### 1 指導者の育成・支援

###### ①各種スポーツ講習等の情報提供

(公財)日本スポーツ協会や各種競技団体等が開催する講習会・研修会等に関する各種情報の提供を行い、それらへの自発的参加や派遣を促進します。

###### ②運動・スポーツ指導者養成のための講習会開催

各種資格制度との整合性を踏まえた指導者養成講習会・研修会の開催や、各競技団体等が行う自主研修活動を支援します。

###### ③スポーツ推進委員への研修

スポーツ推進委員を対象とした研修会を開催し、地域に貢献できるよう知識や技術の習得を促進し、地域スポーツの振興を支える人材の資質向上に取り組みます。

###### ④保育園・幼稚園等職員の運動遊びに対する啓発

生涯の健康・体力等について、幼児期の運動遊び体験の有効性を保育士等に認識してもらうため、講習会等を開催するなど、幼児期からの運動指導を強化します。

###### ⑤指導者やボランティアの人材育成と活用推進

公益財団法人久留米市体育協会や各競技団体等との連携により、指導者やボランティアの人材育成を図ります。

また、スポーツの素晴らしさに触れる機会、自己実現や社会貢献活動の機会としてもらうため、大会やイベント等での運営ボランティアの活用を推進します。

###### ⑥地域スポーツ推進者への表彰

各競技団体やスポーツ推進委員など、スポーツ分野における活動を行う団体・個人が、長年の活動により地域スポーツの推進などに貢献している方々を表彰します。

## 2 スポーツ関連団体の組織強化・連携

### ①市体育協会の組織・事業内容の充実

協会の安定的な運営基盤の強化を図るとともに、協会加盟の競技団体や行政、その他の関係機関と連携し、事業内容の充実を図ります。

### ②総合型クラブの連携・活動支援

県と連携し総合型クラブ相互の連携や情報交換を促進するため、久留米市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の活性化と支援に取り組むとともに、同会の人的・物的資源やノウハウを積極的に活用し、市全域にまたがる事業を展開します。

### ③総合型クラブの活動支援体制の充実

総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、計画的に事業を実施し、改善することにより活動の安定化を図ります。また、地域に根ざしたクラブとして定着していくために、総合型クラブによる生きがい・仲間づくりなど地域の課題解決に向けた取り組みを支援します。

### ④学術機関や関係団体との連携

大学等と連携したスポーツ医科学を活用することで、市民が生涯にわたりスポーツを楽しめる事業からトップアスリートの競技力向上に係る事業まで、高度で専門的な観点からの支援とその成果の有効活用を図る取り組みを目指します。

### ⑤クリーンでフェアなスポーツの推進

スポーツ関連団体と連携を取りながら、各競技団体等に対し、法令の遵守や体罰、暴力等の根絶を目指すため、組織の運営や指導方法等についての啓発を推進します。

## 施策の方向性

---

C：スポーツ「場」の充実

### 【成果指標】

- ◆スポーツ施設の利用者数が、年間 200 万人以上。 ※H30 実績 1,580,932 人
- ◆学校施設開放事業利用者数が、年間 80 万人以上。 ※H30 実績 771,660 人

## 1 スポーツ施設の充実

### ①身近なスポーツ施設としての機能充実

地域における身近なスポーツ施設として魅力ある施設となるよう、地域スポーツ活動に必要な備品の整備等、施設の機能充実を図ります。

### ②安全で安心できる施設の維持管理

だれもが安全で安心してスポーツに親しめるよう、施設の保守点検や改修等に計画的に取り組むなど適切な維持管理を行い、施設の利用促進を図ります。

## 2 スポーツを身近にできる場の確保

### ①都市計画公園等の整備

全世代を通じだれもが気軽に利用できる公園について、ウォーキングに活用できる園路等などの健康づくりに配慮した施設の設置やボール遊び等を行える広場の設置など、計画的な公園の整備に取り組みます。

### ②スポーツ施設の活用促進

市民のスポーツ活動の場となりえる公立学校体育施設の開放を推進するとともに、公共スポーツ施設においても、各種スポーツ教室などでの有効活用を促進します。

また、市民に対しスポーツ施設の活用促進に向けた周知を図ります。

### Ⅲ スポーツを通じた、活力があり絆の強い社会の実現

年齢や性別、障害の有無に関わらず、だれもがスポーツ活動やイベントを通じ、活力があり・絆が強く・生きがいの持てる社会の実現を目指すとともに、地域社会や地域経済の活性化を図るために、スポーツコンベンションの誘致に取り組みます。

#### 施策の方向性

D：スポーツを通じた生きがいもてる社会の実現

##### 【成果指標】

- ◆成人の1年間に一度もスポーツをしない者が、15%以下。
- ◆障害者スポーツ・レクリエーション教室等の参加者が毎年600人以上。

#### 1 生きがい・仲間づくりの推進

##### ①高齢者スポーツ事業の展開

高齢者の体力維持や健康増進を図るため、それぞれのライフスタイルに応じ、老人クラブ等の地域活動・スポーツ活動を支援します。また、生きがい・仲間づくりを推進するため、高齢者向けのスポーツの普及・促進を図ります。

##### ②総合型クラブの普及・啓発

地域でのスポーツを通じた各種事業を行う総合型クラブの認知度を高めるため、市民に対する普及・啓発を図ります。

##### ③スポーツ少年団の充実

青少年のスポーツを振興し、心身の健全な育成を図るため、少年団スポーツ大会や各種交流会・研修会の開催を支援し、体力の向上や仲間との協調性などを身につけることを目的とするスポーツ少年団の活動の活性化を促進します。

#### 2 健康づくりの推進

##### ①健康づくりのための運動の推進

「いつでも・どこでも・だれでも」手軽に行える健康づくりであるウォーキングやラジオ体操等の運動を地域との連携により推進します。また、これからも増加していく高齢者の介護予防につながる運動の推進にも取り組みます。

## ②保健分野と連携した健康づくり

保健分野と連携しながら「健診受診率の向上対策」「身体活動・運動の普及推進」「食生活環境の整備」を3つの柱として、健康寿命の延伸を図ります。

## 3 障害者スポーツの普及促進

### ①障害者スポーツに対する認知度及び理解度を高める

「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障害者スポーツに関わる機関やスポーツ団体等と連携を図り、障害者スポーツに対する認知度を高め、理解を深める活動を推進します。

### ②スポーツ施設の利用促進

スポーツ施設の管理者などに対し、障害のある人への不当な差別的取り扱いをしないことや合理的配慮の取り組みを促すとともに、障害者スポーツ団体と連携し、障害のある人のスポーツ施設の利用を促進します。

### ③パラリンピック競技大会の体験会の実施

障害者がスポーツに触れ合う機会の充実を図り、障害者のスポーツ参加人口を増やすため、パラリンピック競技大会での実施競技の体験会を実施します。

## 施策の方向性

---

E：スポーツを活かした地域の活性化

### 【成果指標】

◆スポーツコンベンション経済波及効果 年間5億円以上。

※H30実績 年間4億7千3百万円

◆大規模大会の開催件数が年間5回以上。

※H30実績 年間4回

## 1 スポーツコンベンションによる地域活性化

### ①スポーツコンベンション誘致による地域活性化

まちの賑わいと経済・地域の活性化を図るため、スポーツ関係団体や宿泊施設等と連携し、大規模スポーツ大会やプロの試合、キャンプ等の誘致に取り組みます。

### ②東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした取り組み

ケニアとカザフスタン両国のキャンプを通じ、市民ボランティアなど人的なサポート体制や宿泊、食事、医療などの海外チームのキャンプ受け入れノウハウを蓄積するとともに、受け入れ環境を広くPRすることで、国内外からのキャンプや大規模スポーツ大会などの誘致に取り組みます。

## 2 観戦型スポーツイベントの充実

### ① 観戦型スポーツイベントの充実

プロ野球等のプロスポーツの試合を誘致し、レベルの高いスポーツに触れる機会を創出します。また、パブリックビューイングなど、多くの市民と一緒に「みる」機会を提供し、スポーツが持つ「夢」や「感動」を共有します。

### ②プロスポーツチームを活用したイベントの実施

プロスポーツと身近に接し、スポーツに対する関心を醸成するため、選手等によるスポーツ教室や選手との交流イベントを開催します。

## 3 スポーツ関連情報の発信

### ①スポーツ関連情報の発信

市内のスポーツに関する大会やイベント等の情報を市内外に積極的に発信することで、市民がスポーツをする・みる機会づくりに努めるとともに、スポーツによる久留米の盛り上がりを醸成する。

### ②学校ホームページによる体育情報の発信

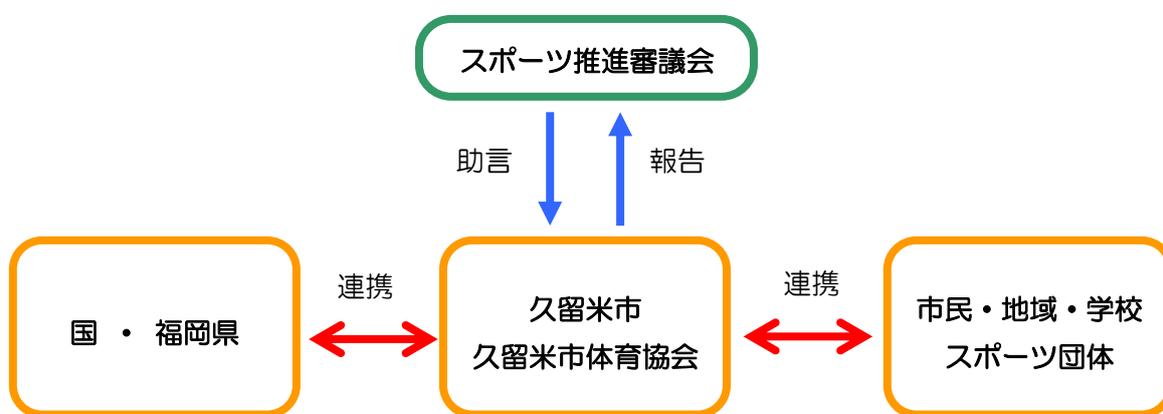
学校の取り組みに対する保護者や地域の方の理解を深めるために、各学校のホームページや通信等を活用して、体育的行事や部活動についての情報を発信します。

## IV章 施策の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

施策を推進するため、久留米市・(公財)久留米市体育協会・国・福岡県・市民・地域・学校・各種スポーツ団体が、相互連携を図りながら計画の推進に取り組みます。

また、スポーツ振興を着実に実施し、総合的な取り組みを実施するためには、庁内のスポーツ関係部局や保健福祉部門、教育委員会などとの協力が不可欠であるため、お互いの連携を深め協力体制の構築に努めます。



### 相互連携によるスポーツ振興

### 2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、国の方針や制度改正の動向、また社会情勢の変化など、必要に応じた対応をしながら施策の的確な進行を行う必要があります。

そのため、各施策の成果指標の達成状況を中心に、取り組み内容を点検・評価し、その結果について久留米市スポーツ推進審議会に報告し、専門的観点から意見をいただきながら継続的かつ効果的な計画の進行管理を行います。

また、同審議会の議論は次年度以降の施策展開に反映できるよう努めます。

2020.1.15 時点  
【パブリック・コメント用】

協議事項（3） 別冊

# 久留米市文化芸術振興基本計画

Kurume City Master Plan for Promoting Culture and Art

～心ときめく文化創造都市を目指して～

（サブタイトル=案）

[令和2年度～令和7年度]

（ 原 案 ）



2020年（令和2年）3月  
久留米市

## － 目 次 －

### I 章 計画策定の背景と目的

1 策定の背景	2
(1) 文化芸術政策を取り巻く状況	
(2) 久留米市の文化芸術政策の現状と課題	
2 策定の目的	11

### II 章 計画の理念と目標

1 計画の理念	12
2 計画の目標	12
(1) 計画期間	
(2) 6年後のあるべき姿	
(3) 総括目標	

### III 章 計画の柱と取り組みの内容

1 計画の柱	15
2 具体的な取り組みの内容	16
(1) 市民を対象とした幅広い取り組みと多様な人材の育成	
(2) 久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造	
(3) 文化施設の特性を活かした文化芸術の創造と活動の推進	
(4) 効果的かつ積極的な情報の収集と発信	

### IV 章 計画の進め方

1 様々な主体の主な役割	26
(1) 市民や文化芸術団体の役割	
(2) 行政の役割	
(3) 公益財団法人久留米文化振興会の役割	
(4) 久留米市文化芸術振興審議会の役割	
2 進行管理のあり方	26

計画の概要	27
-------	----

## I 章 計画策定の背景と目的

### 1 策定の背景

#### (1) 文化芸術政策を取り巻く状況

##### ① 文化芸術の意義

文化芸術には、ひとの心を豊かにし、明日への活力をもたらす大きな力があります。

また、文化芸術は、地域の特性や独自性を継承し、新たな創造を生み出していく原動力になります。

近年では、東日本大震災や九州北部豪雨をはじめとした大きな自然災害に見舞われた際、文化芸術は、人々の心に力を与え、精神的な支えとなり、地域住民の心のつながりを回復させるなど、「心の復興」に大きな役割を果たしたほか、人々が、その土地で生き続けるための礎（いしずえ）となりました。そうした経験から、あらためて、文化芸術の持つ力と意義が再認識されました。

最近では、様々な社会問題の解決策としてアートを用いたアプローチも積極的に行われており、文化芸術の持つ社会的な役割は、ますます拡大しています。

##### ② 国における文化芸術政策の動向

国においては、文化芸術の振興のための基本的な法律として、平成 13 年 11 月、「文化芸術振興基本法」（以下「基本法」という）が制定されました。そして、平成 14 年 12 月に、この基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が策定され、平成 27 年 5 月には、第 4 次基本方針が策定されました。

また、平成 24 年 6 月には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（劇場法）が制定され、劇場、音楽堂等の位置づけや役割などが明確化されました。そして、平成 25 年 3 月には、「劇場、音楽堂等の活性化のための取り組みに関する指針」が策定され、取り組むべき具体的な事項等が示されました。

さらに、平成 26 年 3 月には、東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 年オリ・パラ大会」という。）を見据え、そこに至るまでの文化政策を記した「文化芸術立国中期プラン」がまとめられ、平成 29 年 6 月には文化芸術振興基本法の改正により名称も「文化芸術基本法」（以下「改正基本法」という。）と変更されました。この改正基本法では、文化芸術の振興のみならず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが示されたほか、地方自治体においても、国が定める「文化芸術推進基本計画」を参酌し、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画の策定（努力義務）が明記されました。

平成 30 年 6 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、平成 31 年 3 月には、同法律に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたほか、平成 30 年 6 月、国際文化交流の振興を図るための「大規模祭典の重要性」に着目した「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が、議員立法として成立しました。

このように、国においては、基本法の施行以降、文化芸術を重要な政策として位置付け、文化芸術政策を積極的に推進しています。

### ③ 久留米市の抱える課題

現在、多くの地方自治体は、日本経済の回復基調が未だ地域経済にまで十分に波及せず、財政状況も一段と厳しさを増す中、人口減少社会や超高齢社会の進行、グローバル化、高度な情報通信技術の発展など、社会を取り巻く環境の変化に直面しています。また、人々の価値観の変化や市民ニーズの多様化・複雑化に応じて、サービスの質や量を柔軟に対応させ、時には、既存の行政サービスの枠にとどまらない分野横断的な課題解決力が求められるなど、久留米市にとっても難しい局面を迎えています。まさに、時代潮流の大きな変化の中にあります。

このような中で、久留米市が、今後も自主自立の自治体運営を行いながら、地域の活力を維持し、持続可能な都市として市民福祉の増進に取り組んでいくには、都市活力の基盤として、一定の人口規模を維持していくことが極めて重要です。

また、久留米市の人口は、外国人が住民登録された平成 24 年度以降、自然動態の減少幅を上回る社会動態の増加により、増加基調が続いていましたが、平成 28 年度をピークに減少に転じています。今後、急激な人口減少を避けるためには、自然動態の減少をできるだけ抑制しながら、社会動態を増加させ、より長く人口 30 万人を維持することが、都市の最重要課題となっています。

### ④ 久留米市における文化芸術政策の果たす役割

人口の社会動態を大きく左右する、「生活の場」として選ばれる都市の実現に向け、まちの魅力を高める取り組みの一つとして、文化芸術政策への期待が高まっています。

久留米市新総合計画第 4 次基本計画（令和 2 年度～令和 7 年度）では、「市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現」を都市づくりの基本的視点の 1 つとして位置付け、久留米市の有する豊かな地域資源を活かして、住みやすさ日本一の都市としてのブランド力向上を図るとともに、その価値を市民に広く還元することで、その実現を図ることとしています。その中心的な役割を担う施策の 1 つが、文化芸術政策です。

久留米市では、前久留米市文化芸術振興基本計画（平成 27 年度～平成 31 年度。以下「前基本計画」という。）の計画期間中に、新たな文化芸術振興の戦略的拠点施設となる、市内中心部に、1,500 人を収容できる大ホールを備えた「久

留米シティプラザ」と、公益財団法人石橋財団から運営を引き継いだ「久留米市美術館」が開館し、このことで、本市の文化芸術政策は、大きな転機（好機）を迎えました。

この2つの重要な文化施設を最大限に活用し、久留米市の文化芸術のさらなる振興を図ることで、都市魅力の向上に繋げていくことが求められています。「住みやすさ日本一」を目指す本市のこれからのまちづくりの中で、文化芸術政策の果たす役割は、ますます大きくなっていくと考えられます。

また、久留米市は、東京 2020 年オリ・パラ大会における、ケニア共和国及びカザフスタン共和国の事前キャンプ地になっています。国が「スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもある。」と位置付けるこの大会において、本市と両国との交流や、世界に向けた都市魅力の発信などの面でも、文化芸術が果たす役割は重要性を増しています。

## （2）久留米市の文化芸術政策の現状と課題

### ① 久留米の文化芸術資源

久留米市は、九州一の大河である筑後川、その流れに沿って広がる肥沃な筑後平野、東西に連なる耳納連山などの豊かな自然に恵まれ、長い歴史と伝統の中で、豊かな文化が育まれてきました。

江戸時代から栄えてきた絣などの産業文化を背景に、明治 22 年に市制が施行されてからは、市域の拡大とともに、県南地域の中核都市として発展していくなかで、洋画、洋楽、文学などの分野で優れた芸術家らが登場し、本市には、多彩な文化芸術が花開きました。

このような文化芸術の礎は、祭りなどの伝統文化、絣・瓦などの産業文化、手芸などの生活文化も含め、市民による文化芸術活動が盛んな風土や、文化芸術を生かしたまちづくりの推進など、現在の市民生活や本市の文化芸術政策に脈々と受け継がれています。

他の地域にはない、多くの文化芸術資源に恵まれた本市は、今後、文化芸術のまちとして、さらに発展する可能性があります。

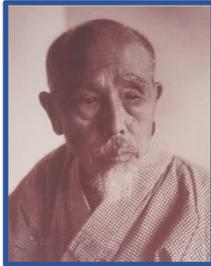
### 【ひと】

日本の近代洋画壇を代表する青木繁や坂本繁二郎、古賀春江といった画家や詩人の丸山豊、作曲家の中村八大など、様々な分野で優れた芸術家を輩出しています。

また、芸能部門において、歌手の藤井フミヤなど、全国的にその名を知られ活動する人が多いことも、久留米市の大きな特色となっています。



青木 繁  
(1882~1911)



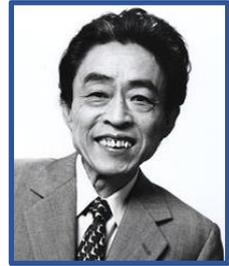
坂本 繁二郎  
(1882~1969)



古賀 春江  
(1895~1933)



丸山 豊  
(1915~1989)



中村 八大  
(1931~1992)

### 【文化施設】

株式会社ブリヂストンの創業者である石橋正二郎（久留米市名誉市民）により、久留米市に建設寄贈された石橋文化センターは、平成 28 年 11 月、石橋美術館としての歴史と伝統を受け継ぎ、公立美術館として新たに開館した久留米市美術館をはじめ、石橋文化ホール、文化会館などの文化施設を備え、本市の文化芸術振興の拠点として、美術や音楽などの普及に中心的な役割を果たし、今なお、多くの市民に親しまれています。

また、田主丸複合文化施設や城島総合文化センターなどの中規模ホールを備えた施設のほか、平成 28 年 4 月には、「文化芸術の振興」、「広域的な交流の促進」、「賑わいの創出」へ向けた戦略的拠点施設として、久留米シティプラザが新たに加わるなど、本市には多彩な文化施設が立地しています。



石橋文化センター・久留米市美術館



久留米シティプラザ

### 【文化財・伝統文化】

古くから筑後国一ノ宮として信仰を集めてきた高良大社（高良山）、九州の浄土宗大本山である善導寺、全国水天宮の総本宮である水天宮、菅原道真を分祀する北野天満宮、旧久留米藩主であった有馬家の菩提寺である梅林寺、有馬家の宝物や古文書などを保管・展示している有馬記念館などがあります。その他、昔から伝わる神社仏閣等の伝統行事や地域の祭りなど、有形・無形を問わず、歴史的にも価値のある文化財が多数あります。



高良大社



梅林寺



善導寺



鬼 夜



北野天満宮おくんち



御塚・権現塚古墳

※ 平成 30 年 12 月、梅林寺有馬家<sup>たまや</sup>霊屋が新たに国の重要文化財に指定されました。

### 【産業文化】

井上伝が考案した久留米緋などの伝統技術や、「からくり儀右衛門」と呼ばれ、現在の株式会社東芝の前身をつくった田中久重が残したものづくりの精神は、伝統文化の枠に止まらず、本市の基幹産業であるゴム工業や繊維産業といった現代の産業文化にもしっかりと受け継がれています。



井上 伝  
(1788~1869)

久留米緋



田中 久重 (右)  
(1799~1881)

久重作の弓曳き童子・文字書き人形

### 【文化芸術団体や市民活動】

久留米市には、文化の力で戦後の焼け野原となったまちを復興させようと、詩人の丸山豊ほか多くの芸術家が集まって誕生した「久留米連合文化会」など、様々な文化芸術団体があります。そうした団体を中心に、市民による文化芸術活動が盛んに行われています。

特に、吹奏樂をはじめ、合唱や管弦樂、邦樂など市民の音楽活動が盛んなことは久留米市の文化の大きな特徴のひとつです。また、美術や演劇、舞踊の分野においても、個人やグループでの展覧会や公演が活発に行なわれています。



市民による合唱組曲「筑後川」の大合唱



美術の公募展



市民劇団による演劇公演

## ② 前基本計画の総括

久留米市では、文化芸術政策を巡る国の動き等を受け、平成 18 年 4 月に、文化芸術振興の基本理念等を定めた「久留米市文化芸術振興条例」（以下、条例という）を制定しました。そして、平成 19 年 9 月には、その条例に基づき、「久留米市文化芸術振興基本計画」（平成 19 年度～平成 26 年度）を策定。平成 27 年 3 月には、前基本計画（平成 27 年度～平成 31 年度。平成 29 年度に一部見直し。）を策定し、文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

平成 30 年度の市民意識調査の結果を踏まえ、前基本計画の総括目標（指標）の達成状況や重点的な取り組みについて、成果や課題を明らかにしながら次のように総括し、今後の取り組みの充実へとつなげていきます。

【前基本計画の総括目標に関する基準値（H25）、目標値（H31）、最新実績値（H30）及び評価結果（A～C）】

		平成25年度	平成30年度	平成31年度	評価結果
		市民意識調査 計画策定時	市民意識調査 4年目	市民意識調査 目標値	
目標①	最近1年間に鑑賞した文化芸術が1つ以上ある市民の割合	55.5%	62.2%	70%以上	<b>B</b> 目標達成には 努力を要する
目標②	最近1年間に活動した文化芸術が1つ以上ある市民の割合	19.2%	18.0%	30%以上	<b>C</b> 目標達成には 厳しい状況にある
目標③	鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場が久留米市内である割合	—	84.9%	80%以上	<b>A</b> 目標達成が できる見込み

※ 評価基準：A～C（久留米市新総合計画第3次基本計画の政策評価制度と同じ基準）

## 【目標①「最近1年間に鑑賞した文化芸術が1つ以上である市民の割合」】…**B**

### (主な要因等)

- ・ 映像文化（映画、ビデオ上映会など）、美術（絵画、書、彫刻、写真、工芸など）、音楽（ポピュラー、クラシック、邦楽など）の順に割合が高く、前回調査時と比較すると、この3分野は鑑賞率が3～5ポイント増加しています。

これは、これらの分野が、映画館やホール、ギャラリーなど、鑑賞するためのハード施設が、市民にとって身近にあり、映画やコンサート、美術展覧会などを通して、文化芸術を鑑賞しやすい環境が、比較的整っていることが要因と考えられます。

また、平成28年に開館した久留米シティプラザによる多彩な催しの実施や、同年、久留米市美術館が開館し、全国的な巡回展の誘致や、石橋文化センター内のイベント等と連動した取り組みが進んだこと、さらには、映画業界そのものの好調を背景に、民間の映画館においても施設のリニューアルが進んだことなども、増加の要因と考えられます。

## 【目標②「最近1年間に活動した文化芸術が1つ以上である市民の割合」】…**C**

### (主な要因等)

- ・ 美術、生活文化（茶・華道、フラワーアレンジメント、手芸など）、音楽、映像文化の順に割合が高くなっています。上位に「美術」「音楽」「映像文化」がランクインしている点は「鑑賞」と変わりませんが、「生活文化」が2位となっている点は注目に値します。

この生活文化を体験している市民を性別で見ると、多くは女性であり、その年代も幅広いものとなっています。これは、本市において、茶道や華道、手芸などの活動を行っている女性が多いという点が、文化芸術活動面での特徴とも考えられます。

また、目標①：文化芸術の「鑑賞」経験があるとする値と、目標②：「活動」経験があるとする値とを比較すると、活動経験がある人の割合はかなり低く、調査結果に大きな開きがあります。「文化芸術の鑑賞はするが、活動まではしない」という市民に対して、どうアプローチし、文化芸術「活動」の活性化につなげていくかが、当面の課題と言えます。

## 【目標③「鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場所が久留米市内である割合」】…**A**

### (主な要因等)

- ・ 鑑賞の場所については、映像文化、生活文化、舞踊（日本舞踊、バレエ、ダンス）の順に、また、活動の場所については、伝統芸能（能、狂言、歌舞伎など）、映像文化、生活文化の順に高くなっており、特に、「映像文化」

と「生活文化」が、鑑賞・活動ともに上位にランクインしています。

また、鑑賞の場所に注目して、分野別の傾向をみると、「音楽」「演劇・演芸」「伝統芸能」「歴史、郷土文化」については、「市外」のほうが「市内」を上回っています。これは、例えば映画については、マイナーな作品を除けば、全国どの映画館でも同じ作品を鑑賞することができるが、一般的に話題性の高い音楽イベントやミュージカル作品、歌舞伎等については、東京、大阪、名古屋、福岡市内など、大都市部の会場で開催されることが多いため、「市外」の割合が大きくなっているものと考えられます。

久留米シティプラザの開館で、これまで久留米市では鑑賞できなかった大型作品についても、飛躍的に鑑賞可能になっている点を踏まえ、市内で開催される作品・企画について、市民の関心を高めるような「広報の充実」を図り、市内での鑑賞経験の増加につなげていく必要があります。

### 【久留米市新総合計画第3次基本計画における文化芸術政策の進捗状況】

久留米市では、本計画の上位計画となる「久留米市新総合計画第3次基本計画（平成27年度～平成31年度）」においても、その進捗状況について評価するため、「政策評価制度」を導入しています。

この政策評価制度に基づき、目指す都市づくりの実現状況を点検するための「まちづくり評価制度」においては、本市の文化芸術政策の状況を次のように総括しています。

施策の柱・方向	目指す成果（補助指標）	説明	基準値（年度）		年度	目標値	実績値		進捗度	評価結果	
			▼	▼							
心豊かな市民生活を創造するまち	文化芸術に接する機会が増えたと感じる市民の割合	市政アンケートモニター調査で「そう感じる」又は「どちらかといえばそう感じる」と答えた人の割合	60.6		H27	62.0		68.9		○	A
			(H26)		H28	64.0		86.0		○	
			▼	%	H29	66.0	%	80.6	%	○	
			70.0		H30	68.0		79.4		○	
			(H31)		H31	70.0					

#### （主な要因等）

- 久留米市美術館に置ける魅力的な展覧会や久留米シティプラザでの質の高い鑑賞事業の実施、さらに、市民が気軽に参加できる「久留米たまがる大道芸」や、「くるめ街かど音楽祭」をはじめとした音楽事業等が市民に浸透してきたことなどが、目標達成の要因と考えられます。

## 【前基本計画の検証結果】

前基本計画の総括目標の達成状況や、久留米市新総合計画第3次基本計画における政策評価の結果等を踏まえ、前基本計画の成果と課題を次のとおり総括し、現基本計画の策定にあたっての「基本的な視点」として、計画への反映を図ります。

### (成果と課題)

- ・ 前基本計画期間中に、久留米市の文化芸術振興の戦略的拠点施設となる2つの施設「久留米シティプラザ」と「久留米市美術館」が開館しました。このことで、久留米市の文化芸術政策は、大きな転機（好機）を迎えました。

- ・ 市民の文化芸術分野における「鑑賞」経験については、目標達成には努力を要するものの、ポイントは上昇しています。

これは、久留米シティプラザの開館により、これまで市内では見ることができなかったような、上質で多彩な催しの鑑賞機会が確保されたことや、久留米市美術館による、全国的な巡回展や、写真展、産業美術展など、これまでに無かったユニークな展覧会の企画・開催、石橋文化センター内のイベント等と連動した取り組みの定着など、2つの施設を核とした取り組みが、大きく貢献しているものと考えられます。（両施設ともに開館した平成28年度から平成30年度までの入館者数の合計は、久留米シティプラザが※約50万人、久留米市美術館が約31万人にのぼっています。）

※ 主に鑑賞事業に利用するザ・グランドホール、久留米座及びCボックスのみ

- ・ 一方、「鑑賞」経験の増加は、必ずしも「活動」経験に結びついていません。「活動」は「鑑賞」以上に主体性や能動性を要するため、増加を図るためには、困難も予想されますが、今後は市民の文化芸術「活動」をいかに活性化するかが、当面の課題です。
- ・ また、アーティスト・データベースの作成については、前計画期間中に進捗が見られなかったほか、久留米市美術館や久留米シティプラザと、他の文化施設（そよ風ホール・インガットホール等）との連携は、チケットの販売協力や情報共有会議の開催など、一定の進捗は図られたものの、さらなる強化が必要です。地域ゆかりの芸術家等に関する情報収集の有り方や、久留米シティプラザなどの専門スタッフが持つノウハウ等を活用した、他のホール等との共同企画の実施など、相乗効果が発揮できるような施設間の連携強化については、現基本計画に向けた課題です。

### (今後の展開)

- ・ 上記を踏まえ、本市における今後の文化芸術政策のあり様について、次のように展望します。

### **鑑賞事業のさらなる強化と広報の充実（利便性向上）**

- ・ 久留米シティプラザと久留米市美術館を最大限に活用し、上質で魅力的な文化芸術の鑑賞機会の確保をさらに強化するとともに、市内で開催される作品・企画について、市民の関心を高めるような広報の充実や、施設利用に係る利便性の向上を図ることより、市内での鑑賞経験の増加につなげる必要があります。

### **文化芸術教育（体験学習等）の推進**

- ・ 本物の文化芸術の鑑賞に加え、歴史・風土に根差したふるさとの文化芸術に触れる体験学習など、文化芸術に関する教育を実践する必要があります。アウトリーチ事業やワークショップ事業等の充実を図り、次代を担う子どもたちをはじめ、高齢者、障害者、在留外国人など、多様な主体が、文化芸術を気軽に体験できる機会の創出を図ります。特に、子どもたちへの体験学習等をとおして、幼少期から将来にわたる、文化芸術「活動」へのハードルを下げる取り組みが必要です。

## **2 策定の目的**

久留米市では、将来を見通した長期的な都市づくりの視点として、新総合計画（基本構想：平成13年度～平成37年度〔令和7年度〕、基本計画（第3次：平成27年度～平成31年度〔令和元年度〕、第4次：令和2年度～令和7年度）に基づき、一貫かつ継続した都市づくりを進めています。

この総合計画を推進する分野別計画として、今後の久留米市の文化芸術振興の基本的な方向を示し、文化芸術政策における具体的な取り組みを明らかにするとともに、文化芸術の振興を都市魅力の向上につなげていくため、条例第15条に基づき「久留米市文化芸術振興基本計画」を策定し、体系的な施策推進を図っています。本計画は、前基本計画の計画期間が平成31年度〔令和元年〕で終了するため、令和2年度以降の文化芸術振興に関する新たな指針として策定するものです。

また、前基本計画の計画期間中に、新たな文化芸術振興の拠点となる「久留米シティプラザ」と「久留米市美術館」が開館したことで、本市の文化芸術政策は、「両施設の活用によるさらなる施策の充実」という新たな局面へと大きく前進することになります。

本計画の策定にあたっては、条例の趣旨を十分に踏まえ、2つの戦略的な拠点施設を最大限に活用し、前基本計画の総括に基づく「鑑賞事業のさらなる強化と広報の充実（利便性の向上）」及び「文化芸術教育（体験学習等）の推進」を基本的な視点としながら、具体的な取り組みを体系的に明らかにし、「市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現」の実現へとつなげます。

## II章 計画の理念と目標

### 1 計画の理念

本計画の理念は、前基本計画を引き継ぎ、次のとおりとします。

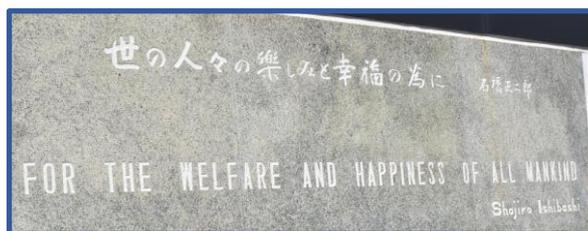
#### 市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米

##### ポイント

本計画の理念は、石橋正二郎（久留米市名誉市民）の崇高な理念や願いを引き継ぎ、未来へ向かって、市民を中心とした文化芸術の裾野が広がり、創造性が高まっていくことを希求して定めたものです。

昭和31年、美術館などを備えた石橋文化センターが、石橋正二郎氏より久留米市に建設寄贈され、本市の文化芸術振興の礎が築かれました。

同施設の正門石壁には、正二郎本人の筆跡で「世の人々の楽しみと幸福の為に（FOR THE WELFARE AND HAPPINESS OF ALL MANKIND）」という理念が刻まれています。正二郎は、郷里である久留米市を「楽しい文化都市にしたい」と強く願っていました。



石橋文化センター正門石壁



石橋正二郎名誉市民

### 2 計画の目標

#### (1) 計画期間

本計画では、久留米市の「新総合計画」との連動性や整合性を確保するため、計画の期間を「新総合計画第4次基本計画」に合わせ、次のように設定します。

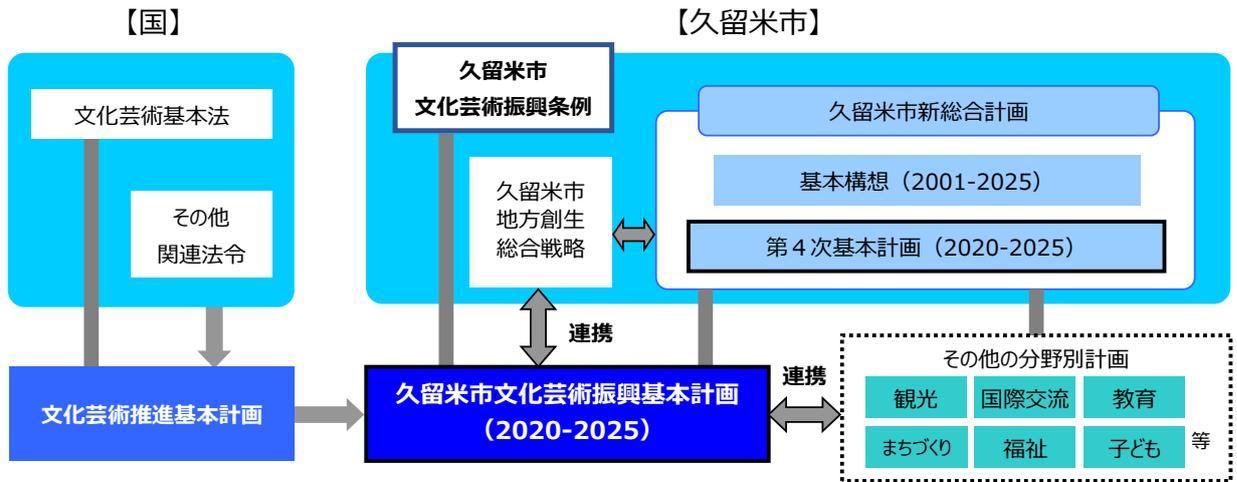
#### 令和2年度から令和7年度まで（6年間）

##### <計画の位置付け>

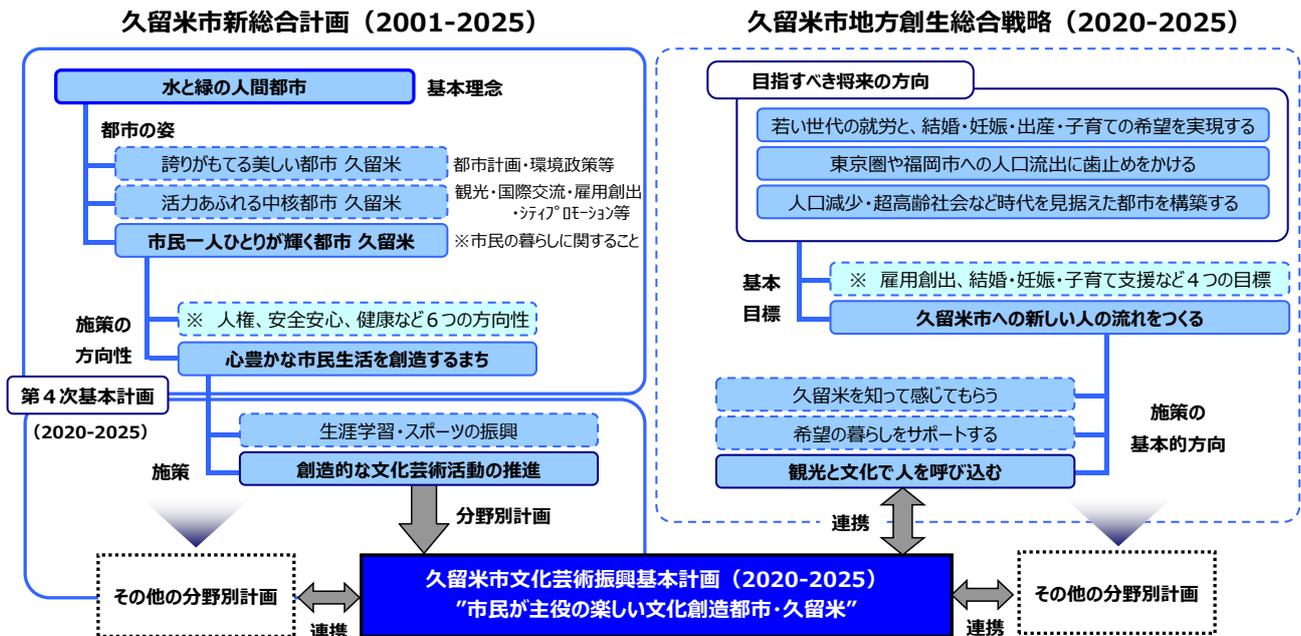
現基本計画は、第4次基本計画の文化芸術に係る分野別計画と位置付けます。併せて、改正基本法が要請する、地方版文化芸術推進基本計画と位置付けます。

また、計画の推進にあたっては、改正基本法の趣旨に照らし、地方創生をはじめ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、子ども等、本市が策定するその他の関連計画との連携を図りながら、施策を展開します。

## <計画の位置付けのイメージ>



## <久留米市新総合計画及び久留米市地方創生総合戦略における計画体系のイメージ>



### (2) 6年後のあるべき姿

本計画では、今後6年間で目指すまちの姿を次のように設定します。

久留米シティプラザや美術館などの文化施設や暮らしの身近な場所で、様々な文化芸術を鑑賞したり、活動したりする人が増え、心豊かな市民生活を創造するまち

### (3) 総括目標

文化芸術政策には長期性かつ持続性が求められます。その成果は、短期間では評価しづらいこともあり、また、必ずしも客観的な数値で測れるものではありません。

しかしながら、計画の達成状況を確認・検証し、次につなげていくことは大切です。本計画では、5年間の取り組みを評価するため、「市政アンケートモニター」を実施し、次のような総括目標を設定します。

**①最近1年間に鑑賞した文化芸術が1つ以上ある市民の割合**

令和元年度：〇〇% → 最終年度：〇〇%以上

**②最近1年間に活動した文化芸術が1つ以上ある市民の割合**

令和元年度：〇〇% → 最終年度：〇〇%以上

**③鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場が久留米市内である割合が〇〇%以上**

※ R2.1-2にて実施する調査結果を踏まえて設定予定

特に、前基本計画において、厳しい結果となった②「活動経験」の向上については、本計画における最大の課題と位置付け、目標達成に向けた具体的な施策を体系的に再構築し、戦略的に取り組みを進めます。

### Ⅲ章 計画の柱と取り組みの内容

#### 1 計画の柱

##### (1) 市民を対象とした幅広い取り組みと多様な人材の育成

文化芸術を担うのは「ひと」です。年齢、性別、障害の有無、経済的な状況、国籍などを問わず、すべての市民が文化芸術に関心を持ち、生涯にわたり関わっていただける取り組みを進めていきます。

特に、次代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育むことは重要であるため、子どもたちへの取り組みの充実を図ります。併せて、今後の超高齢社会を見据え、高齢者がいきいきと文化芸術活動に関わっていくことができるような取り組みを進めます。これらを戦略的に進めるため、具体的な施策を体系的に再構築し、あらゆる世代に対する「文化芸術教育（体験学習等）の推進」を図ります。

また、文化芸術を創造し提供する芸術家や文化芸術団体、それを享受する市民、その芸術家などと市民との連携を支援するコーディネーターなど、様々な人材の育成を進めていきます。

##### (2) 久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造

久留米市には多くの文化芸術資源があります。これら久留米市ならではの文化芸術資源を活かしていくとともに、本市における他の政策分野と連携した取り組みなどにより生みだされた様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することで、都市としての新たな魅力を創り、高めていきます。

また、久留米市が東京 2020 年オリ・パラ大会のキャンプ地として決定していることから、国際的な文化交流を実施します。

##### (3) 文化施設の特性を活かした文化芸術の創造と推進

久留米市には、久留米シティプラザや石橋文化センター内の施設群をはじめ、それぞれに特性を持つ優れた文化施設が多数あります。そうした施設の特性を活かしながら、それぞれに魅力ある事業を展開していくとともに、久留米シティプラザと久留米市美術館の2施設において重点的に施策を実施し、施設間で連携した取り組みを行うことで、より大きな効果を生み出していきます。

##### (4) 効果的かつ積極的な情報の収集と発信

創造的な文化都市として発展していくためには、あらゆる文化芸術に関する情報を市内外に効果的かつ積極的に発信していく必要があります。市民が文化施設を利用しやすい環境づくり（利便性の向上）を図りながら、すべての取り組みに関連する重要な施策として、情報の収集と発信を戦略的に進めていきます。

また、久留米市が東京 2020 年オリ・パラ大会のキャンプ地として決定していることから、見学に訪れる観光客（外国人を含む）に対し、久留米の文化芸術に関する情報を積極的に発信していきます。

## 2 具体的な取り組みの内容

### (1) 市民を対象とした幅広い取り組みと多様な人材の育成

#### ① 文化芸術に関する子どもの創造的体験の充実

子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、経済的な状況や様々な家庭環境に関わらず、早い時期から、子どもたちが本物の文化芸術に触れ、創造的体験ができるように、芸術家や地域の文化芸術団体、教育委員会、学校や保護者などとも連携・協働しながら、機会や場の提供に取り組んでいきます。

#### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
学校などでの子どもたちの文化芸術体験機会の提供	芸術家が学校などへ出向き、子どもたちが文化芸術と出会い、いろいろな創造的な体験ができるような取り組みを強化していきます。
文化施設などでの子どもたちの鑑賞及び活動体験機会の提供	久留米シティプラザや美術館などの文化施設及び人の集まる場所において、経済的な状況や様々な家庭環境に関わらず、子どもたちが優れた芸術作品に触れ、鑑賞や活動体験ができるような取り組みを進めていきます。
東京 2020 年オリ・パラ大会などにおける国際的な文化交流の実施	子どもたちが、東京 2020 年オリ・パラ大会などで滞在している国の文化に触れ、交流することにより、国際的な視点を身に付けると共に、多様な文化交流を進めていきます。

#### ② あらゆる市民の文化芸術活動への支援

文化芸術が広く市民に浸透し、その活動を活発にしていくため、子どもたちへの取り組みに限らず、高齢者、障害者、在住外国人など、幅広い市民を対象に、文化芸術の鑑賞機会の提供や活動の支援に取り組んでいきます。

#### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
鑑賞機会や活動の場の積極的な提供	年齢や障害の有無に関わらず、市民が身近に文化芸術に触れる機会や文化芸術活動を行う場を、文化施設でのワークショップや※アウトリーチ事業等で積極的に提供することで、市民の自主的な文化芸術活動が促進される取り組みを強化します。

項 目	取り組みの概要
市の補助金、後援などによる活動支援	市民の文化芸術活動に対する財政支援や広報支援などを行います。
国などの文化関連補助事業の紹介・活用による支援	国の補助制度などを積極的に活用して、文化芸術の鑑賞機会の提供や活動の支援を行います。

※ アウトリーチ (Outreach) とは、もともと「手を伸ばすこと」という意味の言葉ですが、「(公的機関や奉仕団体の) 出張サービス」という意味でも用いられます。文化芸術では、劇場・音楽堂など芸術を鑑賞する場から手を外に伸ばしていく芸術普及活動の意味で使われ、アーティストの学校や福祉施設などへの派遣や、施設にとらわれないミニ・コンサートや参加体験型事業の実施など館外活動のことを指します。

### ③ 文化芸術に関わる人材の育成と活用

久留米市から優れた芸術家を輩出するため、豊かな芸術的才能をもつ個人や団体を発掘・育成する取り組みを行います。

また、芸術家だけではなく、芸術家などと市民をつないで事業を調整していく文化芸術コーディネーター、文化施設などの運営スタッフやサポーターなど、多様な人材の育成に取り組めます。

#### 【市の主な取り組み】

項 目	取り組みの概要
芸術家の発掘・育成支援	将来を嘱望される芸術家の表彰、市の事業での活用や活動の場の提供などにより、優れた芸術家の発掘や育成支援を行います。
文化事業の推進を支える人材の育成	文化芸術コーディネーターの養成を継続的に進めるとともに、運営スタッフ・サポーターなど、文化事業の推進に必要な人材の育成を行います。

## (2) 久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造

### ① 文化芸術団体等との連携による多様な文化芸術活動の推進

文学や演劇、美術や音楽など多様な分野で行われる、数多くの文化芸術団体の積極的活動は、久留米市の特徴であり、大切な地域資源です。これら文化芸術団体との連携・協働、あるいは活動の支援により、本市の文化芸術の裾野を広げ、活性化していきます。

【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
文化芸術団体などとの連携・協働による文化芸術活動の推進	市内の様々な文化芸術団体などと連携・協働しながら、文化芸術活動の裾野の拡大やさらなる発展につなげます。
多様な文化芸術活動への積極的な支援	新しい芸術分野も含めた多様な文化芸術活動を積極的に支援します。
市の補助金、後援などによる活動支援	文化芸術団体の活動に対する財政支援や広報支援などを行います。
国などの文化関連補助事業の紹介・活用	文化芸術団体が国などの補助制度などを積極的に活用できるよう、情報を提供し、活動を支援します。

② 音楽の力を活かしたまちづくりの推進

久留米市は、これまで多くの優れた音楽家を輩出し、市民の音楽活動も盛んです。音楽文化は久留米市の大きな文化資源の一つです。この音楽文化に着目し、音楽の持つ力によって、人とまちを元気にしていく取り組みを進めていきます。

【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
音楽によるまちづくりの推進	音楽に関する様々な事業の実施や支援の他、文化芸術団体と協働し、久留米に縁のある音楽に関する多彩な事業を実施することにより、まちが音楽に包まれているイメージを創出し、まちの活性化につなげていきます。



くるめ街かど音楽祭の様子



箏曲発祥の地記念碑（善導寺）



久留米初演 100 周年  
記念演奏会  
ベートーヴェン  
「第九」の様子

※ 大正8年（1919年）12月3日、久留米市に収容されていたドイツ兵捕虜により、久留米高等女学校講堂で、ベートーヴェン交響曲第9番の演奏が行われました。この時初めて、一般市民が「第九」の演奏を耳にしました。初演100周年を記念して、令和元年12月28日、市民による記念演奏会が開催されました。

### ③ 文化財や伝統文化の継承とその活用による郷土愛の醸成と地域の活性化

久留米市の価値ある文化財や伝統文化を次世代に継承します。また、市民が郷土に愛着や誇りを持てるよう、それらを市民に広く紹介し、積極的な活用により、地域の活性化に寄与します。

#### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
文化財などの保存・継承	市内にある有形・無形の文化財などの保存に努めるとともに、その継承のための活動を支援します。
文化・観光・産業分野での文化財などの活用	歴史的な建造物や史跡などを、音楽・美術・演劇などの文化芸術や、観光、産業などの様々なイベントの会場として積極的に活用します。
文化財を活用した地域の魅力向上	市内に点在する歴史・文化遺産を回遊する仕組みをつくり、地域の魅力を発信します。



坂本繁二郎生家



水天宮

### ④ 様々な政策分野との連携

国の改正基本法の趣旨を踏まえ、地方創生をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、子ども、教育、産業などといった文化芸術以外の政策分野と連携した取り組み、また、久留米市が東京2020年オリ・パラ大会のキャンプ地として決定していることから、国際的な文化交流などの取り組みを進めていきます。

【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
文化事業と観光・まちづくり・産業などとの連携・協働	音楽・美術・演劇などの様々な文化事業において、関連団体などとの連携など、観光や産業、まちづくりなどの要素を取入れた企画を実施します。
文化事業と教育・福祉との連携・協働	各種イベントなど、様々な文化事業において、学校や高齢者施設、障害者団体などと連携した取り組みを進めていきます。
東京 2020 年オリ・パラ大会を契機とした文化交流の実施	異文化に触れ、久留米の伝統文化を紹介するなど、文化交流を進めていきます。

⑤ 公益財団法人久留米文化振興会の組織強化への支援

石橋正二郎氏の崇高な理念にルーツを持つ公益財団法人久留米文化振興会の存在は、久留米市が文化芸術政策を推進していくうえで、大きな強みです。本市の政策に基づき、本計画の事業を実質的に推進させる中心的な組織のひとつとして久留米文化振興会を位置づけ、同団体の組織強化への様々な支援を行います。

【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
久留米文化振興会の施策展開への支援	同団体が、石橋文化センターをはじめ、市全域における文化事業を積極的に展開・拡充していくため、機能強化などの支援を行います。

(3) 文化施設の特性を活かした文化芸術の創造と活動の推進

① 久留米シティプラザを創造・発信の拠点とする文化芸術事業の推進

平成 28 年 4 月の開館以降、蓄積してきた運営ノウハウを生かしながら、引き続き久留米シティプラザを文化芸術振興の戦略的な拠点として最大限に活用し、市民に上質で多様な文化芸術を鑑賞する機会や市民が自ら活動し発表する場を提供するなど、市民の様々な文化芸術活動や新たな文化芸術の創造を促進していきます。

【市の主な取り組み】

項 目	取り組みの概要
上質で多彩な鑑賞事業の実施	優れた音響性能を持つザ・グランドホールをはじめ、それぞれの特徴を持つ3つのホール（ザ・グランドホール、久留米座、Cボックス）を活用し、これまで市内では観ることができなかった話題性のある上質な鑑賞事業を実施します。企画にあたっては、自主事業（プラザの企画制作）とあわせ、提携事業（民間興行主や市民団体等との協力、共催等）を活用することで、ラインナップの充実を図ります。
文化芸術の裾野を広げる教育普及事業の実施	文化芸術に触れるきっかけづくりとして行う館内での体験型事業等を通して教育普及の取り組みを進めます。特に、次代を担う子どもたちの想像力・感性を高めることを目的に、良質な鑑賞事業やワークショップ等、多様な事業に取り組みます。
積極的な広報営業活動の実施や施設の利便性の向上	SNSをはじめとした様々な媒体による情報発信や、マスコミ等への働きかけによる広報活動に積極的に取り組むとともに、施設利用者等への調査や企業訪問等をとおして、さらなるサービスの向上や施設利用の促進へとつなげます。また、館内に設置した「石橋文化センター情報サテライト」を活用した情報発信やチケット販売、空いている会議室の学習室としての市民開放、インターネットを活用した施設予約システムの検討など、施設利用に係る利便性の向上を図りながら、市民等による久留米シティプラザの積極的な利用促進に努めます。



久留米シティプラザ

## ② 魅力あふれる美術館づくり

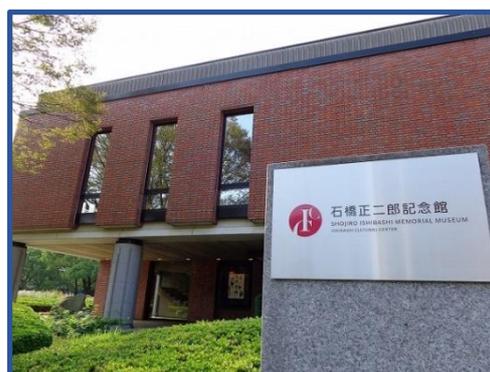
石橋美術館の歴史と伝統を受け継ぎながら、「とき、ひと、美をむすぶ美術館」を久留米市美術館の目指すビジョンとし、次の4つのコンセプトに基づき、魅力ある美術館づくりを進めていきます。

### 【市の主な取り組み】

項 目	取り組みの概要
郷土の歴史をふまえた特徴あるコレクション形成	近代以降、すぐれた洋画家たちを輩出してきた久留米の歴史と、同じく多くの洋画家たちを生んだ九州全域に目を向け、久留米ゆかりの作家を核とした九州洋画の体系的コレクションを加速させます。
魅力ある展覧会や教育普及活動の展開	美術作品・資料の収集、保存、展示、調査研究といった、美術館本来の役割をしっかりと果たしていくとともに、他の美術館と連携した巡回展など、これまで培ってきた多彩なアプローチで、魅力ある展覧会を展開していきます。併せて、市民への教育普及活動の充実や学校教育との連携を積極的に進めていきます。 また、石橋正二郎記念館については、石橋財団の協力のもと、正二郎氏の足跡を唯一の公開施設であるほか、正二郎氏を学び、将来の久留米市を担う人材育成の面でも重要な施設であることから、子どもたちをはじめ、市内外からの入館、学習の機会の拡大を図ります。
石橋文化センターをひとつのミュージアムと捉えた活動	立地環境に恵まれた石橋文化センター全体をひとつのミュージアムと捉え、アートプロジェクトの実施やアートフェスティバルの開催など、美術館事業と園内イベント等との連携や、中央図書館をはじめとした園内施設・他団体などと連携した事業の企画等を、継続的に展開します。
市民とともに創り育てる仕組みづくり	ミュージアムコンサートや、気軽に参加できる美術講座など、市民の美術館への関心を高める取り組みを進めるとともに、ボランティアや寄付制度など、様々な場面で、市民や地元企業、教育機関等の協力や支援を得ながら活動することで、市民に「自分たちの美術館」として親しまれる美術館を目指します。



本館



石橋正二郎記念館

久留米市美術館

③ 各文化施設の強みを活かした効果的な事業の展開

久留米シティプラザや久留米市美術館以外の文化施設も、久留米市の文化芸術活動の推進に欠かせない重要な施設であり、それぞれの施設の特性を活かした事業を展開していきます。

主な施設	規模	施設の特性を活かした取り組み
石橋文化ホール	1,077 席	優れた音響効果を活かした演奏会などを開催します。
石橋文化会館 小ホール	200 席	客席との距離の近さを活かした小規模な演劇や演奏会などを開催します。
田主丸複合文化施設（そよ風ホール）文化ホール	500 席	東エリアの中核施設として、演劇や演奏会などを開催します。
城島総合文化センター インガットホール	598 席	西エリアの中核施設として、演劇や演奏会などを開催します。

④ 各文化施設間の連携の推進

各施設の地域性やホールの特性を活かしつつ、相互に連携し、魅力の相乗効果を図ります。

【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
利用者のニーズに合わせた事業展開	久留米シティプラザ内に設置された石橋文化センター情報サテライト等を活用し、市民の利便性向上に資する各施設の文化情報の発信やチケット販売など、連携を強化します。
文化施設間の連携の推進	久留米シティプラザや久留米市美術館を中心とした施設間の連携について、情報共有を図りながら、相乗効果が発揮できるような連携のあり方について、検討を進めていきます。



城島総合文化センター



田主丸複合文化施設（そよ風ホール）

#### (4) 効果的かつ積極的な情報の収集と発信

##### ① 芸術家などに関するデータの収集・整理

久留米市の文化芸術に関する先達も含め、市内の芸術家や文化芸術団体等の情報を収集・整理し、その活用のあり方についても検討していきます。

##### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
久留米市ゆかりの芸術家等に関する情報の収集	様々な専門機関等を活用した文化芸術に関する最新情報の入手や、インターネット等を活用した多用な手法で、久留米市にゆかりのある人材情報等の収集に努めます。

##### ② 文化芸術をより身近に感じてもらうための取り組みの推進

市民の文化芸術への興味や関心を高めるため、様々な文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、久留米市の文化芸術、文化資源について広く市民に知らせるような普及活動に取り組みます。

##### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
様々な公演の誘致	久留米シティプラザをはじめ、市内の文化施設に公演を積極的に誘致し、市民の鑑賞機会の拡大を図ります。
芸術普及活動の実施	参加体験型の事業や地域に出向いて行う芸術活動などを実施し、市民に文化芸術の魅力をより身近に感じてもらう機会を提供します。また、学校や地域に出向く出前講座を活用し、久留米の文化芸術や文化資源を市民に周知していきます。

### ③ 様々な媒体を活用した戦略的な情報の発信

久留米シティプラザをはじめ、市内で行われる上質で多彩な催しについて、特に市民や福岡都市圏、近隣市町等に向けて関心を高めるような広報の充実を念頭に、新聞や広報誌といった紙媒体やTV、ラジオ、ホームページ、SNSなど、様々な情報媒体や機能を幅広く活用し、最も効果的な方法で、迅速に情報を発信していきます。

また、久留米市が東京 2020 年オリ・パラ大会のキャンプ地として決定していることから、見学に訪れる観光客（外国人を含む）に対し、久留米の文化芸術に関する情報を積極的に発信していきます。

#### 【市の主な取り組み】

項目	取り組みの概要
広報紙、ケーブルTV、FM放送などによる発信	広報紙などの紙媒体や様々なメディアを活用した情報発信を強化します。
HPの充実、SNSなどによる発信	ホームページの充実と新たな情報ツールの活用など、インターネット機能を活用した情報発信を強化します。
文化情報の多言語化による積極的な発信	久留米の文化芸術や文化施設等の情報を提供するため、情報の多言語化対応等を進めていきます。

#### <推進体制のイメージ>



## IV章 計画の進め方

### 1 様々な主体の主な役割

#### (1) 市民や文化芸術団体の役割

市民や文化芸術団体は、文化芸術活動の推進の主役であり、文化芸術を享受するとともに、創造する主体でもあります。したがって、市民や文化芸術団体みずからが文化芸術への関心を高め、鑑賞や活動を積極的に広げていく役割を果たすことが期待されます。

#### (2) 行政の役割

行政は、音楽・美術・演劇の鑑賞など、市民が文化芸術に親しむ機会を積極的に創出するとともに、市民や文化芸術団体の文化芸術活動に対して、活動場所の提供や情報発信を行うなど、様々な形で支援します。

また、人材の発掘・育成など、文化芸術活動の推進に必要な施策に積極的に取り組んでいくとともに、国などの他機関との連携を図り、地域の中核都市として広域的な視点も意識しながら、施策を進めていきます。

#### (3) 公益財団法人久留米文化振興会の役割

同団体は、長年にわたって培ってきた文化芸術の振興に関するノウハウやネットワークを活かしつつ、行政と連携し、車の両輪として、様々な分野において積極的な事業を展開してきました。今後さらに、組織としての機能の強化とスキルアップを図り、市の文化芸術政策を推進するうえで中心的な役割を果たすことが期待されます。

#### (4) 久留米市文化芸術振興審議会の役割

久留米市文化芸術振興審議会は、条例により本市が設置した審議機関として、基本計画の策定や文化芸術活動の推進についての提言を行うとともに、計画の進捗状況を確認しながら、必要に応じてサポートする役割を担います。

このように、それぞれの主体が、期待される役割を果たしながら、互いに連携・協働していくことで、久留米市全体の文化芸術活動の推進を図っていきます。

### 2 進行管理のあり方

総括目標の達成状況を中心に、本計画に基づく取り組みの進捗状況について点検・評価し、その結果について、久留米市文化芸術振興審議会等のご意見をいただきながら、次の事業展開へと活かしていく、実効的な計画推進を図ります。

また、社会経済情勢等の変化に応じて、事業内容等についての不断の見直しを行っていく機動的な進行管理を実践します。

# 久留米市文化芸術振興基本計画（令和2年度～令和7年度）概要

## I 章 計画策定の背景と目的

### 1 策定の背景

#### （1）文化芸術政策を取り巻く状況

##### 【文化芸術の意義】

- ・ひとの心を豊かにし、明日への活力をもたらす力
- ・地域の特性や独自性を継承し、新しい創造を生み出す原動力
- ・自然災害時、人々の心に力を与えるなど「心の復興」に役割を果たす

- ・あらためて、文化芸術の持つ力と意義が再認識される  
⇒ 文化芸術の持つ社会的な役割が拡大

##### 【国における文化芸術政策の動向】

- ・文化芸術振興基本法の成立、第4次基本方針の策定
- ・劇場法の制定（劇場・音楽堂等の位置づけや役割等が明確化）
- ・東京2020年オリ・パラ大会を見据えた文化芸術立国中期プラン策定
- 文化芸術振興基本法の改正（文化芸術基本法へ名称変更）
  - ・文化芸術の振興のみならず、観光等他分野の施策を取り込む
  - ・文化芸術により生み出される様々な価値の活用を明示
  - ・地方自治体においても、国が定める「文化芸術推進基本計画」を参酌して、地方版の計画を策定するよう明記
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行
- ・国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律成立（議員立法）  
⇒ 国においても文化芸術政策を積極的に推進

##### 【久留米市における文化芸術政策の果たす役割】

- ・文化芸術政策による「市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現」（久留米市新総合計画第4次基本計画）
- ・「久留米シティプラザ」「久留米市美術館」の開館による文化芸術政策の深化
- ・東京2020年オリ・パラ大会におけるケニア共和国、カザフスタン共和国の事前キャンプ地に決定（国際交流、都市魅力の発信）

#### （2）久留米市の文化芸術政策の現状と課題

- ・筑後川、耳納連山など豊かな自然、長い歴史と伝統
- ・産業文化を基礎に、市制施行以降、優れた芸術家が登場  
花開く多彩な文化芸術、市民による文化芸術活動が盛んな風土

##### ①久留米の文化芸術資源

- 【ひと】青木繁、坂本繁二郎、丸山豊、中村八大、藤井フミヤ等
- 【文化施設】石橋文化センター、久留米市美術館、シティプラザ等
- 【文化財・伝統文化】高良大社、梅林寺、鬼夜、御塚・権現塚古墳等
- 【産業文化】井上传（緋）、からくり儀右衛門（ものづくり）  
⇒ 現代のゴム産業や繊維産業に受け継がれる

## ②前基本計画（H27-H31）の総括

### 【前基本計画の総括目標（指標）の達成状況】

- 【目標①】「最近1年間に鑑賞した文化芸術が1つ以上である市民の割合」…【B】（目標達成には努力を要する）
- 【目標②】「最近1年間に活動した文化芸術が1つ以上である市民の割合」…【C】（目標達成には厳しい状況にある）
- 【目標③】「鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場所が市内である割合」…【A】（目標達成ができる見込み）

### 【久留米市新総合計画第3次基本計画における進捗状況】

- 「文化芸術に接する機会が増えたと感じる市民の割合」…【A】

### 【成果と課題】

- ・戦略的拠点施設「久留米シティプラザ」「久留米市美術館」が開館  
⇒ 久留米市の文化芸術政策は大きな転機（好機）を迎える
- ・「鑑賞」経験については評価【B】だが、ポイントは上昇  
↑ ・上質で多彩な催しの鑑賞機会の確保（久留米シティプラザ）  
・全国的な展覧会、ユニークな展覧会（久留米市美術館）
- ・「活動」経験については評価【C】と、厳しい結果  
↑ ・「鑑賞」経験の増加が「活動」経験に結びついていない  
⇒ 市民の文化芸術「活動」をいかに活性化するかが当面の課題

### ※その他の課題

- ・アーティスト・データベースの作成は、進捗が見られず
- ・文化施設間の連携については、さらなる強化が必要

### 【今後の展開】

- 鑑賞事業のさらなる強化と広報の充実（利便性の向上）
  - ・シティプラザと美術館を最大限に活用した鑑賞機会確保の強化
  - ・市内で開催される催しに係る、市民の関心を高める広報の充実
  - ・施設利用に係る利便性の向上
- 文化芸術教育（体験学習等）の推進
  - ・多様な主体への「アウトリーチ・ワークショップ事業」等の充実

## 2 策定の目的

- ・前基本計画の計画期間（H27-H31）の終期の到来  
⇒ 久留米市文化芸術振興条例に基づく新たな計画の策定（令和2年度以降の文化芸術振興に関する新たな指針）
- ・「久留米シティプラザ」「久留米市美術館」の開館  
⇒ 「両施設の活用によるさらなる施策の充実」という新たな局面へ

### 【基本的視点】

- ・鑑賞事業のさらなる強化と広報の充実（利便性の向上）
- ・文化芸術教育（体験学習等）の推進  
⇒ 市民満足度の高い、生活の場として選ばれる都市の実現

前計画の理念や目標を継承しながら、市民の「活動経験」の向上を最大の課題と位置付け、施策を体系的に展開

## II章 計画の理念と目標

### 1 計画の理念

・前基本計画を引き継ぎ、次のとおりとする

⇒ **市民が主役の楽しい文化創造都市・久留米**



石橋文化センター正門石壁



石橋正二郎名誉市民

※ 本理念は、石橋正二郎（久留米市名誉市民）の崇高な理念や願いを引き継ぎ、未来に向かって、市民を中心とした文化芸術の裾野が広がり、創造性が高まっていくことを希求して定めたもの

### 2 計画の目標

#### （1）計画期間

・久留米市新総合計画との連動制や整合性を踏まえ、次のとおりとする

⇒ **令和2年度から令和7年度まで（6年間）**

#### 【計画の位置付け】

- ・現基本計画は、久留米市新総合計画第4次基本計画の文化芸術に係る分野別計画と位置付ける
- ・併せて、文化芸術基本法が要請する「地方版文化芸術推進基本計画」と位置付ける
- ・施策の展開にあたっては、地方創生、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、子ども等、他の関連計画との連携を図る

#### （2）6年後のあるべき姿

・今後6年間で目指すまちの姿を次のように設定する

⇒ **久留米シティプラザや美術館などの文化施設や暮らしの身近な場所で、様々な文化芸術を鑑賞したり、活動したりする人が増え、心豊かな市民生活を創造するまち**

#### （3）総括目標

※R2.1-2に実施する調査結果を踏まえて設定予定

・継続的な状況把握の必要性に照らし、次のように設定する

- ⇒
- ①最近1年間に鑑賞した文化芸術が1つ以上ある市民の割合  
令和元年度：●●%→最終年度：●●%以上
  - ②最近1年間に活動した文化芸術が1つ以上ある市民の割合  
令和元年度：●●%→最終年度：●●%以上
  - ③鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場が久留米市内である割合が●●%以上

※特に、前基本計画で厳しい結果となった②「活動経験」の向上については、本計画における最大の課題と位置付け、目標達成に向けた具体的な施策を体系的に再構築し、戦略的に取り組みを進める

## III章 計画の柱と取り組みの内容

### 1 計画の柱

#### （1）市民を対象とした幅広い取り組みと多様な人材の育成

・子どもや高齢者をはじめ、あらゆる世代に対する「文化芸術教育（体験学習等）の推進」を図る

⇒ **具体的な施策を体系的に再構築**

#### （2）久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造

・文化芸術資源の活用、他の政策分野との連携、オリ・パラ関連

#### （3）文化施設の特性を活かした文化芸術の創造と推進

・プラザ・美術館を中心とした文化施設間連携の強化

#### （4）効果的かつ積極的な情報の収集と発信

・市民が文化施設を利用しやすい環境づくり、戦略的な情報発信

### 2 具体的な取り組みの内容

#### （1）市民を対象とした幅広い取り組みと多様な人材の育成

①文化芸術に関する子どもの創造的体験の充実

②あるゆる市民の文化芸術活動への支援

・上記2つの具体的な取り組みを再構築し、戦略的に展開していく

⇒ 子ども、高齢者、障害者、在住外国人など、幅広い市民を対象に、鑑賞機会の提供や活動の支援に取り組む  
(アウトリーチ事業、ワークショップ事業等)



アウトリーチ事業

③文化芸術に関わる人材の育成と活用

#### （2）久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造

①文化芸術団体等との連携による多様な文化芸術活動の推進

②音楽の力を活かしたまちづくりの推進

③文化財や伝統文化の継承とその活用

による郷土愛の醸成と地域の活性化

④様々な政策分野との連携

⑤公益財団法人久留米文化振興会の組織強化への支援



くるめ街かど音楽祭

#### （3）文化施設の特性を活かした文化芸術の創造と活動の推進

①久留米シティプラザを創造・発信の拠点とする文化芸術事業の推進

②魅力あふれる美術館づくり

③各文化施設の強みを活かした効果的な事業の展開

④各文化施設間の連携の推進



久留米シティプラザ



久留米市美術館

#### （4）効果的かつ積極的な情報の収集と発信

①芸術家などに関するデータの収集・整理

②文化芸術をより身近に感じてもらうための取り組みの推進

③様々な媒体を活用した戦略的な情報の発信

## IV章 計画の進め方

久留米市文化芸術振興審議会



助言  
サポート  
チェック



行政（久留米市）

市民  
文化芸術団体

連携・協働による  
文化芸術活動の推進



公益財団法人久留米文化振興会

#### 1. 様々な主体の主な役割

・各主体が、期待される役割を果たしながら連携・協働して文化芸術活動を推進

#### 2. 進行管理のあり方

・総括目標の達成状況を中心にPDCAを実践